

野田哲（委員）

大村襄治（国務大臣）（防衛庁長官）

石崎昭（政府委員）（防衛庁参事官）

藤井貞夫（政府委員）（人事院総裁）

夏目晴雄（政府委員）（防衛庁長官官房長）

〔発言順。敬称略〕

○野田哲君 まず、防衛庁に対する質問を前回に続いて行いたいと思います。

昨年六月に行われた北海道旭川における護国神社の例大祭に、北海道の北部方面総監それから青森県の大湊の海上自衛隊の地方総監、北海道の各部隊の師団長が大量に参加をしている問題が同僚の矢田部委員から指摘をされております。これについて防衛庁長官は、よく調査をする、こういうことでありますが、あのケースは、明らかにこれは憲法二十条で禁じられている政教分離、これに違反をする疑いが私は非常に強いのではないか、こういうふう思うわけです。

その後、現地から当日の写真とかいろいろ具体的な資料を送ってきておりますけれども、まず私が伺いたいのは、現地の模様、ここには写真は持ってきておりませんが、写真で見ると、現職の陸上自衛隊、海上自衛隊の幹部の人たちが着席をした席に、それぞれ官職氏名を書いた札が全部立てられているわけですね。そういう形のところに制服を着て着席をしている。こういう状態は、どのように言われてもこれは公的な出席、こういうふうにししか考えられないと思うんですが、その実情について長官は調査をされてどのような認識をお持ちになりましたか、まず伺いたいと思います。

○国務大臣（大村襄治君） 昨年の旭川の護国神社例大祭への自衛官の参加問題についての御質疑に対する調査の結果につきまして、担当の政府委員からお答えさせていただきます。

○政府委員（石崎昭君） 調査の結果を御報告いたします。まず一つは、この旭川の護国神社例大祭には北部方面総監以下

五名の者が参加しておりますが、これは前にも国会で申し上げましたとおり、私人として出席したものであるということでございます。

それから二つ目の、調査の結果は、音楽隊についてでありますか……

○野田哲君 音楽隊のことは聞いてない。

○政府委員（石崎昭君） それでは音楽隊は省きます。それからそのほかに、何か海軍の帽子とかいろいろありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○野田哲君 いや、まだ後。聞いてないことまであなた答えることはない。聞いたことだけ順番に答えてもらえばいいんだ。

〔委員長退席、理事藏内修治君着席〕

休暇をとった私的な出席と、こういうことなんでしょうか。

これは長官ね、長官の判断で答えてもらいたいと思うんですが、防衛庁は事あるごとに北海道へ侵攻のおそれがある、こういうふうなことをよく述べておられるわけですが、そういう地域の自衛隊の現地の最高の指揮官が同じ日に一斉に休暇をとって護国神社の例大祭に出席をする、こういうことが常識的に考えて私的行為、こういう理解ができるんですか、これは客観的に考えて、いかにもこれは不自然じゃないですか。また、一斉に休暇をとるといふやり方、もしそれが手続がされておるとすれば、それを許可するやり方としても非常におかしいんじゃないですか、いかがですか。

○政府委員（石崎昭君） これは前にも御説明したとおり、それぞれ各人が休暇をとって私人として出たのでありまして、たまたま同じときに何人かが休暇をとって、それが集団で何か行動しているというふうに見られるのか、個人個人が休暇をとってたまたま行ったのがばらばらの行動としてとられるのか、これはとり方の問題であろうかと思いますが、とにかく当日各人が休暇をとって私人として出席したと、参拝したと、こういうこととさせていただきます。

○野田哲君 いや、長官に私は判断を聞いています。そういうふうには北海道なり青森の大湊の海上自衛隊なりの、あの地域の自衛隊の第一線の指揮官が一斉に申し合わせたような形で休暇をとるといふ形が防衛庁長官の判断として許されるのかどうかと、こういうことなんでしょう。

○国務大臣（大村襄治君） 休暇の申し出につきまして、（理事藏内修治君退席、委員長着席）それぞれの場合について検討しまして、差し支えないと判断し

て許可が与えられたものというふうな報告を受けております。

○野田哲君 北海道における各部隊の最高指揮官が一斉に任務を離れるという状態をあなたは差し支えないという判断をされたのはどういう根拠に基づいてですか。そういうことがあっていいんですか。

○国務大臣（大村襄治君） 個々の場合に審査して支障がないというところで許可されたものであるというふうな考えでおります。

○野田哲君 人事院に伺いますが、人事院の藤井総裁、あなたの方では一つの役所の幹部が一斉に休暇をとって留守になる、こういう状態についてこれを適正だという判断をされますか、どうですか。

○政府委員（藤井貞夫君） 一般的、画一的にある事態を仮定をして物を申すことは適当ではありませんので、その点に対する私のこの場における見解というものは差し控えさせていただきますと思います。ただ、これは任命権者の判断でやることでございますけれども、そのやり方自体の問題について特段のやっばり問題があるかどうかというところは、これは法の精神、運用の問題としておのずから一つの基準というものはあるべき問題でございます。そういうことから申しまして、どういう意図でどういふかっこうになっておるか、そのことが職場の運営、公務の運営に支障があるのかどうかというようなことについて、仮に問題が生ずるといふような場合がありますれば、それは人事院は人事院といたしまして、服務の厳正な運営を図っていくという面からこれは無関心であり得ない、一般の公務員については、そういうふうな考えでおります。

○野田哲君 長官ね、ことしもまたあつちこつちの護国神社の例大祭が近づいておりますが、ことしも去年と同じような状態で北海道の自衛隊の各部隊の第一線の幹部が一斉に休暇をとる、そして護国神社に参拝をする、こういうような形の手続がとられたとしたら、長官はどう判断されますか。

○国務大臣（大村襄治君） そのときの情勢にもよりますけれども、ケース・バイ・ケース、慎重に検討してまいりたいと思っております。

○野田哲君 去年と同じような形がまたことしやられようとした場合にはどうされますか。

○国務大臣（大村襄治君） 個々の場合について慎重に検討してまいりたいと考えております。

○野田哲君 慎重に検討ということですから、余り大きな問題として疑惑を持って見られないようにひとつ判断をしてもらい

たいと思うんです。

先ほど参事官は先走った答弁をされておられたようですが、この楽器を持って参加をした楽団ですか、あれはどういう形なんですか、形式としては。

○政府委員（夏目晴雄君） 今回の旭川の音楽祭への自衛隊の音楽隊の参加につきましては、あくまでも護国神社の例大祭とは切り離した形で、北海道の旭川市あるいは北海タイムス社あるいは旭川地区吹奏楽連盟というところの主催によりまして、音楽祭というものに参加したわけでございます。しかもその参加の仕方当たっても、この音楽祭には地元の音楽団体等八十幾つの団体が参加していると聞いておりますが、自衛隊の音楽隊の参加につきましては、市中行進のコースも一般とは変えて、あくまでも護国神社の例大祭と関係のない形を配慮しながら参加したというものでございまして、これは護国神社の例大祭に参加したというものではございません。

○野田哲君 音楽祭そのものが協賛行事になっていきますよね。それに参加をしたということは、護国神社の例大祭に一切関係ないとは言えないんじゃないですか。回るコースを少し変えたからと言って、音楽祭そのものが護国神社の協賛行事になっておれば、当然これはやはりその行事に参加をした、こういうふうになるんじゃないですか。ちょっと官房長の答えは詭弁じゃないですか。

○政府委員（夏目晴雄君） この音楽祭というものの実施をされました日にちがたまたま旭川の護国神社のお祭りと同じ期目であったということはそのとおりでございますが、あくまでもこの主催者の形も違いますし、行事としても別個に独立に企画された行事であるというふうに聞きまして、私どもとしては広報上きわめて有意義であるということ判断して参加を認めたいというものでございます。

○野田哲君 現地の状態から言えば、これははっきりと協賛行事、こういうふうな理由がございまして、だから、私はやはりどういふ理由に理由づけをされようとも、自衛隊が音楽隊という部隊を組んで護国神社の行事に協賛して参加をした、こういうふうなしか客観的に見えないし、現地の人たちもそう受けとめているわけでありまして。

加えて、あの日に旭川の自衛隊の構内を護国神社に参拝をする車の駐車場などに提供をしておりますね。これはやはり国の財産を宗教団体の行事に便宜供与をした、こういうことになるんじゃないですか。その点いかがですか。

○政府委員（夏目晴雄君） いま突然のお尋ねでございまして、私その自衛隊の施設を護国神社のお祭りのための駐車場として使用させたということについての事態をつまびらかにいたしておりませんが、ともかく旭川の護国神社のお祭りというのは、北海道の旭川の最も道民の何と申しますか、春を迎え夏を迎えた喜びをあらわすための非常に市民祭的な行事であるように聞いております。したがって、私どもとしても、そういう中において護国神社の宗教的な行事とは切り離した形で音楽隊を参加させたわけでございますが、そういうふうなことから、あるいは施設の借用についての申し入れが旭川の市当局、そういうところからあったのかもしれないが、その辺は事態を調べまして回答させていただきたいと思っております。

○野田哲君 これは前に矢田部委員、山崎委員から写真を示して見解を求め、それに対しては防衛庁も調査しますと、こうなっているから、私はこの機会に防衛庁の見解を聞いています。

旭川市から協力量議があつたかどうかというふうな言われましたが、旭川市から協力量議あつたはずはないんで、もし旭川市が協力量議をしているとすれば、防衛庁も旭川市当局もあわせてこれは政府や地方公共団体が宗教行事にかかわってはいけないというのことに對してかかわることになるんですよ。

私の手元にも写真があつたが、この護国神社の例大祭の期間中、旭川の自衛隊の構内を参拝者の駐車場に開放したり、あるいは音楽隊、あなたの方では私的だというふうな言われるかも知れませんが、明らかにこれも協力量議なんです。その協力量議に参加した自衛隊員に宿舎や、あるいは食事を提供している。こういうことになれば、自衛隊そのものが護国神社の例大祭に便宜供与を行った、財産の便宜を図った、こういうことにしかならないんじゃないですか。長官いかがでしょうか。

○国務大臣（大村襄治君） 政府委員からお答えいたしましたとおり、護国神社の例大祭そのものとは別個の行事としての音楽隊が開催され、またその翌日に市内行進に参加したということでございます。宗教団体に直接便宜を供与したという事例には該当しないのではないかと考える次第でございます。

○野田哲君 護国神社へ団体で参拝をする人たちのために自衛隊の敷地を開放して駐車場の用に供しているということは、国の財産を宗教団体のために便宜を与えた。こういうことで、これは憲法二十条、それから八十何条かの財政的な援助を与えてはいけない、こういうことの精神からして、これは間違つた行

為ではないかということをお私を中心にして聞いています。

○国務大臣（大村襄治君） そのころにいろいろな行事があるわけでございますが、市民に協力する意味で施設の一部を駐車場に充てたと思うわけでございますが、直接宗教団体の行事に参加する人のために施設を供与したということではないかと思つてはどうか。事実関係をつまびらかにしなければならぬと思つて、先生御指摘のように、宗教団体の行事に参加する者だけを対象として施設を供与するということがありとすれば、その点は問題ではないかと思つております。

○野田哲君 去年のことをあなた方は調査してお答えしますということになって、そのままになっているから私は聞いています。写真を持ってきておりましたら、私はここまで大人げないから写真をきょうは持ってきておりましたが、写真もあるんですよ。護国神社へ参拝する団体客のために自衛隊の敷地を提供していますからそこへ駐車をしてくださいということ、団体のバスがどつと駐車をしていくんですよ。そういう標識もあるんですよ。だから、一般市民に開放した中にたまたまそこへ来る人の車が入つていたということじゃないんですよ。護国神社へ参拝をする人の専用の駐車場として自衛隊の敷地が提供されているんですよ。それだったら、明らかにこれは自衛隊の用地を宗教団体の便宜に供したということになるでしょう。どうですか。

○国務大臣（大村襄治君） 前回の御質問の際には施設云々の点はお尋ねがなかつたものでございますので、調査の対象にしておらなかつたわけでございますが、本日お話がございましたから、そういった事実関係は必要があればなお調査してみたいと考えます。（いまの答弁許さぬぞ、そんないいかげんな答弁」と呼ぶ者あり）

○野田哲君 ちょっといまの最後は聞けないんで、もう一回。○国務大臣（大村襄治君） 駐車場云々の点につきましては、「いいかげんなこと言うな、写真で示したんだ、いいかげんな答弁許さぬぞ」と呼ぶ者あり（写真につきましては、旧軍の帽子をかぶっている人の写真は見せていただきましたが、駐車場の標示に関する写真は、私の記憶におきましては御提示がなかったものというふうな記憶いたしておりますので、「政府委員がみんな持つていったんだ、私から、いいかげんなことを言うなよ、でたらめ言うな」と呼ぶ者あり）私の拝見しました中には、駐車場の標示に関するものは記憶になかつたものでございますので、いまのような御答弁を申し上げたわけでありまして。

○野田哲君 この部分については質問を留保して、後刻また私

は写真を持って、山崎委員と同じ写真を私も持っているわけですから、それをこの前一括して提示をしているにもかかわらず、そういう答弁では納得することができませんので、防衛庁関係に対する質問は留保して、後刻改めて質問をいたしたいと思ひます。

(略)

【五五七】参議院内閣委員会(第九十四回閉会後)会議録第一号(昭和56年7月28日)

(発言者)

野田哲(委員)

宮澤喜一(内閣大臣)

房長官)

角田禮次郎(説明員、内閣法制局長官)

安武洋子(委員)

〔発言順、敬称略〕

○野田哲君 宮澤官房長官に伺いますが、与党の自民党の中で八月十五日の議論が大分盛んになってきているようであり、一つは、八月十五日に総理に靖国神社に公式参拝を求め、こういうこと、それからもう一つは、八月十五日を慰霊の日として定めると、こういう議論があるやに報道されており、まずこの八月十五日について、昨年もいろいろ総理が靖国神社へ参拝されることについて議論があったわけですが、ことは自民党のこのような情勢の動きなどの中で、八月十五日にどういふふうはこの問題をされようとしているのか、伺います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私どもの党内でいろいろ議論があることは承知いたしておりますけれども、党としてこういう考えであるということをとめたとはいっておりません。したがって、政府に対して党の方から何かの形で申し入れがあったというような事実はたいたいところございません。

なお、八月十五日に鈴木総理大臣が靖国神社に参拝をいたしますかどうか、ただいまのところ、私承知をいたしておりません。

○野田哲君 承知をされていないということは、何か新聞の報道では、自民党はきょうの総務会でこれについての態度を協議されるというふうな報道されておりますし、何かきょうは櫻内幹事長が総理の自宅でこの問題について相談をされたという報道があるわけですが、そういういろいろな動きをにらんでまだ決めていないと、こういうことなんでしょうか。それとも、もう議論がやかましいから参拝はやめた、こういう意味なんですか。どうでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨日、櫻内幹事長が総裁・総理に對しまして、八月十五日という日を将来長く記念の日とすべきかどうかということについて党内に異論があるという、そういう

御紹介をされた、説明をされたというふうには存じておりますけれども、それ以外のことをあるいは党で何かの決定を考えている、あるいは決定をしようとしているということは存じておりません。

それから、総理大臣の八月十五日の日程につきましては、別段党内にそのような議論がある、なしというところで決めることをちゅうちょしておるといふような意味ではございません。

○野田哲君 櫻内幹事長の見解、新聞に報道されているのを読みますと、党内からの公式参拝の要請があることについて、一つは政府が、従来から公式参拝ということになるとこれは憲法上の疑いが出てくる。それからもう一つは、私的参拝ということで行っているが、実際は総理大臣という肩書きを記帳しているんだから、実質的には公式ではないか。だから、もうこれ以上は公式か非公式かを突き詰めなくともいいじゃないかと、こういうふうな意味の発言をされているわけですね。そういう形で、問題をあいまいにされたままでもまたこの参拝をされる、こういうことでは私は、これは問題がさらに尾を引くことになるんじゃないか。政府は、やはり依然として、公式参拝ということとは憲法二十条のたてまえからできない、この見解は間違いのないわけですね。

○説明員(角田禮次郎君) 正確にお答えをいたしますが、昨年の政府が衆議院の議運に對して示しました統一見解というものがございます。それを読み上げたいと思ひます。「政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは」その次が正確な表現でございますが、「憲法第二〇条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。右の問題があるということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定してはいるが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということである。」、こういうことでありまして、違憲であるというふうなことで断定はいたしておりません。

○野田哲君 公的、私的、この区別はどういうふうにつけるわけですか。恐らくまたことしも参拝するということになると、八月十五日、武道館に引き続いて靖国神社へと、こういうことになると思ふのですが、はじめはどこでどうつけるのですか。

○説明員(角田禮次郎君) この点につきましてはも従来からたびたび申し上げているところでございますが、政府としては、憲法二十条三項との関係におきまして公的参拝が問題があるとい

立場をとっておるわけでございます。その場合の公的、公式参拝というのは、これも昨年、衆議院の稲葉議員に対して答弁書でお答えをいたしておりますけれども、定義的に申し上げれば、いわゆる公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝することを、いうという定義に沿って解釈をしているわけであります。

そこで、次の問題として、公式参拝はそういう定義の上にならうかと思いますが、この点につきましては、御承知かとも思いますが、五十三年十月十七日の安倍官房長官が参議院の内閣委員会でお示しをいたしました統一見解というものによって政府は判断をしているわけでございます。

○野田哲君 八月十五日を記念日にしろということについては、これは政府としてはどういふふうに取り扱われようと考えておられるわけですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほども申し上げましたように、この問題について自由民主党の中でいろいろな議論が行われていまして、したがって、政府に対して申し上げようというところと、まただいままでのところございませんで、政府としてどうするかというのを決定いたしましたときには、もしそのような党からの申し入れでもございませんで、その段階で閣僚とも諮りましてどういふふうにするべきかを決めたいと思っておりますけれども、ただいままだ相談をいたしております。

○野田哲君 八月十五日の問題と、それから靖国神社公的参拝という問題は、これはやはり連動していると私も受けとめてはいるわけです。したがって、靖国神社参拝についても公的ではないけれども私的ならいいんだ、こういうことで問題が決着がつく性質のものではないかと思っております。私どもは、やはり公的、私的の問題はかつて三木総理が見解を表明された、閣僚は地位の重みからして公私の区別はつけがたい、こういう見解、これがやはり正しい見解ではないかと思っております。私的ですよと言えればそれは私的だ、私的参拝だと、公的だと言えれば公的、こういうような形で処理できる問題ではないかと思っております。恐らく長官、あれでしょう、八月六日広島にお見えになるといふふうには聞いておるわけで、私も広島出身者として、広島にお見えになることは心から歓迎をいたしますが、あれは恐らく公的だと思うんです。八月十五日靖国神社へ行くのは私的、広島島の原爆慰霊碑の前にかしずかされるのは公的、国民はどうやって区別がつくんですか。これはつかないかと思っております。だから、

私はやはり八月十五日を記念日にするという問題と靖国神社の問題、連動した一連の問題でありますから、政府としては十分憲法の精神等を照らして対処してもらいたい、このことを要望して終わりたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま御指摘の点はよく留意をいたしてまいります。

(略)

○安武洋子君 官房長官にお伺いをいたします。

七月二十一日付の新聞でございしますが、自民党の櫻内幹事長が、現在、首相ら閣僚が行っている靖国神社参拝は本質的に公式参拝である、こういう見解を明らかにしたと報道いたしております。従来政府は、首相とか閣僚の参拝、これは肩書きを書いたり、それから事実上の閣議の申し合わせをしたりしながら、私人の資格でと、こう言ってこられました。靖国神社の参拝につきましても、三木内閣当時の公式参拝の四条件、これを、いまは玉ぐし料を国費から支出したかどうかだけ、これを、いかにする、なし崩しに拡大解釈、運用を行ってきいております。こういうふうな状態といえますのは、実質的には憲法違反の靖国神社公式参拝であると国民の目に映るのは当然でございします。だから批判を浴びてきたわけですから、いま公然と本質的に公式参拝である、こういう発言が出てきたことは、私どもが再三指摘してまいりましたけれども、それをいかに私的参拝と言おうが実質的には公式参拝であるということ、これを自民党首脳が裏づけたことになりまして。

そこで、官房長官にお伺いをいたしますけれども、現在の首相、閣僚の靖国参拝、これを本質的にどのように見ておいでございませうか、お伺いをいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 自民党の幹事長の発言云々につきましては、私、その内容を存じませんので、つまびらかにいたしませんので、私からどうもコメントを申し上げるわけにまいりません。

なお、後段の御質問につきましては法制局長官からお答えをいたします。

○説明員(角田禮次郎君) 毎回申し上げておりますが、いわゆる公式参拝につきましては憲法二十条第三項との関係において問題がある。その問題があるという意味は、憲法違反ではないかという疑いをなお否定できない。したがって、事柄の性質にかんがみまして、慎重な立場をとり、いわゆる公式参拝を

差し控えるということが政府としての一貫した態度である、こういうことを従来から申し上げておりますし、昨年の統一見解でもそのように申し上げているわけでございます。

○安武洋子君 私は、官房長官が櫻内幹事長の発言を御存じないとしても、いまの総理ないし閣僚の参拝をどういふふうの本質的に見てなさるのかということをお伺いいたしましたので、法制局の御答弁でなくて長官の御答弁を伺いとうございします。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま法制局長官が申し上げたとおりでございまして、政府としてはその見解に基づいて行動をいたしておるということでございます。

○安武洋子君 では、公式参拝ではないと否定なさって、櫻内発言と異なるというふうなことだと思えます。

そこで、靖国の公式参拝につきましては、先ほどの御答弁にもありましたように、政府の統一見解が出ております。その中には、憲法二十条の三項の関係で問題がある、こういう立場を一貫しているとか、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないとか、こういうふうな述べておられます。昨年八月十二日、私も当委員会でお質問申し上げましたけれども、そのとき宮澤長官は、玉ぐし料を国費で支出する、これを私的だと言うわけにはいかなというふうにも答弁をなさっております。ところが、政府の与党であります自民党の内閣部会と靖国神社問題小委員会、これは首相、閣僚の靖国神社公式参拝の実現及び八月十五日の戦没者追悼の日の閣議決定、これを政府に求めようとしておりますし、本日の自民党の総務会と政務調査会では、それぞれ異議なく、内閣部会から出されてきた二つの要求を確認して政府との交渉を党四役に一任し、一両日中にも政府に申し入れることになったというふうな聞いております。それから七月二十二日ですね、政府・自民党の間では、自民党が公式参拝を叫ぶから政府の方は否定せずに黙認するといふふうな暗黙の合意があるというふうな報道もなされていたわけですね。

私は、鈴木内閣が統一見解の立場、こういう立場に立つなら首相、閣僚の公式参拝は鈴木内閣の方針、これに沿わないもの、こういうふうな思いますが、この点は官房長官いかがお考えでございませう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 自由民主党の中でいろいろな議論がございまして、本日も議論になった由でございしますが、政府の方にまだどういふことの申し入れはございませんで、内容についてわかっておりません。

それから、政府の物の考え方はどうかと言われることにつきましては、これは先ほど法制局長官から申し上げたとおりでございます。

○安武洋子君 では、閣僚の公式参拝というのは鈴木内閣の方針には沿わないものというふうなことだと思いますが、靖国神社の公式参拝、それから戦没者追悼の日の設定、こういう策動がいまの軍備増強、それから日米軍事同盟の強化、それから非核三原則の空洞化というふうな中であらわれていることとは、私は実に重大なことだと思っております。で、五月二十日の靖国神社公式参拝実現全国総決起大会、この中でも靖国神社の国家護持は防衛の精神の支柱、こういうふうなことが相次いで発言をされております。これを見ましても、靖国神社公式参拝と戦没者追悼の日の設定というのは根は一つだというふうな受け取らざるを得ません。靖国神社法とか、あるいは天皇、首相の公式参拝の要求というふうなことは、再び靖国を軍国主義の日本のシンボルに復元しようというふうなもので、私は首相などの公式参拝、これはこういう動きに呼応するものだと思います。戦争犠牲者を本当に追悼して遺族の悲しみに報いる道というのは、侵略戦争を再び繰り返さない、その先頭に政府が立つことだ、立って努力をすることだというふうな思いがあります。ですから、私は宮澤長官に御要求申し上げますけれども、党四役から二つの要求の申し入れ、これが一両日中にあるのですけれども、こういう申し入れがあつてもこの申し入れを閣議決定をしない、そして従来のような形で総理、閣僚の靖国参拝、この八月十五日もですが、それ以後も行わないということをお私に御要求申し上げます。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 申し入れがあるかないか、まだわかりませんが、またどういってお話であるのか、どういふ考え方であるのかわかりませんが、そういうことがございましたときに考えてみたいと思っております。

○安武洋子君 それでは、いま私が申し上げました趣旨を十分に踏まえていただいて、そのお考えの中にこれを入れていただき、私の要求をかなえていただきたいということをもう一度強く申し上げます。

(略)

【五五八】第九十四回国会衆議院内閣委員会議録第十六号(閉会中審査)(昭和56年8月18日)

(発言者) 鈴切康雄(委員)

味村治(説明員、内閣法制局)

第一部長)

中山太郎(国務大臣(総理府

総務長官))

中路雅弘(委員)

【発言順。敬称略】

○鈴切委員 (略)

あと一、二問でございますが、去る十五日、鈴木内閣の閣僚のほとんどが靖国神社に時を同じくして参拝をされました。これが公式参拝につながるという懸念と批判が国民の中にはあるようでありますが、政府としては、私人の立場で参拝することは問題はないと従前から言っております。五十五年十月二十八日に靖国問題に対する稲葉委員に対する答弁書の中で、政府は、「靖国神社への公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝することを指し、国家護持とは、国が靖国神社の運営について、参し、又は国費を支出することを意味することが多いと考えている。また、憲法上、これらの行為が問題となるのは、第二十条及び第八十九条との関係である。」という答弁をされております。

そこで、「公務員が公的な資格で参拝すること」ということは、具体的にどういうことを意味しているんでしょうか、法制局。

○味村説明員 おっしゃるように、稲葉議員に対する答弁書におきましてそのように答弁しているわけでございます。それで、公式参拝というのは、公務員が公的な資格で参拝することと申し上げているわけでございます。これをもっと砕いて言えとおっしゃられてもなかなか言えないわけでございます。結局は、たとえば政府が政府の行事といたしまして参拝するということを決定するということでございます。要するに、公的な資格で参拝するということがございます。要するに、公的な資格で参拝するということがございます。

○鈴切委員 たとえば靖国神社の参拝について、これを閣議に諮ったとかあるいはまた申し合わせをしたとかいうことになれ

ば、それは言うならば公式参拝であるということになりましょか。

○味村説明員 先ほども申し上げましたように、政府の行事として参拝をするということを、たとえばおっしゃいますように閣議で決めたということになりますれば、それは公式参拝ということになると存じます。しかし、単に閣僚の方々が参拝しようということをお申し合わせしたというだけでは、これは私人としての参拝を御一緒にしようということをお申し合わせたのかもしれないので、そのような場合に公式参拝になるということはお断言できない次第でございます。

○鈴切委員 それでは、たとえばもうすでに閣議が始まったという段階において申し合わせをしたというのと、それから閣議が始まる前においてみんなが集まったから申し合わせをしたのと、それから閣議が終わって、これで終わりだよと言ってから申し合わせをした、こういう内容ではおのずと違うわけでありますけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○味村説明員 閣議のやり方につきましては、私ははっきりしたことを存じないわけでございますが、閣議というからは、国務大臣の合議体といたしまして、そこで何らかのことを決定するということがありまして、初めて閣議決定ということになるかと存じます。したがって、閣議の前とか後とか、そういう時間的な問題というよりは、むしろ閣議として決定したかどうかということが問題であろうかと存じます。

○鈴切委員 閣議で決定というまにいかないと、了解とか申し合わせということがあると思うわけですが、閣議の中で了解とか申し合わせということがいかにないか。

○味村説明員 これは厳密に申し上げますと、私の所管ではないのでございますが、御承知のように、閣議決定というものと閣議了解というのがあるように聞いております。いずれも内閣としての意思決定であるというように存じます。しかし、申し合わせというのはないように存じますし、申し合わせというのは、その具体的な状況におきましてどのような効果を持つかということ、具体的な状況がございませんとちよつと何とも申し上げかねる次第でございます。

○鈴切委員 では、私人としての立場であるか、公人としての公式参拝であるかという問題に対しては、かつて真田法制局長官のときに、たとえばということによって具体例を挙げておられるわけでありませんが、一つは首相の肩書きを記入しない、あるいは公用車を使わない、玉ぐし料を公費から出さない、閣議で申し

合わせをしないということであったと記憶しておりますけれども、公式参拝に該当する具体的な条件というものを明確にしてください。

○味村説明員 先生おっしゃいましたのは、俗に靖国神社の参拝につきましての公私の区別をする基準の四条件と言われているものと存じますが、実は法制局といたしましては、そのような四条件として公私の区別の基準を申し上げたことはないのをごさいます。これは真田前長官も、たしか当委員会におきまして、そのような四条件を公私の区別を判別する基準として申し上げたことはないというところは明確に申し上げている次第でございます。したがって、公式参拝か否かということを決する基準は、あくまで先ほど申し上げましたように、公的な資格で参拝するかどうかということでございます。

まず、公的な資格で参拝すると見られる場合といたしましては、先ほど申し上げましたような政府の行事として行う、参拝するということを決するとか、あるいは玉ぐし料を公費で出すとなれば、これは公的な資格でなかつたという言いわけはあ立たないであろうというふうに考えられるわけでございます。○鈴切委員 結局それじゃ閣議において閣議決定する、あるいは閣議で了解をする、それ以外は公的とかそれから私的だということの判別は全くつかない。だから、何をしてもそれは私人であると言えれば私人というようにとられる。ただし、玉ぐし料を公の金から出したということであれば、これはいわゆる弁解はつかないであろう。これだけですか。

○味村説明員 どのような形で公式参拝が行われるかということとは、実は公式参拝ということが行われた例がないわけでございますので、申し上げられないわけでございますが、私が先ほど申し上げましたのは、顕著な例として、そのような場合には公式参拝と認められるのじゃないかということをし申し上げたわけでございます。そのほかにあるのじゃないか、絶対ないのかとおっしゃられますと、まあ絶対ないとは申し上げかねるわけで、たとえば上司が部下の職員に対して靖国神社の参拝をしてこいというように職務命令を出すというようなことになりますれば、それはやはり公式参拝ということになるうかと存じます。

○鈴切委員 自民党の要請で新設が決まった追悼の日懇談会は、政府主催で天皇陛下をお迎えして毎年八月十五日に行われる戦没者追悼日のあり方を再検討するとしておりますが、政府の意図するところは何でありましようか、また何を指して検討を

依頼されたのか、その点を明確に御答弁願います。これは瓦副長官ですか、総務長官ですか。

○中山国務大臣 お尋ねは戦没者追悼の日の問題ですか。（鈴切委員「そうです」と呼ぶ）戦没者追悼の日は、ただいままで、戦後三十六年たった時点におきましても、政府が武道館で例年八月十五日に全国戦没者追悼の日の行事を行ってきたところがございます。しかし、戦後相当時間が経過をいたしました、もう遺族の方々も孫の代になってきた。こういう時代になって、これからの戦没者追悼をすることについてどういう形が将来にわたっても適当なのか、そういう問題を改めて検討をする必要があるという判断に立ちまして、有識者による懇談会を開いて御意見を伺い、できれば来年の三月末までにその意見をもとに方針を立てていただきたい、このように実は考えておる次第でございます。

○鈴切委員 時間になりましたので、これでやめます。（略）

○中路委員 時間の中で榊委員と分担をして臨調答申問題と人勸問題を質問させていただきたいと思えます。

その前に、私一言最初にさきの閣僚の靖国神社の参拝問題についてお伺いしたいのですが、今回は外遊中の亀岡農水大臣を除きまして全閣僚が靖国神社に参拝をされました。鈴木内閣のもとで昨年に続いて行われた靖国神社の集団参拝ですが、これが実質的な公式参拝であるということをご各紙、櫻内自民党幹事長等も述べておられますが、東京新聞でも幹事長の談話としてすでに鈴木首相を初め閣僚も靖国神社に参拝し、私人とはいいなからみずからの肩書きをつけて記載している、これは公式参拝そのものだと述べ、公式参拝か私的参拝かどうかということとは解釈の違いで、実態はすでに公式参拝になっていると強調したというふうな報道しています。各省庁の事務官に私調べていただきまして、当日の閣僚の表をつくつてみたのですが、それで見ますと、公用車を使用しない、公務員を随行しない、そして肩書きを記載しなかつたのは園田外務大臣、それから河本経済企画庁長官、鯨岡環境庁長官、そしてちょっとわからないところがあるのですが、田中通産大臣ぐらいじゃないかと思うのです。大部分が肩書きも公職のをつけて参拝をされているわけ

です。閣僚のこうした事実上の公式参拝が政教分離などを定めた憲法に違反することは明白ですが、上智大学の教授で元内閣法制

局の参事官をやつておりました佐藤功氏は、著書の中でこう述べているのです。こうした参拝が機械的に慣例となるということとを考えると、むしろそれによって神社が国政と結びつく印象を与えるところから憲法二十条の趣旨に反するということが、昨年もうそうですが、ことしもそうですが、こういうことが繰り返されて慣例になっていけば、それは当然やはり憲法二十条にも触れる公式参拝に当たると述べておられるわけですね。

私はそういう点で、鈴木内閣の総理、閣僚らのこうした靖国神社の参拝について、違憲の疑いは否定できないという統一見解を出しておられるわけですから、憲法の尊重、擁護義務を課せられた閣僚として、疑わしきは行わずという見地から、靖国神社への事実上のこうした参拝はすべきじゃないと考えるわけですが、長官、いかがですか。

○中山国務大臣 私も、自分のいとこか中学の同級生たちが戦死をいたしましたので、靖国神社に祭られておる、こういうことで、閣僚になる前からあの近所を通るたびにあすこへお参りをすると、そうして霊を慰めるといふことが私の一つのパターンになっております。閣僚をやめまして同じパターンを繰り返すと思っております。特に申し合わせをして行つておるといふことではございません、あくまで私人としての参拝でございますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思えます。

○中路委員 中山総務長官はハイヤーで行かれて、公務員は随行しておられないという返事ですが、やはり肩書きは総務長官ということに記載をされているわけですね。こうした肩書きを記載して、事実上ほとんどの大臣が公用車を使い、秘書官を随行して、しかも同じ日に行かれる、これは先ほどの佐藤教授も言っていますように、私は事実上公式参拝になるのではないかと考えるわけですね。

また、秘書や閣僚の宗教も一応調べてみたのですが、これは交詢社の「日本紳士録」に出ています宗教で見ましたら、判明した十一名のうち全員が浄土真宗とか真言宗とかの仏教ですね。神社の参拝ということもありません。田中通産大臣などは、昨年はこう言っておられるのです。憲法二十条を読んでみたまえ、参拝するかしないか、オール・オア・ナッシングだと述べて、閣僚の参拝が信仰の自由、政教分離を規定した憲法に抵触するとの懸念を示して参拝せずと。ことしは参拝されているのです。新聞の報道ですと、同通産相の変化は、昨年参

拝しなかつたことで私邸などに右翼が押しかけて、家族や周囲に迷惑をかけたため云々ということが報道されているのですが、こうしたことが事実だとすれば、みずからの思想や信条、信仰も捨てて、暴力的な脅迫でまたそういうことが行われるということになれば、私はなおゆゆしい問題だと思ふのです。この問題は改めて論議しますが、やはり憲法を遵守するという立場から、疑わしきは行わずという見地に立てば、こうした参拝はやめるべきだということをもう一度繰り返し主張しておきたいと思ふます。

(略)

【五五九】参議院内閣委員会(第九十四回閉会後)会議録第二号(昭和56年8月20日)

(発言者)

山崎昇(委員)

宮澤喜一(国務大臣(内閣官房長官))

味村治(説明員。内閣法制局第一部長)

【発言順。敬称略】

○山崎昇君 公務員給与問題に入ります前に、官房長官お忙しいようでありますから、三点ほどこの機会にお聞きをしておきたいと思ふますが、第一点は、たびたびこの委員会でも議論のありましたように、閣僚の靖国神社参拝の問題が、ことは出張でおらなかった人一、二名除きまして全員が参拝したというふうな報道されておるんですが、まず、公式に官房長官から閣僚の靖国神社参拝の状況についてひとつお話をいただいで、それに基づいて私の方から質問をさせていただきたい、こう思ふます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 閣僚が、どなたがどういうふうな靖国神社に参拝されましたか、私存じておりません。報道によりまして、八月十五日に多数の閣僚が参拝されたというのを聞いておりますけれども、正式には私何も存じておりません。

○山崎昇君 そうすると、官房長官の方としては閣僚がどの人がどうしたかということ把握しておらない、ただ新聞報道で知っている程度だと、こういうことですか。——そこで、お聞きをしておきたいと思ふのは、参拝をされた後にテレビに出ましたのは法務大臣と鈴木総理であったわけですか。鈴木総理がマイクを向けられて、内閣総理大臣鈴木善幸と書きましたよ、ただ、玉ぐし料は私のポケットマネーで払いました、こういう話でありました。それから奥野法務大臣は、公式参拝がなぜ悪いんだと多少開き直つたような物の言い方で、ただ鈴木内閣が憲法違反の疑いがあると言ふからおれは私的に参拝をするんだという趣旨の考え方が述べられておりました。

そして、これ新聞報道でありますけれども、全閣僚の出席、欠席一覧表があります。さらにまた、参拝についての意見もここにかなり述べられておりますが、どうも形式は私的参拝という形式のようでありまして、実体はもはや公式参拝と言えるほどのものになつておるのではないだろうか、そしてそ

の区別は何かと言へば、玉ぐし料を自分の金で払うか公費で払うかというだけになつてきていて、政府の統一見解もあるようであり、けれども、この私的参拝と公的参拝の、もう一遍私は官房長官からきちつとした見解を聞いておきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) これにつきましては、福田内閣当時、当時の官房長官が公にされました基準がございます。法制局から御説明を申し上げます。

○説明員(味村治君) 昭和五十三年十月十七日に参議院の内閣委員会席上におきまして安倍官房長官が御説明になりました統一見解がございます。これを御説明申し上げたいと存じます。

内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であっても、私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うまでもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であつて、このような立場で靖国神社に参拝することは、これまでもしばしば行われているところである。

そうして次に、公私の別につきまして、内閣の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれた私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる。

さらに、先ほど御指摘になりましたような記帳とか、いろいろな問題につきましては、

先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもって私人の立場を超えたものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない。

また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えられることはできない。

さらに、気持ちと同じくする閣僚が同行したからといって、私人の立場が損なわれるものではない。

このように公私の区別の基準につきまして安倍官房長官が御説明になったところでございます。現在の政府の見解もこのとおりでございます。

○山崎昇君 それは私も承知しています。いまあなたの説明があったように、当初三木さんが言われたときには、肩書きはつけません、公用車も使いません、玉ぐし料はもちろん自分の金で払います、おおよそ出されましたのはこの三つが中心でありました。

ところが、いま私から申し上げたように、全部の閣僚が、総理大臣以下全部行っている。ただ農林水産大臣は外遊中でありましたから行っておりません。公用車はもちろん全部使っている。玉ぐし料について述べたのは、さつき申し上げたように、総理にマイクが向けられて、総理は自分の金で払いました。だから、形の上は私人というふうな状態になっていまして、実体はもはや公的と言わざるを得ないような状態になっていっているのではないかと。そしてその最も区別の中心は何になってきているかと言うと、ここまで来れば、もう玉ぐし料を自分で払うかどうかというところにもはや来ていてではないんだらうか、この判断するのが私は現状からいって常識であらうし、国民もまたそういう目で見ていないんだらうか。

だから、重ねて言えば、もし玉ぐし料を払わなければ、一体、まるまる公的と言われてもやむを得ないような状況になつていないんじゃないだろうか。内閣で言う憲法違反の疑いがありますなんていうのはどこかへ飛んじやつていないんだらうか、こういう感じがします。これは一体官房長官としてどういうふうにお考えになるのか、重ねてお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 玉ぐし料を払わなければ区別がつかぬではないかというお尋ねであったかと思いますが、この問題は、公の負担において玉ぐし料が払われた場合には公の性格を帯びるということでございますので、玉ぐし料を納めていないという場合には、それに関する基準は踏まえていないということに尽きると思います。

○山崎昇君 だから私は、三木さんのときから言われてきたことが全部外されて、もはや残っておるのは玉ぐし料だけでないですか、言うならば、あと、なるほど閣議で決定しております。申し合合わせたわけでもないでしょう。ですから、形式的に言えば私的になるかもしれない。実体は公的である。その区別の最大のポイントは何かと言ったら、玉ぐし料しかないじゃない

いですか。それをもし払わなかったら、全く公的と言わざるを得ないような状況にあるんじゃないんだらうか。私はこれはやっぱり深刻に考えておく必要があるんじゃないんだらうかというふうに考える一人ですから、重ねてこの問題を取り上げたわけなんです。もうすでに終わったことではありません。これ以上は申し上げませんが、本当に内閣が憲法違反の疑いがあるというなら、疑いのあるような行動をやらぬように閣議なり何なりできちんとしてもらいたいということをあなたに重ねて申し上げておきたいと思えます。

それから、第二にきょうお聞きをしておきたいと思えますのは、私も北海道へ行っておつたんですが、中川科学技術庁長官が北海道におきます講演で天皇陛下の靖国神社参拝について述べられて、これはもう北海道新聞でもかなり大きく扱われました。これは政府として中川長官との間にどういふその後報告を求めたのか、あるいはまた政府としてはこれに対してどういふ見解をお持ちなのか、まずその点をお聞きをしたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点につきましては、中川科学技術庁長官から私にその後御説明がございまして、中川長官が言われたこと、それは従来から言ってきたとおりで、中川長官が言われたこと、それは自由民主党は靖国神社の国家護持をすることを公約として掲げているのであるから、早くそれが実現をしてそして陛下も参拝されるというようなことになると、これは自分では望ましいと思う、こういうことを言われ、もちろん、しかし現在、鈴木内閣のもとで内閣がとっている方針に自分は反した考えを持ち、あるいは反した行動をするものではない、こういう御趣旨というふうにお承知をしております。

○山崎昇君 そこで官房長官ね、私はこの新聞報道を見たときに、いまから三年前であります、あるジャーナリストのレポートがここに手元にございます。これは一九七八年の九月号の「宝石」という雑誌に出されましたレポートであります。私は注目すべきレポートだと思っておりますので今日までこれ大切に保管をしている一冊であります、これを見ると、表題は「天皇・改憲・世直し——タカ派集団の目指すもの」というのが表題であります。

中身は相当なページ数でありますから全部言いませんが、一つは、天皇陛下の退位を図るべきである。二つ目には、靖国神社の国家護持がなかなか実現できないから、戦術を変えて、まず第一に閣僚の公的参拝を目指すべきである。そして大きな意味で言うならば憲法改正、その一つは、象徴天皇から天皇の元

首化へということ、二つ目には第九条の改正、これらが与党内部で相当前から準備をされ、特に三年前の終戦記念日を契機にしてかなり具体的に検討されているというのがこのレポートの内容であります。そして、その中に最後に、天皇陛下の靖国神社参拝、これをどんなことがあっても実現をすべきである、こうなっていると指摘をされているわけです。

そして私は、特にこの中で注目しなきゃならぬのは、いまの天皇陛下が在位中にも靖国神社の参拝を実現をすべきである。その理由は何か。それはいまの皇太子殿下は、この文章で言えば、「アメリカ流の教育を受けて育つた皇太子が、果たして日本右派勢力の悲願である「天皇制復活」「再軍備」「第二次大東亜共栄圏建設」の興望を担って「大元帥」に変身できるだろうか。」「きわめて皇太子に対して不信任感を持つと、こう述べられています。そして最後に、これは遺族会の幹部だそうでありまして、「今のうちに」とは、「天皇陛下がお元氣なうちに」という意味です。はっきり言って私たちは、皇太子殿下に一種の危惧を感じております。アメリカ流の合理主義を身につけられ、日本古来の思考を排されるのか。英霊顕彰に關しても、あまり積極的でないとかがございまして、こういう文章が、これが結語に近い文章になってこのレポートというのが書かれております。

私は、これはきわめて危険な方向に行っているのではないんだらうか。またしても天皇制度というものを政治的に利用しようとしている状況にあるのではないんだらうか、こう私はこのレポートを改めて見ているわけなんです、いま私が部分部分で述べておりますけれども、述べた点について、政府のまとめのなかめでありまして官房長官としてはどういふふうにお考えられますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 自由民主党の中におきましていろいろな議論があり、いろいろな検討がなされておりますことは、これは政党内閣でございますから当然なことでございますが、政府といたしまして憲法を改正する意図はないということは、鈴木総理大臣がしばしば国会で申し上げておられますことでございます。

なお、靖国神社の参拝につきまして、国務大臣の参拝がこういう性格のものであるというところは従来から申し上げておりますが、そのことは陛下の参拝についても同様なことでありまして、陛下が靖国神社に参拝される場合、私人として参拝をして

おられると承知しております。

○山崎昇君 少なくとも閣僚の一人がその講演会でこういう発言をするということは、形の上ではいま鈴木内閣は憲法改正やらない、しかし大臣個々はいろいろなことをいろいろなところと言っております。問題になつてくると、最後は、鈴木内閣がそういう方針をとっておりますから私も従うんです、何も本心から従つておるわけではない。私は本心に、そしていま申し上げましたように、政党ですからいろいろな人もいます。いろいろでしようけれども、天皇制度というものを再び政治的に利用してやがては靖国神社の国家護持に持つていきたい、こういうことは許されないことではないんだらうかと思ひます。

しかし、これはきょうそれだけが本題でありませんから、私は多くのことを申し上げたいのですが、言いませんけれども、内閣はやっぱり私は拳々服膺して本当の意味で憲法を守る、国民生活の中に憲法を生かす、これは当然のことです。九十九条の憲法遵守の義務というものを名実ともに果たしてもらいたい。国民に要らざる不安を与えたり疑念を与えたり、そういうことのないように私は重ねて願つておきたいと思ひます。

【五六〇】第九十五回国会衆議院會議録第五号(昭和56年10月1日)

○村上弘君 (略)

残念ながら、今日わが国は、軍拡と戦争への道を速いテンポで進みつつあります。本年八月の靖国神社への閣僚の集団参拝昨年来の自民党、右翼勢力、勝共連合等による乱暴な教科書攻撃もその危険なあらわれであります。

(略)

国民を戦争の方向に思想的に動員するための靖国神社国営化の策謀や、反動的な教科書検定体制の強化をやめ、今回の社会科教科書検定の経過と内容を明らかにすることを要求します。

(拍手)

(略)

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) (略)

靖国神社の国営化をやめるべきではないかとの御意見がありました。私は、靖国神社を国営化するという話は聞いておりません。また、閣僚が私人として靖国神社に参拝することは問題ないと考えております。

【五六一】第九十五回国会衆議院法務委員会會議録第一号(昭和56年10月14日)

(発言者)

稲葉誠一(委員)

奥野誠亮(国務大臣。法務大臣)

〔発言順。敬称略〕

○稲葉委員 大臣にお尋ねをするわけですが、実は、ことしの八月十五日、靖国神社の参拝のときに、私もテレビで見つておつたんですが、大臣が、テレビの人ですか新聞社の人ですかにマイクをあれされたときに、これは占領政策のミスリードだといふふうなお話をされたわけですね。テレビに出ていました。公式参拝かどうかというふうなことにいろいろなことを聞いたときに、占領政策のミスリードだということを大臣が言われたんです。私ははつきり覚えていてるんですが、これは真意はどういうところにあるんでしょうか、それをお尋ねさせていただきます。

○奥野国務大臣 いまお尋ねをいただきながらそのときのことをお話しさせていただきます。私が靖国神社にお参りをいたしましたら、大ぜいのマスコミの方々が一遍に寄つてこられて、何で靖国神社にお参りするんですかという質問が最初に出たんです。それで私は、占領軍のミスリードの話をしたと思ひます。

もう御承知のように、敗戦いたしましたときに、占領軍の基本的な日本管理政策は、日本が再びアメリカの脅威となる存在になつてはならない、こういうことであつたわけでございます。そういうことであるならば、特に極端な国家思想を排除していただくことも当然あつたわけでございますし、また、軍備を撤廃させる、将来とも持たせないという考え方もあつたであろうと思ひます。そしてまた、日本の過去がすべて悪かつたような指導の仕方もされましたし、また、マッカーサー自身が日本国民に對しまして、十二歳の少年だという意味のことも言つたように記憶いたしておるわけでございます。

当時、何か国を忘れるような国民になつてきたきらいがあつたように思つたのでございまして、私としては、国家社会のために命を投げ出した方々に對しましてそれなりに感謝の気持ちを持つていきたい、そういう気持ちがありますだけに、何でお参

りしたんですか、最初の質問がこういうことでございますので、やはり占領軍に指導されてきたそのミスリードみたいなものがいまだに残っているんじゃないか、こう私は申し上げたように記憶いたしているわけでございます。

○稲葉委員 そのミスリードという意味が、聞いている私にもよくわからないわけですね。いまいろいろ御説明がありましたけれども、占領軍のミスリードという意味がどういう意味なのか。大臣のお考えは、憲法二十条でしたか、これなども一つのミスリードの結果だというふうなお考えなんですか。靖国神社というのは軍国主義とかには全然関係ないんだ、それを関係あるようにリードしたのがミスだったという意味なのか、そこら辺のところがどうもよくわからないのですがね。

○奥野国務大臣 当時、神道指令が出まして、公務員は公務員の資格で神社に参拝してはならないということになりました。しかし、神社が他の宗教と同じような立場に置かれた場合には、他の宗教が受けると同じ保護を国から受けて何も差し支えないんだ、こういうことも書かれておったように思うわけでございます。

私は、神社にお参りすることが軍国主義になるといふふうにはいささかも思っていないわけでございます。占領軍の意図がどこにあったかは別にいたしまして、特に封建的な社会を排除するんだというような事情で、いろいろなことに対してそれなりに感謝をする、そういう気持ちがあるか封建的な思想のあらわれだというような式の当時の指導の仕方もあったように私は記憶いたしておるわけでございます。

そういうことをいろいろ考えてまいりまして、占領軍の当時の指導というものが、今日振り返ってみて、あれでよかったですと占領軍の人たちが考えるかどうかということになりますと、私は若干疑問は持ちます。ようやく勝利を得た占領軍がそのときに考えました施策と、その後東西対立が厳しくなってきた、朝鮮戦争が起こったというような事態以後の国際社会を考えました場合には、私は、占領当時の占領軍の管理政策が、そのまま今日振り返ってみてもよかったですと思つていられるかどうかは疑問ではなからうかなという感じはぬぐえませんが。

○稲葉委員 そうすると、結論として、靖国神社の公式参拝というのは、それを禁じたことが占領軍のミスリードなんだ、だから、靖国神社の公式参拝ということは、いまになつては、もう当然日本人としては許されてしかるべきものだ——大臣としての公式参拝ですよ。そういうふうなことが結論になるといふ

ふうに承つてよろしいでしょうか。

○奥野国務大臣 それとこれとは別だ、こう思つております。○稲葉委員 だけれども、そのミスリードだというと、靖国神社の場合はいずれにしても普通の神社とは違う性格を持つているんだ、だからそこに公式参拝しても、それは憲法違反の問題は起きないんだというのが大臣のお考えではないのですか。

○奥野国務大臣 私の個人的な見解を求められれば、今日、ゆえあつて公式に参拝することは、どの宗教団体についても禁じられていたものではないという判断に立っているものでございまして、これはいつか応答をしているわけでございますので、そのときの考え方と変わつていないわけでありまして。ただ、政府が公式参拝は疑義があるという姿勢をとつておりますので、私は、政府の考え方に反した行動をとる意思はないということはい言ひ続けておるわけでございます。

靖国神社で応答がありましたのは、先ほども申し上げましたように、何でお参りしたんですかというこの新聞記者の方の質問が私にはのみ込めないで、占領軍のミスリードがまだ続いているんじゃないかということの意味合いでお答えをしたように記憶いたしております。

○稲葉委員 私もあのとき聞いていましたけれども、まさかおまえとは言わなかつたでしょう。おまえと言つたんですか。

○奥野国務大臣 何でお参りしたんですかと……。

○稲葉委員 何でおまえ来た、ちよつとそれは非常識ですね。私はそこまでは——皆さんが寄つてきたのは出ていましたけれども、おまえとは言わないういんじゃないですか、大臣と言われたと思ひますがね。まあそれは別として……。

(略)

【五六二】第九十六回国会参議院予算委員会会議録
第四号（昭和57年3月10日）

(発言者)

木村睦男(委員)

植木光教(委員長)

角田禮次郎(政府委員) 内閣

法制局長官)

〔発言順 敬称略〕

○木村睦男君(略)

それから、一つ言い落しましたのが、八十九条に関連いたしまして靖国神社の問題がございまして、

国家のために犠牲になられた方を後の民族がこれを尊敬し靈を慰めることは当然のことでございますが、これを日本古来の伝統の形においてお祭りをしておるにすぎないのでございまして、私たちはこれが宗教であるとは毛頭考えておりません。そういう意味におきまして、やはりこの問題も憲法を検討し、憲法を改めようという考えの中には必ず入れてわれわれは検討いたしておりますので、この点もひとつ総理も十分お考えをいただきたいと思うわけでございます。

○委員長(植木光教君) 木村委員、答弁を求めますか。

○木村睦男君 法制局長官靖国神社の問題いかがでしょうか。

(委員長退席、理事土屋義彦君着席)

○政府委員(角田禮次郎君) 一昨年国会で御答弁申し上げたことを繰り返して申し上げるわけでございますが、靖国神社の沿革がほかの一般の神社とは違つておられること、また、靖国神社に対して一般の神社とは違つた心情を持つておられる国民が多数おられるということは、私もその認識としてはそのとおりだと存じております。ただ、靖国神社の現行法上の性格あるいは憲法解釈におきまして、それらの事情が決定的な要素になると思つておりません。木村委員の御意見に対しては若干違つた意見を申し上げますが、現在の段階において靖国神社が宗教でないという切り切るにはちやうちよを感じる、それが私の見解でございます。

【五六三】第九十六回国会衆議院文教委員会議録第
四号（昭和57年3月24日）

（発言者） 栗田翠（委員）

味村治（政府委員。内閣法制
局第一部長）

小川平二（国務大臣。文部大
臣）

〔発言順。敬称略〕

○栗田委員 法制局はおいでになつていらつしやいますか。
—— 一つだけ伺いますけれども、これはかねがねずいぶん言わ
れてきたことですけれども、宗教団体である靖国神社の国家護
持やそれから天皇、政府の公式参拝は憲法の政教分離の原則に
違反するというので、いままでも政府は見解をはつきりさせて
おいでになつたわけですが、これはいままでもそのとおり
でございますね。

○味村政府委員 この問題につきましては前から問題があるわ
けでございますが、政府といたしましては従来から靖国神社に
公式参拝するということにつきましては憲法二十条三項との関
係で問題があるという立場で一貫してきております。

問題があるという意味は、このような参拝が合憲か違憲かと
いうことにつきましてはいろいろな考え方がございますが、政
府としては違憲とも合憲とも断定はしておりませんが、このよ
うな参拝が違憲ではないかという疑いはなお否定できないとい
うことでございまして、そこで政府といたしましては、事柄の
性質上慎重な立場をとりまして、国務大臣としての資格あるい
は公務員としての資格で靖国神社に参拝するということは差し
控えるということ、これはもう一貫した方針でございます。

それから、靖国神社の国家護持の問題でございますが、国家
護持というのは法律上の言葉ではございませんので、どうい
うことを指すのかということには必ずしもはつきりはしないので
すが、仮に靖国神社の国家護持ということが靖国神社の運営
につきまして参与するとか、あるいは国費を支出する、そうい
うようなことでございましてこれはやはり憲法八十九条なりの
関係で問題があるというふうにご覧いただけます。

○栗田委員 ありがとうございます。

大臣に伺いますけれども、憲法の条文に照らして問題がある
というその考え方をそのまま運動として推進している方たち、

たとえば国家護持はすべきである、公式参拝これは違憲ではな
いから大いにやれ、そういうことを運動として推進しているそ
の考え方を教育の中にいま持ち込むことは大変問題ですね。

○小川国務大臣 教育の中にこの運動を正面から支持するよう
なこと、持ち込むつもりは全くございません。

○栗田委員 法制局、どうもありがとうございます。
（略）

【五六四】第九十六回国会衆議院内閣委員会議録第
七号（昭和57年3月30日）

（発言者） 鈴切康雄（委員）

田邊國男（国務大臣（総理府
総務長官））

石川周（政府委員。内閣官房
内閣審議室長兼内閣総
理大臣官房審議室長）

味村治（政府委員。内閣法制
局第一部長）

〔発言順。敬称略〕

○鈴切委員 総務長官は、きょうは参議院で日切れ法案の採決
があるということで、五分にはここをお立ちになるとい
話でありまして、その間時間の許す限り総務長官にお伺いして
まいりたいと思っております。

私がきょうぜひやりたいなと思つて居る問題は、先般戦没者
追悼の日ということの報告書が出されたのでその問題と、
中国残留日本人孤児、旧日赤及び旧陸軍海軍従軍看護婦の問題、
戦後処理、それから法案ということになろうかと思つて
総務長官がおいでになるときに伺つてまいりたいと思つて
いるのは、かつて中山総務長官が、戦没者を追悼することにつ
いてどういう形が将来にわたつて適当なのかを改めて検討する
必要があるという判断に立つて、有識者による懇談会を開いて
検討してもらいたい、そういうようなお話があつて懇談会が持
たれ、去る三月二十五日に総務長官に報告書が提出されました。
それに基づいて政府は今後どういう手順で報告書の内容を実施
しようかとされているのか、政府のお考え方をまずお伺いたし
ます。

○田邊国務大臣 戦没者を追悼し平和を祈念する日の問題で
ございますが、昨年の八月でございましてか追悼懇を設け、約九回
にわたりましていろいろとフリーマーケットキングをされ、いわばど
ういう方向でどういう答申をするかということではないと御苦
心された結果「戦没者を追悼し平和を祈念する日」という形の
答申をいただいたわけでございます。この懇談会から提出をさ
れました報告書によりまして、やがて閣議決定によつて制定さ
れることが適当であると実は言われておりますので、私どもも
この趣旨を十分踏まえまして必要な措置をとつてまいりたい、

こう考えておるわけでございます。

また、閣議を求めるに当たりましては、総理府の主管大臣として内閣総理大臣とこの日に行う全国戦没者追悼式の主管大臣である厚生大臣と共同請議という形をとってこの日をと行う、こういうことをごいまして、八月十五日、毎年閣議においてその日を決め、行われておりましたわけでございますから、今後はその日に基づきまして昨年どおりにやっております方向でこれを閣議に諮りたい、かように考えております。

○鈴切委員 報告書には、この戦没者を追悼し平和を祈念する日の制定手続については、いま総務長官から御答弁がありました閣議決定が適当であるというふうにごえられる、こういうふうにごえられておりますが、そこでどういう手順を踏んで、いつ閣議決定されるのか。また、八月十五日を祝日とされるのか、あるいはしないとするならばどういう意義づけをされるのか。さらに、従来から全国戦没者追悼式を開催してきましてけれども、この全国戦没者追悼式の行事形態というものが変わってしまふのか、どういうふうにお考えになっていらっしゃるか。

○石川（周）政府委員 懇談会の報告書の内容にわたる御質問でございまして、私から御説明させていただきます。報告書によりまして、「この戦没者を追悼し平和を祈念する日の意義といたしましては、「政府が先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するための日を新たに設けることは適切な措置である」という結論に達した。」という結論的な部分がございます。簡略に申し上げれば、その部分が戦没者を追悼し平和を祈念する日の趣旨にならうかと存じます。

また、手続といたしましては、今後適当なときに、ただいま大臣から御説明申し上げましたように閣議請議を行いまして閣議決定をいたすということに相ならうかと存じます。

また、全国戦没者追悼式の式様式についての御質問がございましたが、報告書では「毎年八月十五日に実施してきた全国戦没者追悼式を今後も従来どおり続けていくことを要する。」というふうにごえられているところでございます。

○鈴切委員 私の質問に御答弁がないようでありませうけれども、聞くところによりまして実はききょうあたり閣議決定をするというふうなことも言われておったのですが、なぜ現在閣議決定がなされているのか、また、いつごろその閣議決定をされるのか、そういうことについて、報告書が出されている以上はもういろいろと検討されていると思えますね。それから祝日にするのかしないのかという問題等もあるわけですから、その点について

はどういうふうにお考えになっているのか。それは総務長官にお伺いした方がいいですね。

○田邊国務大臣 この戦没者を追悼し平和を祈念する日は、これを祝日とするということはあり得ないわけでございます。なお、現在政府与党でございます自民党において検討しておるといのが実態であろうと思えます。その問題が済みませれば、私もはできるだけ早く閣議にかけ、そしてこれを決定したい、こう考えております。

○鈴切委員 終戦記念日は、戦後今日まで三十六年間にわたり慣習で呼ばれてきた名称とはいえず、国民の中に広く、深く定着をしております。報告書にも「次の諸点を考慮する必要がある」と考える。」として、「基本的には、個々人の心の問題であることに政府が深く留意すること」としており、第二に、「様々な意見が存在することに配慮しつつ、国民の大多数が素直に受け入れられるようなものにする」としてあります。この点は非常に重要な点であります。特に留意する必要があると思えます。

となると、国が戦没者を追悼し平和を祈念する日を公式に八月十五日に設定するということは、憲法第二十条の「信教の自由」または「何人も、宗教上の行鳥、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」及び第十九条の「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」という点に抵触するおそれがある、こういうふうにも考えられるわけでありませう。なかなかそのところは微妙な問題であるわけでありませう。だからそういうことで閣議決定が大変におくれるということも考えられるでしょうし、場合によっては、もうすでに定着したそういう問題であるがゆえにわざわざ閣議決定をする必要はないのじやないか、こういう国民的な意見もあるわけでありませう、その点はどうお考えでしょうか。

○石川（周）政府委員 閣議決定の手順がなされているというふうなことは私も感じておりませう。事務的には懇談会から報告書を出していただきまして各省に連絡をし、各省でもそれぞれ対応をしていくだけの準備が必要でございますし、私も率直に申し上げまして、早くても四月の声を聞き、あるいは半ば、下旬ごろということも考えられませうし、通常の事務手続であちこちに連絡を申し上げながら閣議決定の手続を進めているという感じでございます。確かに本日閣議決定云々というよう報道が一部にあったことは事実でございますけれども、私もそういうことを申し上げたことは全くございませうし、予

定としてもそういうことは組んだ記憶がございません。通常の事務といたしまして各省と連絡をとりながら閣議決定の手続を進めさせていただいているということでございます。

それから、定着したものだから閣議決定はいまさら必要ないではないかという、それは確かに御意見かと存じますけれども、私も私どもは存じませうし、懇談会の答申として閣議決定により戦没者を追悼し平和を祈念する日を制定することがよろしいというごえりの方を踏まえて、その方向で必要な措置をとってまいりたいと考えている次第でございます。

○鈴切委員 だから、報告書を見た限りにおいては、「次の諸点を考慮する必要がある」のだ、「基本的には、個々人の心の問題であることに政府が深く留意すること」、「第二は「様々な意見が存在することに配慮しつつ、国民の大多数が素直に受け入れられるようなものにする」ということでございますから、このところは御存じのとおりいろいろの考え方がありませうな形でごえりたときに、あえて政府はこれを公式な日というふうな形で閣議決定をするということについては、これは明らかになりますが、それは反対な意見もあるということに対してはどういうふうにお考えでしょうか。

○石川（周）政府委員 報告書は、そういう二つの基本的な留意点を踏まえながら閣議決定によりそういう日を設けることが適切であるという判断を下しておりますし、それが民間有識者の見識、御答申であろうと私も理解しております。したがって、二つの基本的な留意点と閣議決定とは相矛盾するものではなくて、その中で求められる一番適切な措置というふうにごえりたしております。

○鈴切委員 では、八月十五日を公式の日として決定するためにはできるだけ早く閣議決定をする、それについては四月の上旬、少なくとも四月のうちに閣議決定をする、こういうことですか。

○石川（周）政府委員 事務的にはできるだけ速やかに閣議決定をいたしたいということでごえりた段階でございます。○鈴切委員 だから、事務的にどれだけの時間がかかって、いつごろ閣議決定がなされるのかというところは一つの大きな問題でございます。あなたも事務屋さんだから、事務屋さんであればどれくらいの見通しがあるかぐらいはわかるでしょう。

○石川（周）政府委員 いまのところ、特別の支障がない限り四月の中旬中にはという感じでございます。

○鈴切委員 戦没者の追悼の日の制定問題については、実は自

民党が昨年の七月、靖国神社公式参拝の実現とセットで働きかけたという経緯があるだけに、この日を閣議決定するということになりますと、これはもう公式な日というふうになることであり、公式な日に総理大臣が、全国の戦没者追悼が武道館であった後、少なくとも総理大臣の肩書きで今度は靖国神社に参拝をするということになりますと、これは公式参拝の疑いが非常に強くなるわけでありますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○味村政府委員 従来から政府は、公式参拝というのは公務員が公の資格で神社に参拝することをいう、このように考えておるわけでございます。そういたしまして、閣僚が靖国神社に参拝されますことにつきましては憲法上問題があるという考えでございます。従来から閣僚が靖国神社に公式参拝されるということは差し控えるということが政府の一貫した方針でございます。この方針は今後も変わらないというように考える次第でございます。

このたびの答申にございます日が、仮に閣議決定によりまして定められましても、そのことによりまして直ちに、従前私的な参拝として行われておりましたものが公式参拝となるということにはならないと存じます。

○鈴木委員 公式な日に首相とかあるいは閣僚が、幾ら私的に参拝するのだといっても、やはり公人の公式参拝の疑いがぬぐい切れないものが出てくるわけです。そこで従来から靖国神社問題で問われている公人、私人の境目のあいまいさですね、これをよりあいまいなものにしてしまうのじゃないかという危惧を国民が非常に持っているわけでありますけれども、法制局としては公私の区別をより明確に説明すべきじゃないだろうか。

あなたの方で意外と中途半端な答弁しかしていませんのでこの問題はいつまでも尾を引くわけですから、そういう点について法制局としての明確な見解をお伺いします。

○味村政府委員 公人としての立場なのか私人としての立場なのかという問題につきましては、国会におきましていろいろ御議論がございまして、政府といたしましては昭和五十三年十月十七日の官房長官の御答弁によりまして措置しているわけでございます。

これは御存じでございますから読み上げるのを差し控えたいと存じます。要するに、公的参拝として一番はつきりしておるのは、政府が閣議決定によりまして参拝をしようというようなことを決めるとかいう場合が一番はつきりしている場合

でございます。あと、仮に国費をもって玉ぐし料を支出するというようなことになりましたら、これは公式でないというわけにはまいらないというふうに考えている次第でございます。

○鈴木委員 いずれにしても、これは靖国神社問題の一環として、公人、私人の境目というものを非常にあいまいにしている、そういうふうには私どもは言わざるを得ないわけです。この問題については、個人の思想の自由とか、あるいは宗教の言うならば自由という問題から考えますと、それぞれの立場において八月十五日を一つの契機として平和を願う、またあるいは追悼をおのおのの考え方によってやるということですので定着してきているものですから、その定着してきているものに対して、あえて八月十五日を公式の日というふうな形にするということについては問題があるのではないかと、そのようなことを私どもは提案をしてみたいと思っております。

(略)

【五六五】第九十六回国会参議院内閣委員会会議録
第四号（昭和57年3月31日）

（発言者）

板垣正（委員）

石川周（政府委員。内閣官房

内閣審議室長兼内閣総

理大臣官房審議室長）

安藤幸男（政府委員。説明員。

文化庁文化部長宗務課

長）

味村治（内閣法制局第一部

長）

中島忠能（説明員。自治省行

政局行政課長）

遠藤要（委員長）

峯山昭範（委員長）

田邊國男（国務大臣（総理府

総務長官）

佐倉尚（政府委員。行政管理

庁行政管理局長）

〔発言順。敬称略〕

○板垣正君 私は、初めに箕面市の判決につきまして文化庁、法制局、自治省に承りたいと思っております。

その前に、三月二十五日に、総務長官の私的諮問機関である戦没者追悼の日に関する懇談会が、終戦記念日の八月十五日を戦没者を追悼し平和を祈念する日として制定するのが適当である、こういう報告書をまとめて総務長官のもとに提出された。内容についてはすでに報道されているとおりでございますが、私はこの報告書を拝読いたしました。特に「先の大戦においては、多くの同胞の尊い命が失われた。軍人、軍属はもとより、一般民間の方々を含めると、その総数はおよそ三百万人に達する。国家・社会のために生命をささげられたこれらの同胞を追悼することは、宗教・宗派、民族・国家の別などを超えた人間自然の普遍的な情感であり、その発露としての追悼の行事を行うことは、諸外国においても幾多の例を見るところである。この自然な情感をできる限り大切にしていくことが人間として最も基本的な営みであることは、言うまでもない。」と、こうした大変条理を尽くした御答申であったと思うのでございます。

まず、こうした答申を受けて、政府はどうこれを受けとめてこれから具体的に対処していかれるか、総理府の方から承りたいと思います。

○政府委員（石川周君） たいま御指摘のように、戦没者追悼の日に関する懇談会から去る三月二十五日御報告をちょうだいいたしました。八月十五日を戦没者を追悼し平和を祈念する日として閣議決定することが適当であるという趣旨の内容のものとございます。政府といたしましては、この半年間にわたる御検討の結果の報告を尊重いたしまして、報告にございますような手続をできるだけ速やかにとりたいと思ひまして、現在その事務的な準備を進めているところでございます。

○板垣正君 なるべく早くひとつ具体的に進めていただきたいと思ひます。

これに関連をいたしまして、実は去る二十四日に大阪の地裁で判決が出ました箕面市の忠魂碑をめぐる判決、これは全くいまの答申に盛られた精神、多くの国民の心情と合致するものが多いと思ひますが、これを全く無視したきわめて行き過ぎた判決であると思ひます。わが党におきましても、異例でありまして私も、これはほうっておけないという立場で、昨日党としての見解をまとめて発表もするということでございます。時間の関係もありませんから、その内容等については詳しくお伺いするとは思ひませんが、結論として、市長に命じて忠魂碑を撤去しろと、あるいはかかった金を返せと、こういうような結論になっているわけでありまして。

伝えられるところによりますと、この忠魂碑は——これは全国的にそういう例が多いわけでございますけれども、大正五年にできておる。長年その地域の戦没者の一つのシンボルとして伝えられてきた。昭和二十年のあの占領下においては、やむを得ず本体を外して、土の中に埋めて守って、昭和二十六年から二十七年に再びこれを建てて、現在遺族会のもとで運営されている。保管、管理されている。ここにはやはり二百九十八柱のその地域の戦没者の一つのシンボルといひますか記念碑といひますか、そうした遺族にとつてはあと何にもないし、心のよりどころ。これに対しての今回の判決は、まことに残酷きわまるものであらうと思ひます。

そこで、まず第一に文化庁にお伺いしたいんですが、いわゆる忠魂碑、慰霊碑、こうしたものが現在どういうふうな全国的な状況になっているか、管理の状況等も含めて、おわかりになつている範囲で教えていただきたい。

○説明員（安藤幸男君） 忠魂碑、忠霊塔など、さまざまな記念碑は広く民間でつくられておられると思はれるのでございますが、その数は現在のところ把握いたしておりません。

○板垣正君 宗務課といへば宗教の一番わが国では担当でありますが、宗教法人、いわゆる宗教的なそういう施設、そういうものについては恐らく把握しておられると思ひますけれども、やはりわれわれの観念においても役所の観念においても忠魂碑、慰霊碑、こうしたものを宗教施設と見るような見方というもの一般的にはわれわれの伝統からいってもないんじゃないか。この辺は法制局のお立場でどういうふうなこれを解釈できるか、法制局にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（味村治君） 忠魂碑の性格につきましては、いろいろ考え方があらうかと思ひますが、忠魂碑がどのような宗教的意義を有するかということにつきましては、内閣法制局といたしましては研究する立場にございませぬので、まことに申しわけございませんが、お答えは差し控えていただきたいと思います。

○板垣正君 私もこの判決書を読んだわけでございますが、裁判官の判決の中でこういうことを言っていますね。「我が国の国民性は、宗教については極めて無節操であり、神と人との区別がつかない特異な民族である。」と、無節操で特異な民族である、裁判官がそういう見方で対処をされる。これでは、さつきこの答申を讀み上げましたけれども、一番大切にしなければならぬ亡き人々を思う気持ち、宗教を超え宗派を超えたこうした心情からまことに遠いものではないか。そして、「このような社会に、新憲法で採用された政教分離の原則を根づかせるためには、この原則を厳格に解して貫き通さなければ、画餅に等しい。当裁判所は、本件について、この原則を厳格に適用する」と、判決の結論、ここで言われていることも、ちょうどあのマッカーサーが乗り込んできて神道指令を出して、一切の日本の伝統的なものを根こそぎ否定をし、これを覆した。この訴えた人たちが心配している軍国主義の復活とか何とか、あり得ないことではありません。むしろ今度の判決によつては、占領政策の再現ではないのか。いろいろな長い歴史の中には曲折があつたし、特に不幸な戦い、指導者の責任は重大であります。しかし多くの国民はそうした運命の中でやはり国のために殉じていった。その犠牲、それが一つの象徴として、記念碑として全国各地に慰霊碑があり忠魂碑があり、それが守られてきてい

そうしたことで、重ねて文化庁あるいは自治省に承りたいわけですが、やはりこういう判決が出される、新聞等も大きく報道されるとなると、非常に全地域の純朴な素直な遺族の立場からも非常な不安を持つ、理解できない、納得できない思いにかられる。そういうことについて行政の立場からも何らかの配慮を考へられる余地がないかどうか、その辺を伺いたいと思ひます。

○説明員（中島忠能君） 下級審の判決が出たところでございまして、けさの新聞によりますと、箕面市の方では控訴するといふ考えを持っているというふうな伝えられておりますので、現在の段階で私たちが一定の見解を表明するというのは差し控えたいというふうな思ひます。

○板垣正君 文化庁、いかがですか。

○説明員（安藤幸男君） 文化庁もただいまの自治省と同様、現在控訴が検討されておるといふことでございまして、その推移を見守りたいというふうな考えております。

○板垣正君 それでは、ちよつと文化庁に確認をしておきたいことがありますが、二十六年に文部省、引揚援護庁からいわゆる公葬等についての通達が出されております。この通達によつて、占領中、神道指令またそれに基づく指令に基づいて一切の公葬等が禁止されておつた。これが二十六年の通達によつて、たとえば護国神社、民間団体、そういうものが主宰をする慰霊祭に知事、市町村長その他の公務員がこれに列席をする。その際、敬甲の意をあらわし、または弔詞を讀む、地方公共団体から香華、花輪、香華料などを贈ると、こういうことについて差し支えないと、これが二十六年九月の文部省、引揚援護庁の戦没者の葬祭についての通達でありました。これは昭和五十年の参議院予算委員会において、当時の永井文部大臣の時代も、この通達は現在も生きておるといふことは確認されているわけでありまして。

そこで簡単に、現在もその見解は変わりないかどうか、この点文化庁にお伺いします。

○説明員（安藤幸男君） 二十六年通達によりまして、それまで一般的に禁止されておりました戦没者の葬祭について、文民などの功労者、殉職者についてと同様、社会的儀礼として公務員が列席し弔慰金等を贈ることは差し支えないというふうなされたわけでございます。ただ、その場合、信教の自由の尊重、政教分離の方針に反する結果とならないよう注意すべきことが引き続き要請されております。

ただ、御質問の二十六年通達が生きておるかということにつきましては、廃止されておらないということは言えるかと思っております。

○板垣正君 生きているということでございますね、生きています。現にこの通達に基づいて三十何年来平穩に各地方においても、いわば地方の住民合意のもとに、地方自治体合意のもとに平穩に行われていると、こういう実情は、やはりまだ廃止されていませんというような消極的な受け取り方じゃなくて、こうしたものを前提として今後の指導に当たっていただきたいと思うのであります。

そこで、法制局にいま見解を求めても困難であろうと思いませんけれども、私は御要望を申し上げたい。その前に自治省にちよつと確認したいんですが、一月末でしたか、全国の県から護国神社が靖国神社に玉ぐし料を出しているとか出していないとか、そういうことをめぐって自治省が全国的に行政指導をしたというようなことが報道されましたけれども、そういう事実があったか否か、そのことをちよつと伺いたいです。

○委員長(遠藤要君) 答弁者も、時間が限られておるので、何分迅速に質問について答えてください。

○説明員(中島忠能君) ある新聞社の方がメモを持ってこられました。そういう公費から支出しているという指摘がございました。そこで、私たちの方は実態をよく存じませんので、具体的な指導ということではなくして、五十三年の十月でしたか、当委員会で政府の統一見解というのが出ておりますけれども、それをお渡しして参考にしていただくようにしたわけでございます。そういうことでございます。

○板垣正君 したがって、文書等を通じて全国的な行政指導が行われたという事実はなかったと、こういうことは確認をさせていただきます。

それから、こうした玉ぐし料をめぐつての問題とか、あるいは今度の大阪地裁の問題、いま現在そのほかにもいろいろ係争中の問題もあるようでございますけれども、こうしたことをめぐつての対立というのはまことに不幸なことであると思うのでございます。日本国民ひとしく亡き人をしのび、あるいは現在生きとし生ける日本国民はことごとく心から平和を願つておられることは間違いないわけでありませう。それが、みたまを大事にすることの見解をめぐつて、すぐ戦争を賛美するとか、軍国主義につながるものであるとか、特に靖国神社の参拝をめぐつての長年の経緯というのはまことに残念であります。しかし、その

根本にありますのは、やはり政府、法制局当局がこれらの問題についてはつきりした見解をなかなか示されない。合憲であるがごとく違憲であるがごとく、そういう非常にあいまいな態度で憲法解釈をとられているところに、各地域においてもいままで平穩に行われてきたことが行いがたくなったり、いろいろ要らざる混乱を招いておる。亡くなった方々に対して最もお気の毒であると言わなければならない。また、その遺族の心情を思いみると、まことに残酷な仕打ちではないかと思うのであります。

そこで、最高裁の津の地鎮祭判決、これは戦後初めていわゆる政教分離、あるいは憲法二十条によつて禁止されている宗教的活動は何かという基準を示された画期的な判決であった。もう時間ありませんから、内容は改めて申し上げるまでもないと思ひますけれども、こうした立場から、今度の大阪地裁の判決のように何でもかんでも宗教は国と完全に分離しなさいやいなさい。そんなことを言うならば、私学に国費を出していることは明らかな憲法違反ではないか。そういうようなことは公然とまかり通つておる。このほかいろいろ宗教施設にいろいろな形で国家の金が出ておる。

そういう立場からも、決してこれを機械的に分離するものではなくして、仮に宗教的な行為であっても、やはりその目的、その及ぼす効果がそれによつて、それが果たして信教の自由、政教の分離の立場の上から禁止されている宗教活動に当たるのかどうか。それを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれず、当該行為に対する一般人の宗教的評価等諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて客観的に判断すべきである、まことに理解のできる判断の基準が最高裁によつて、これは昭和五十二年の七月に示されておるわけでありませうから、靖国神社の参拝、現在実質的にも行われておる、それをもつてどのような実害もたらされたのか、何人がそのことに何かを強制されたのか、そういうことはなかったはずであります。

したがって、法制局もいつまでも昔の見解を墨守することなく、やはりひとつの前進を示していただきたい。特に、八月十五日を国の定める戦没者追悼の日にし、こぞつて平和を祈念しよう、戦後の歴史にとつて、一つのやはり画期的なことであるかと思ひます。こうした際に、法制局としてもそういうようなお立場においてひとつ積極的に取り組んでいただきたい。これを要望を申し上げる次第であります。お答えをひとついただきたいと思います。

○政府委員(味村治君) 靖国神社に対します公的参拝の問題につきましても、もう国会でたびたび御議論がございまして、政府の立場ももうたびたび申し上げたとおりでございます。政府といたしましては、従来からこういう公式参拝と申しますか、公務員が公の資格で靖国神社に参拝するということは、憲法二十三条三項との関係で問題があるという立場で一貫しているわけでございます。

それで、御指摘の最高裁判決につきましても、私どもとしては十分に検討をいたしましたわけでございますが、この最高裁判決に照らしましても、これが違憲とも合憲ともなかなか断定することがむずかしいというように私どもは考えているわけでございまして、まだ靖国神社に対する参拝が違憲じゃないかという疑いはいふ所定できないところでございます。

○板垣正君 いまの見解を伺えばそう言うほかないから、帰つてよく考えていただきたい、将来のことを考えていただきたい、要望を申し上げたわけであります。

(略)

(略)

○峯山昭範君 (略) ちよつと時間的な問題がありまして、時間なくなりましてのであれですが、総務長官お見えになりましたのでお伺いしますが、戦没者追悼の日に関する懇談会というのがありますね。これは総務長官の私的諮問機関らしいんですが、この懇談会の報告書を受けまして総務長官、これからどうふうに取り扱っていくかおつもりですか。

○国務大臣(田邊國男君) この戦没者の追悼の日の問題、懇談会を実は昨年の九月から九回にわたりましたして開催をされ、先般この日の制定手続につきまして、三月二十五日に戦没者追悼の日に関する懇談会から私に提出をされました報告書によりまして、閣議決定によつてこの「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とされるのが適当である、こういうような話がございまして。政府といたしましては、この報告書の御趣旨を十分尊重をいたしまして必要な処置をとつてまいらる考であります。

なお、閣議を求めるときに当たりましたは、総理府の所管大臣としての内閣総理大臣と、この日に行う全国戦没者追悼式の主管大臣でございます厚生大臣との共同協議という形をとることになるであらうと考えております。

○峯山昭範君 この問題につきましてもは賛否両論いろいろある

ようでありますので、私は、もうきょうはその問題について議論する時間がないので、議論は後で何かの機会にやりたいと思うんですが、国家行政組織法第八条のいわゆる私的諮問機関という問題について当内閣委員会では相当議論をされました。この懇談会は全く私的諮問機関ですから、こういうような報告書が出てきて、しかもその報告書が出てきた問題について、この意見に基づいて閣議決定をし、こういう日を制定するということは、国家行政組織法からいってそういうことをやっているんですか。

○政府委員（佐倉尚君） 私的懇談会の話でございませうけれども、私的懇談会というのは、もともと個々の参集者の意見を徴するのにとどまりまして、行政組織上の機関として置かれているものではないです。それで、そういうふうな行政機関としての意思を決定して表明するものではないことは当然でございませうけれども、これを開催しました行政機関の方でこれらの意見等を尊重する義務を負ったり、またはこれに拘束されるようなことはないわけです。したがって、行政運営上のいわゆる私的懇談会の開催を経て何らかの政策決定が行われるとしても、その政策決定にかかわるすべての責任は、もちろん、いまの仕組みから申しまして当該行政機関にあるということが言えます。で、その行政の政策、行政責任が、いまの仕組みから言いますと、その行政の政策、行政責任が、いまの仕組みからなるというふうになるというところは考えられないと思います。いわゆる私的懇談会につきましては、国家行政組織法の第八条に基づき審議会等ではございませぬので、これらの疑いを招くことのないように運営していくべきであると考えております。

○峯山昭範君 総務長官、要するにいま管理局長の話も聞いてもわかりますように、国の行政を左右しあるいは政策を決定する場合、国家行政組織法に基づいて決定されて、それでその答申に基づいて物事をせよいかぬというのが趣旨なんです。私的諮問機関というのは個々の意見を徴するのであって、報告書としてみんなの意見をまとめるなんというところは考えられないわけだ。こういう報告書を出してはいかぬということになっているわけだ。わが内閣委員会では大分議論されて、行政管理局長の通達が何回も出ているわけだ。だから、統一見解だつて実はいままでも何回も出ているわけだ。大臣の私的諮問機関等をつくつちやいかぬというわけじゃなくて、つくつても大臣が一人一人から意見を聞くというのはいかぬ、しかし全体の意見としてまとめてそれを政策に反映させるなん

ということになれば、政策に反映させる場合は国家行政組織法第八条のその他の機関という、それが反映させるわけですから、ですから私的諮問機関の答申に基づいて国の行政をばつちり決めるなんということは、少なくともわが内閣委員会では大分議論したあれからいえば、これは全くわれわれの内閣委員会での議論を無視しておるわけだ。これは私、非常に納得できない。これは時間ありませんから、総務長官まだこの点について余りあれかもわかりませぬので、これはこの次の機会にやらしていただきます。

【五六六】第九十六回国会参議院地方行政委員会会議録第六号（昭和57年3月31日）

（発言者） 志古裕（委員）

砂子田隆（政府委員、自治省行政局長）

【発言順、敬称略】

○志古裕君（略）

自治省関係一つ二つ聞きますが、大阪箕面市の忠魂碑訴訟の判決で、地方自治体の宗教的行事への関与が改めて告発の対象になるということになったわけですが、自治省はどう対応しますか。

○政府委員（砂子田隆君） どういうふうにお答えをすれば一番よろしいのかと思っておりますが、今回の大阪地裁の判決というのは、御案内のとおり忠魂碑に係ります公金支出についての憲法違反という判決でございました。

私たちが考えますに、政教分離の問題というのは、自治省だけでなかなか解決できる問題ではございません。御承知のとおり、いろんな関係の省庁がございまして、そういうところで協議をしながら問題だと思っておりますが、当面この問題は、大阪地裁の判決もございまして、市長自身が控訴をするというふう聞いておりますので、この席で自治省の考え方を述べるのは差し控えたいと存じます。

○志古裕君 これはどこか新聞の記事で、中島課長、それから局長の談話もあつたんじゃないかな。これはいまのところ下級審の判決だから、上級審の判断を尊重していくんだと。言い換えれば、いままでもおりの辺でお経をあげたり、お花なんか贈つたりすることでしょう。それは私としては納得ができません。

なるほど最終的には宗教と自治体とのかかわりの問題ではありますけれども、やっぱりこの問題を考える場合には、神道と軍国主義が癒着して過去の歴史で何をしたかというその判断が一つ入らなければ私はいかぬと思うんですよ。もちろん単なるメモリアルとしての石碑とか、そういう的なのであればまた別ですけれども、市がこれにかかわってくる対応の仕方が問われておるわけですから、忠魂碑がそこにあるということ自身だけでないんでして、それに市の行政がどうかかわるかということをおる際には一応問題にしておるわけでありませぬから、そこ

に右があることをどうのこうのということよりも、地方自治体の関与の仕方というものについては、これはやっぱりこの機会に考えるべき、あるいはとりやめる、検討すべき、こういう問題だというふうには私は思います。

自由民主党の方でもいろいろと反論が出て、この判決は人間の自然の普遍的情感というふうなもの、あるいは精神的、文化的、伝統的精神構造に無理解だというようなことを言っておりますけれども、靖国の思想、それからみたまを鎮めるという思想は、自然の情感じゃないんですよ、これは。やっぱり神道と軍国主義が癒着をしまして、国民に天皇崇拜と軍国主義というものを普及させるための一種のプロパガンダといえますか、そういう思想が醸成されてきたという歴史を持つておるんですから、これは自然の情感とらえるのには余りにも大ざっぱ過ぎるというふうに思う。昔から道祖神があつて、その前を通るときに何となく会釈をするという、そういう自然の情感とはわけが違ふというふうには私は思う。

でありますから、判決ではそれらの類似の施設や葬祭行事に係ることを宗教的性格を持つておるとらえたわけでしょうけれども、これは自治省は、いままでどおりどんどんお布施を持つていたり、行事をやつてくださいますか。新しいものが出たら新しいものに対応しなきゃだめですよ。その点どうですか。

○政府委員(砂子田隆君) たいだいま申し上げましたように、いろいろな問題点があるだろうとは思いますが。しかし、やはり先ほど申し上げましたように、事故教分離と申しますか、宗教と申しますか、そういうものに係る問題としての訴訟でありましたから、どうも自治省がそういう問題について何がそうなのかということをおし上げるには、私たちは不勉強でございます、なかなかよくわからないところもございませう。

そういう意味で、箕面の市長がたいだいま控訴をしているということでもございませうし、こういうところでわれわれの考え方を述べるというのはいかがかと思ひますので、見解は差し控えておきたいと思ひます。

○志苦裕君 これ以上動かぬでしょう。自民党がそれだけ並んでおると、よけいなこと言つたんじゃないかと後また大変だろうから。押し問答してもしょうがないから、主張だけは明らかにしておきます。

(略)

【五六七】第九十六回国会衆議院法務委員会議録第八号(昭和57年3月31日)

(発言者)

稲葉誠一(委員)

坂田道太(国務大臣、法務大臣)

〔発言順。敬称略〕

○稲葉委員 大臣にお尋ねをするわけですが、憲法二十条と政教分離の関係ですね、宗教活動の禁止の問題といえますか、そういう問題の中で、昭和五十五年の十一月五日に法務委員会で私が奥野さんにお聞きをいたしておるわけですが、それに対して奥野さんはこういうふうにお答えしておるわけですね。「私はそれよりも、憲法二十条で宗教的活動をしてはならないと書いてあるわけでございます、その宗教的活動をしてはならないという言葉が靖国神社に参拝することを禁止しているとはどうして私には受け取れないか」というふうな奥野さんの言つておられるわけですね。議事録の十一ページの一番下の段です。奥野国務大臣の答えがありますね、おわかりですか。

○坂田国務大臣 靖国神社に参拝することにつきましては、いろいろ御議論があることは承知しておるわけでございますが、靖国神社は国家のために犠牲になられた方々の霊を慰めるためのもので、一般の宗教とは異なつた性格があるとも思われますので、私といたしましては、国のために犠牲になられた方々を思うという気持ちも国民の自然な気持ちではなからうかというふうにお思ひして、そういうふうにお考えますが、なお憲法上のいろいろな問題につきましては十分私も慎重に考えてまいりたいというふうにお思ひしております。

○稲葉委員 お話を聞きまして、「宗教的活動をしてはならない」という言葉が靖国神社に参拝することを禁止しているとはどうして私には受け取れないか、奥野さんは言つておられるわけですが、坂田さんもこれと全く同じですか。

○坂田国務大臣 大体そういうふうな気持ちでございませう。

○稲葉委員 ちょっとはつきりしませんけれども、大体というのはどうなんでしょうか。全く同じかというふうにお聞ひしているのですが、大体ということになると、どがこの考え方で違ふわけでしょうか。

○坂田国務大臣 これは憲法二十条で宗教的活動をしてはならないということでございますけれども、その宗教的活動をしてはならないという言葉は、靖国神社に参拝することでも禁止しているというふうにはどうして私にも受け取れない、この点は同じでございます。

○稲葉委員 そこで、大阪の箕面の忠魂碑の公費移転問題で大阪地裁で裁判があつたわけですね。これについてどうなんでしょうか。裁判が確定していないのですが、一つの政党が、しかも野党と違つて政権政党がこれに反対をするという決議までしている。決議が第一段階ですね。これが司法権の独立と一体どういう関係があるか。いいですか、総務会で決議したというのですけれども、それがこの司法権の独立とどういう関係があるかというのが第一の問題ですね。第二は、閣議でこれに反対だということ決議をしたときには、一体司法権の独立とどう関係するかといいことですね。第三は、この裁判に反対だということ、それはこの司法権の独立と一体どういう影響を与えるか、関連でどういうふうになるか。この三点について、大臣としてお答えを願ひたい、こう思ひます。

○坂田国務大臣 これは、大阪地裁の民事二部におきまして三月二十四日に判決があつたわけでございますが、法務省といたしましてはこういう訴訟につきましては関与しておりませんので、この判決の内容も十分承知してございませう。しかも、こういうような問題につきましては、いま直ちに私がいろいろ申し上げるということはいかがかかと考えますので、批評を差し控えておきたいというふうにお思ひます。

○稲葉委員 ざつぱらんに言つて、いま私は三つのことを聞いたわけですから、このこととどこでそれに関連してもつとつこく食ひ下がるのが本当なんです、大臣とは初めてですからこの程度にしておきますが、私は三つのことを聞いたわけですね。だから、自民党の総務会でこれに対して反対の意見を述べ、決議することと司法権の独立と一体どういう関係があるかということですね。これはどうなんでしょうか。政権与党の場合、総務会というの最高議決機関ですか、そこでこういう判決に反対だという意見を述べること、司法権の独立、そして裁判に影響を与えるということになるのじゃないでしょうか。そこはどういうふうにお考えでしょうか。

○坂田国務大臣 これはなかなかむずかしい問題でございます、ただ、一般にはやはり言論の自由というものはあるわけな

んで、各政党といえども、たとえいろいろな判決がございましてでもそれなりにやっておられるというの、私は記憶があるわけでございます。しかし、政権与党という場合にどうなのかという問題は残るかと思えますけれども、それでもやはり一般の言論ということは許されておるのじゃないかというふうに思います。

○稲葉委員 だから私は、話を三つに分けておるわけですね。そこで意見を述べることについては、これは言論の自由で、一つの判決に対して私どもも意見を述べることはいまから、これは一つの言論の自由に入るといふふうに私も理解するわけです。ただ、政権与党の場合と野党の場合とは違うのだという理解の仕方はありますけれども、そこら辺はちよつと議論のあるところかも知れませんね。

第二段階としては、閣議で仮にこういう判決は反対だといふふうに決めるということになると、これはどうなんでしょうか。閣議でそんなことを決めるわけはないという答えなら、そういう答えでいいわけですよ。恐らくそういう答えになると思うのですが、そこはどうでしょうか。

○坂田国務大臣 いま閣議でそういう議論もございませんので、何ともお答えのしようがございません。

○稲葉委員 閣議でそんなことは議論するわけがないですね。そんなことをしたら大変な問題になりますね。それはそうなんです。

第三番目の問題は、それを具体的に、こういう判決があるから、この判決に反対だという運動を違憲判決に関連して政権与党が起すこととはどうなんでしょうか。言論の自由はいいですよ、言論の自由は私もそのとおりだと思いますが、それを違憲判決に反対だということ運動として起すことは、三権分立の精神からしていかか、おのずから限度があるのではないかと、私はこう思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○坂田国務大臣 これは一般論としての言論の自由以外に、お答えのしようがないと思います。

○稲葉委員 いま最初に大臣が、奥野さんの言われたことを受けて私が確かめたところ、それとほとんど同じですが、何か議事録の読み方を多少変えましたね。靖国神社に参拝することを禁止しているとはどうしても考えられないというふうなこの議事録にあるので、私がそういう質問をしたら、靖国神社に参拝することを「も」をつけたような答弁だったように、ど

こちよつと私の読んだのと違うような読み方をされて答えたように私は思ったのですが、これはどうなんでしょうか。

○坂田国務大臣 私としては意識的にそんなことを考えたわけではなくて、同じ速記録を読んだわけでございますが、もしそう聞こえたとすればそれは間違い、あるいは私の言い違いで、「靖国神社に参拝することを禁止しているとはどうして私には受け取れない」と。

○稲葉委員 いまのお答えは、近い将来非常にいろいろ問題になってくるかどうかというふうには私は思っておりますから、きょうのところはそのままにお聞きをいたしておきます。
(略)

【五六八】第九十六回国会参議院法務委員会会議録
第六号（昭和57年4月1日）

（発言者） 戸塚進也（委員）

坂田道太（国務大臣。法務大臣）

臣
【発言順。敬称略】

○戸塚進也君 最後は二点ほど大臣にお伺いいたしますが、最初は靖国神社のことについて大臣のお考えを承りたい。

昨日の衆議院の法務委員会においても大臣は、いわゆる閣僚が靖国神社に参拝すること自体は、別に何もとやかく言われるものではないと思うというお話もあり、私も同感でございます。私の私見を言わしていただくなら、私は一刻も早く靖国神社の公式参拝というものが行われていたきたいというのを願っておりますし、その公式参拝というものは現憲法に照らしても何ら違反にならない、こういうふうには私自身は思っております。しかし、これについてはいろいろな見解があるところでございまして、一刻も早く国民的合意を得られることを私は切望するわけでございますが、私は前奥野大臣にも靖国神社の公式参拝問題、あるいは靖国神社に関する問題について大臣の御見解も伺いました。お立場もありませんから私が余り突っ込んで伺うのはどうかと思えますけれども、大臣の率直なお考えを承りたいと思います。

○国務大臣（坂田道太君） 私は宿舎が九段宿舎でございますので、いまちよつとかぜを引いているものでやめておりますけれども、ほとんど毎日私はあの付近をジョギングしておるわけですが、後はちゃんと参拝をいたしております。

これは、何か私自身個人的に申し上げますと、やむにやまれぬというか、もう自然と足が運ぶというの、ちよつと私ども大学を終えまして戦争に突入、そしてわれわれの同じ大学教育を受けた仲間があちこちに散って、そして前途有為の青年たちが帰らない人となつてしまつたわけなので、こういう人たちのことを考えましたときに、何か国民としてお祈りというもの、人がどうだこうだじゃなくて自然と出てくる、これはあたりまえじゃないだろうかというふうにございます。また、諸外国の例を見ましても、一国のために犠牲になつた人を祭らない、あるいはそのためにお祈りをしないという国はこの国もないのじゃないかというふうにお祈りしております。

でございますけれども、私ただいま法務大臣の閣僚の地位に
ございます。したがって、靖国神社に閣僚として参拝する
ことにつきましていろいろ御議論があるということは承知して
おりますけれども、靖国神社は国家のために犠牲になられた
方々の霊を慰めるためのものでございまして、一般の宗教とは
おのずと異なった性格があるというふうには私には思いません。

したがって、私といたしましては、国のために犠牲にな
られた方々を思うという気持ちも自然なものではないかという
ふうには思っていますので、その気持ちも私にはあらわしたいとい
うふうに考えております。これが私の気持ちでございます。

○戸塚進也君　もう大臣の本当に人間らしい切々たるお考えを
伺って私も本当に感激いたしましたし、それが精いっぱいの大
臣の御答弁だと、私は心から大臣のその御見識に敬意を表して
おきたいと思いません。

(略)

【五六九】第九十六回国会衆議院内閣委員会議録第
八号（昭和57年4月1日）

(発言者)

上原康助(委員)

田邊國男(國務大臣(総理府
総務長官))

〔発言順。敬称略〕

○上原委員(略)

そこで、時間もだんだん迫って参りましたので次に移ります
が、総務長官にちよつとお尋ねをしておきたいのです。

せんだつて三月二十五日に、戦没者追悼の日に関する懇談会
から報告書が出されておりますね。これは、中山前長官のとき
にこの懇談会が設置をされて今回の意見をまとめたということ
になっているわけです。これは私もちよつと目を通してしまし
たが、この文章というのはなかなかの知能犯ですね。しかし、
そのねらいとするところは、われわれは絶対に賛成しがたい。
戦没者を追悼し平和を祈念する日を国が行う行事として設定
する、これについて一体どういふお考えを持っておられるのか
ということが一つ。

それと、近々、閣議了解になるのか閣議決定になるのかよく
わかりませんが、そういう方向にいま進みつつあるんじゃない
かと私たちは見て懸念をしているわけですが、そういうことに
ついての御所見があれば伺っておきたいと思いません。

○田邊國務大臣　御指摘のように、去る三月二十五日に戦没者
追悼の日に関する懇談会から提出をされました報告書によりま
すと、政府が先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和
を祈念するための日を新たに設けることは適切な措置であると
いう結論に達したわけでございます。

私もはこの報告書を受け取りまして――いままで毎年八月
十五日は、戦没者の霊を慰める、こういうことで行事が続けら
れ、そしてそれは毎年閣議決定事項として行われた行事でござ
います。こういう問題につきましてどういふように今後やるべ
きか、こういうことで、実は戦没者追悼の日に関する懇談会と
いうものが昨年の八月から催されて、九回に及んでそれぞれ
の委員の皆さんが自由な発言の中でいろいろと討議をされ、
そして、それぞれの人の意見というものが同じ結論に達し
た、こういうことでございます。したがって私どもは、こ
の八月十五日を戦没者を追悼し平和を祈念する日として閣議決

定をすることが適当ではないか、こう考えております。政府と
いたしましては、懇談会の報告の趣旨を尊重をいたしまして必
要な措置をとってまいりたい、かように考えておる次第であり
ます。

○上原委員　懇談会設置の段階から私たちはこれは注目をして
おつたわけで、その懇談会のメンバーを見ても、果たして公正
公平というか、そういう意見書が出るかどうか、偏つたものにな
ると思つたのです。案の定そういう方向にいま来ている。そ
れは見解の相違とかそういうことではなくして、確かにおつし
やるように過ぐる大戦で犠牲になられた方々を追悼する、ある
いはその犠牲者に対して国が補償するとか、国民としてもそう
いうことが再び起こらないように誓い合うということは必要な
ことですね。その点まで私は否定をしようとは思わない。また
社会党もそういう基本理念を持つておる。だが、きょうはもう
多くは触れませんが、いま総務長官はそういうものは尊重して
いきたい、近々閣議でもこの意見書に基づいた日の設定とい
うものをやっていたいということなんだが、そのねらいとする
ところをわれわれは注目、重視をせざるを得ないわけですね。

いまお答えがありましたように、従来八月十五日に全国戦没
者追悼日というのが持たれてきたことはおつしやるのとおりなん
です。しかし、その持たれたすぐその足で靖国神社に総理以下
閣僚が参拝をする。これなども、ずいぶんこの国会でも議論を
されておりますが、私的だとか公的だとか、一体一国の総理大
臣が総理大臣といふふうな記帳までして、なお私的行為だなん
てそんなばかな論議があるかというのだ、本当に。そういう
ことを、ぬけぬけという表現をしていいかどうかかわかりませ
んが、やつておきながら、なお私的行為だとか、玉ぐし料をポケ
ットから出せば公的行為ではないのだとか、総務長官、良識の
ある人ならそういう論議は成り立ちませんよ。これは靖国神社
の国家護持を目的としていることは間違いない、このねらいと
するところは。そういうことは私たちとしては断じて承服でき
ないし、また国民もそこまで――私がさっき言ったように、こ
れはなかなか考えた文章であることは間違いない。簡単に読む
と、いいことが書いてあると言いかもしたらぬ。実際、それほど
考えた文章なんです。しかし、その背景というものの、目的とし
ているのは何かということをおわれわれは見抜かざるを得ない。
そのことをきょう強く指摘しておきたいと思うのですね。

それと関連をして、最近たとえば総理が反核決議に対してはッ
ルの一声で、地方の時代と言いながら、そんなのをやつてはッ

めだ、反米になるからやめろということになると、今度自民党本部からそういう指令を出したら、地方でもどんだんあれが出ていますね。そういう政治のあり方というのは、民主主義を封殺するものです。圧殺するものなんだよ。それはよろしくないです。自民党にだっていろいろな方々がいらつしゃる、良識的な方々もいる、地方には地方の考え方があつたから、そういうところまで中央権力が介入するという政治の仕組みなり構造なり考えというものは、これは民主主義に逆行するものだと強く指摘しておきたい。

同時に、なぜ私がこの問題をきょう簡単に持ち出すかというと、三月二十四日の大阪地裁の判決があるでしょう。忠魂碑の敷地を自治体が無償で貸したり移転費用を公費で負担することは違憲だ、憲法の政教分離の原則に反する、憲法の二十条、八十九条に。だから、新聞の社説においても「閣僚の靖国参拝など政教分離の原則を軽視し、なし崩しにしようとする傾向が強まっている折だけに、この判決は時流への警鐘として評価されるであろう。」こういう指摘もあるわけですよ。

こういうときに、あなたがおっしゃるように、これは懇談会で九回にもわたって検討したことだから閣議でそれを尊重していきなさいということ、いささかどうかとと思う。この点は単なる見解の相違とかあるいはさうではないのだということだけで片づけられる問題ではないと私たちは大変重要視をし注目しておるということも申し上げたいわけですが、いま私が引用した、あるいは申し上げたことに対して、総務長官はどういうお考えなのか。特に、三月二十四日の大阪地裁の判決等についてはどのように見ておられるのか、これとの関係でこれはどう思うのか、改めて御所見を聞かせていただきたいと思いま

す。

○田邊国務大臣 ただいま戦没者を追悼し平和を祈念する日を設ける、この問題につきましていろいろと御意見がございました。私は、日本の国民である以上、さきの大戦において多くの同胞を失った、その人たちに對して心から追悼をし平和を願う、今日の平和があるのはこの人方の、多くの人たちの犠牲の上にあるのだということを心に銘記する、これは国民ひとしく同じ感情ではないか、心情ではないか、私はこう思っております。したがういまして、この問題と靖国神社の問題を結びつけられるのですが、私はこれは別問題だと思えます。

ただ私は、靖国神社にたまたま亡くなられた同胞の方たちがおいでになる、そこに個人としてその追悼の意を表す、そして

平和を祈念するということについては、何ら抵触するものではない、私はこう考えております。また同時に、この問題は宗教とかそしてまた宗派だとか、いろいろのものに関係ないものである、私はこう判断をいたしております。多くの良識ある国民は、私はそう理解をしておると思えます。

また同時に、先般の大阪の判決の問題につきましてもいろいろ御指摘がございましたけれども、またこの判決については大変に大きな波乱を呼んでおる、またこれに對するいろいろの意見も国民の中に多くあることも事実であるということをお理解をいただきたいと思います。

以上です。

○上原委員 きょうはこれが本題じゃありませんからこの程度でとめますが、しかしあなたが後段でおっしゃったように、大阪地裁の判決に對して国民の間でも反応がある、いろいろの意見もある。逆に前段の方もいろいろの意見があるということもおわかりいただかなければいけませんよ。あつちだけの意見を聞いて、ぼくらが言っている意見は意見じゃないと見られても困るので。

そこで、確かに終戦というか、八月十五日というものを、平和を願うという面は共通するのです。しかし、平和を願いながら一方で核軍縮も反対だ、核軍縮を決議するものけしからぬと言つてみたり、どんどん軍備を拡張していく、それが本当に平和を願う心ですかね。しかも問題は、この八月十五日、沖繩なんて八月十五日は関係ありませんよ。玉音放送なんてぼくらは聞かなかつた。そんな状態ではなかつた。むしろ玉砕だと沖繩は言つておつた。そういうところに、国家権力で、沖繩の戦争犠牲者まで含めて一緒にやれということでしょう、これは。局地的なことは持ち出さたくありませんけれども、そういう意見だつて十分正当性があるのですよ、長官。だから、これは問題なんだということ。八月十五日なんて本当に関係ないですよ。そういういろいろな、この問題については非常に問題があるということ、あなたは靖国神社とは関係ないとおっしゃるけれども、これは政府国家権力で密接不可分の関係をつくらうとしていることだけは間違いない。そのことを私たちとしては承服できないということを改めて申し上げて、この点は、きょうの段階はこれとめておきたいと思えます。

(略)

【七五〇】第九十六回国会衆議院社会労働委員会
録第四号（昭和57年4月1日）

（発言者） 米沢 隆（委員）

森下元晴（国務大臣。厚生大臣）

【発言順。敬称略】

○米沢委員（略）

ところで、ちよつと話はそれますが、毎年八月十五日、総理大臣や多くの閣僚が靖国神社に参拝をしておられます。その日を戦死者の追悼の日にするようではないかという動きがあることは御案内のとおりであります。厚生大臣は昨年の暮れ新しい大臣に就任されたのでことしは大臣として初めて八月十五日を迎えられるわけでありますが、大臣は靖国神社に行かれますか。

○森下国務大臣 厚生大臣は武道館での正式の追悼式の行事に参列いたすことになっております。当日靖国神社にお参りするかどうかはまだ決めておりません。ちよつと私、宿舎が九段の宿舎なものですから、個人的によくお参りはさせていたただいております。

○米沢委員 戦死者追悼の日に八月十五日をしようというこの考え方にはどうですか。

○森下国務大臣 これはそういうような懇談会で大体その日にしようというような論議を尽くして結論が出たと聞いておりますが、私はいまのところいいとか結構だとかということの発言は控えさせていただきます。

○米沢委員 はつきりしたことをおっしゃっていただけないわけですが、個人的には九段の宿舎が近所にあるから靖国神社はよく参拝する。靖国神社には台湾人の元日本軍兵士が三万人合祀されておることを御存じですか。あなたはどんな顔をして参拝されておるのですか。

○森下国務大臣 合祀されておることは聞いております。二十数万の方がおいでになつて、三万人の方が戦死されて、合祀されておるといふことは承知はしております。どういふ気持ちで参拝するか。これは個人個人いろいろ複雑な事情もございませう。私も旧軍人の一人でございますから、まことに御苦勞でございました、私も散り残つた桜として、あなた方の御意思を、平和というものを、また戦争の非惨な面の今後ないように、

全力を挙げて平和を守ります、国のためにがんばっていきます、
こういう気持ちで実は拝ましてもらっております。
○米沢委員 靖国神社にお参りをされて、いまおっしゃったよ
うな気持ちで参拝をされておることでございます。個人
的には台湾人の元日本兵士の問題についても心を痛めておられ
る、こういうことでございます。
(略)

【五七一】第九十六回国会衆議院内閣委員会議録第
九号(昭和57年4月6日)

(発言者)

上田卓三(委員)
石川周(政府委員。内閣総理
大臣官房審議室長)
岸本正裕(説明員。厚生省援
護局庶務課長)
田邊國男(国務大臣(総理府
総務長官))
佐藤信二(委員)
佐々木高久(説明員。外務大
臣官房書記官)
山中昌裕(政府委員。文化庁
次長)
中島忠能(説明員。自治省行
政局行政課長)
角田禮次郎(政府委員。内閣
法制局長官)
榊利夫(委員)
【発言順。敬称略】

○上田(卓)委員(略)
次に、総務長官にお尋ねいたしますが、去る三月の二十五日
に戦没者追悼の日に関する懇談会から長官に報告書が提出され
ておるわけですが、それに関して若干御質問を申し上げ
たい、このように思います。

そこで、この報告書の中に、まず「基本的な考え方」という
項目があるわけでありまして、この冒頭に、ちよつと読み上げま
すが、「いかなる民族も、歴史的に重要な体験を得たとき、そ
こから教訓をくみ取り、これを将来に生かそうとするのは、当
然のことと言わなければならぬ。その意味で、先の大戦は、
日本民族にとって銘記すべき未曾有の体験であった。亡くなつ
た多くの同胞を追悼するとともに、そこから各自の教訓をくみ
取り、これを将来に生かすことは、我が国にとって重要な課題
であると考えらる。」云々、こういうことで、非常に格調高い文
言から始まつておるわけでございます。そういう意味では、本
当に歴史的なそういう重要な体験をわれわれ日本人がしたわけ
でありますから、やはり二度とあのような忌まわしい戦争が起

こらないようにわれわれ自身が努力しなければならぬし、世
界の国民の皆さん方にもそのことを、やはり言葉だけじゃなし
に、実際の行動としてあらわしていくことは非常に大事なこと
だ、私はこういうふうに思っているわけでありまして。

そこで、お聞かせいただきたいのですが、この「先の大戦
は、」という言葉があるわけですが、さきの大戦というのは、
どの大戦を指しておるのか。具体的に言うならば何年から何年
までのことを言っておるのか、お聞かせいただきたい、このよ
うに思います。

○石川(周)政府委員 報告書におきましては、「先の大戦」と
いう漠然とした表現をとつておりまして、この趣旨は、報告書
の中にもございますように、本来、追悼し平和を祈るといふよ
うなことは国民一人一人の心情の問題である、こういうところ
から、そこを明確に規定する必要は必ずしもないのではないかと
いうような御趣旨が背景にあるのではないかと理解いたして
おります。

ただ、御議論の過程あるいは三百万人というような数字そ
の他から考えまして、さきの大戦というのは、シナ事変以降の
ことを指しているというふうにおおむね理解いたして差し支え
ないのではないかと考えておりますが、ただ、先ほど申し上げ
ましたように、国民一人一人の心情が基本である、こういうこ
とでございます。

○上田(卓)委員 何年から何年までですか。

○石川(周)政府委員 何年から何年までという厳密な限定はご
ざいませぬ。

○上田(卓)委員 あなたがシナ事変からではないか、三百万
という数字から見れば云々とおっしゃったんだから、私は
どの大戦を指し、何年からの戦争を言うのか、こういうことを
言っておるわけですから、その中身についても議論をするわけ
であります、わかりませぬというのは、そういう答弁ではだ
めじゃないですか。

○石川(周)政府委員 わかりませぬと申し上げたつもりはござ
いませぬ、ただ、報告書に明確に書かれておりませぬという
ことでございます。三百万人というような数字から考えれば、
あるいは懇談会の御議論の過程から考えれば、シナ事変以降を
指しているというふうに理解して差し支えないではないか、こ
のように思いますが、シナ事変というものは、昭和十二年七月七
日から、このように理解いたしております。

○上田(卓)委員 私はやはり、大戦と言うならば、過去どこか

ら基準に置くのかという問題があるだろうと思えますが、日本のいわゆる侵略戦争というものはやはり一九三一年の旧満州に対する侵略から始まったと私は見るべきではなからうか、こういうふうに思うわけであります。それからこの一九四五五年の八月十五日までには、それじゃどれだけの人が亡くなられたのか、その点についての数字はお持ちでしょうか。

○石川（周）政府委員 そのような数字を私どもは持ち合わせておりません。

○上田（卓）委員 それは必要がないからですか。

○石川（周）政府委員 必要の有無ということよりも、懇談会の御議論にございませんでしたし、私どももそのことにつきましての勉強を格別にいたしているというわけでもございません。手元に資料がないということでございますし、あるいは厚生省ならば数字があるのかもしれませんが。

○上田（卓）委員 時間の関係もありますから、多くの方を呼んでないということはあるんですが、少なくとも戦没者を追悼しようじゃないかということに、その対象の人たち、国民の個人から言ったら、私のお父さんが入っているのだからか、おじいさんは入っているのだからか、率直にそうなるのじゃないですか。それは厚生省だつたらつかないでしょうというやうなことが、それじゃなしに、やはり戦没者の追悼の日を制定しようというならば、それは当然、これは報告書をまとめたのは懇談会の方々であるということは事実であります、やはり所管の省としてあなたの方でその数字というものを的確に把握することが大事だし、また国民の皆さん方に、これは何年何月から大体何年何月までの戦没者だということ明確にすべきじゃないですか。わかる人、答えてください。

○岸本説明員 厚生省では、昭和三十八年から毎年政府主催で行っております全国戦没者追悼式の実施部門を主として担当してきています。その際、本式典の戦没者の範囲といたしましては、昭和十二年七月七日に始まりましたシナ事変以降、第二次世界大戦の終結いたしました昭和二十年八月十五日までの戦争による戦没者を対象としてきております。

その間に亡くなりました方は、全体で三百十万人に上るわけでございます。内訳を申し上げますと、軍人、軍属、準軍属が二百三十万人、一般人が八十万人ということになります。

○上田（卓）委員 そうしたら、まずこの部分だけをそれぞれ議論しましょう、それでは答えになってないのですが。

そこで、昭和十二年ですか、シナ事変以後ということであり

ますから。三百十万人だ、こういうことです。軍人、軍属が二百三十万人、そして民間人が八十万人、こういうことをお答えいただいたわけでありますが、軍人、軍属の中で、いわゆる外地で亡くなった人と、それから日本本土といいますが日本で亡くなった人、これは民間の場合もありますから、その数字を言っていた方がいいのですが、そこでさらにつけ加えて質問することは、当時日本の国籍を持っておいて、軍人軍属のもので働いたいわゆる台湾人の方であると朝鮮人の方は、その中には含まれておるのかどうか、そのこともあわせて御質問申し上げます。

○岸本説明員 ただいまお答え申し上げました軍人、軍属、準軍属の戦没者二百三十万人の内訳は、外地で亡くなられました方が二百十万人、内地及び周辺が二十万人でございます。それから一般人の八十万人の内訳をいたしましては、外地で亡くなられた方が三十万人、内地が五十万人ということになります。また、全国戦災都市空爆死没者慰霊塔記録、姫路市にございますその記録によったものでございます。

それから、先生の御質問の第二点の、元日本人、当時日本籍を持ってた台湾人または朝鮮籍の方々の死没者がこの中に入っているかどうかということでございますけれども、これは三百十万人の中に入っております。

○上田（卓）委員 それで、この民間人の八十万人の中で、日本国内で戦災で死亡した人が五十万人ということですが、これも限定して「日」に祭られている云々ということもありましたが、これは大変少ないですね。

たとえば広島、長崎は原爆が落ちていますよ。私自身も確かな資料を持っているわけじゃないですけども、広島で戦災で亡くなられた人は十五万人から二十万人ぐらいおられるのじゃないかと言われております。それから長崎においても十万人から十五万人ぐらゐが亡くなっているんじゃないか。当然沖縄でも、激戦地だったわけですからこども十五万人ぐらゐは亡くなっているだろう。いわんや、私は大阪でありますけれども、大阪でもたくさんの方が亡くなったことを、私はまだ小さかったのでありますけれども、自分の目で確認して、大阪でだけでも死ななかったということはないわけで、本当にたくさんの方が亡くなっております。当然この東京においても、全国至るところで戦死者といえますか、空爆とかいろいろ異なる形で死亡者が出ておるのです。

私は先ほど申し上げたように、戦没者を追悼するというのには、やはりはっきりと、いいかげんな数字じゃなしに、調べられる限りの努力をして国民にそのことを明らかにすることが必要ではないかと思うのですが、その点に関してどのようにお答えいただけますでしょうか。

○石川（周）政府委員 戦没者を追悼し平和を祈念する日の趣旨は、先ほど先生がお読みになりましたような基本的な考え方に沿ってのものでございまして、かつ報告書にございまして、個人一人一人の心情の問題であるということでございまして、数を厳密に規定して、ここから先の人は追悼の日の対象とし、ここから先以外の人は追悼の日の対象としないという区別を設ける必要があるかどうか、報告書ではそこまで厳密な言及はされていないように思います。国民の一人一人の心情を尊重してそういう追悼をし平和を祈念する日を設定することが適当であるという考え方を示されたというふうに理解いたしております。

○岸本説明員 一般の戦災死没者が五十万人ということで、少ないのではないかという御疑問を呈されたわけでございますけれども、私も、正確な数字ははつきり申し上げてまいりませんが、把握できないような混乱の状態であったのかもしれない。かなり以前に全国戦災都市の都市連盟というところをつくりまして、また姫路市に空爆死没者慰霊塔を建てた、そのときの戦災都市のメンバーが集まりましていろいろと精査をし、計算をした結果五十万人という数字を出されているわけでございます。私どももいたしましては、これを権威あるものとしてずつと使っているわけでございます。

なお、先生のそういうお考えがございまして、電話でいろいろ広島とか長崎にも聞いてみたわけでございますけれども、はっきりとした数字というのはなかなかつかめていないようでございます。いろいろ数字がございまして、

たとえば昭和二十一年に発表いたしました広島市の調査課まとめでございます、広島市の原爆死没者は十二万人であるということのようでございますが、二十年の県警の発表では七・八万人、県衛生部の同じく二十年の発表では四・六万人とか、いろいろございます。長崎の場合も同様でございます。いろいろと、原爆資料保存委員会報告昭和二十五年の数字では七・三万人となつてございまして、長崎県の二十年八月に発表いたしました数字は一・九万人、それから二十年十月に再度発

表いたしました数字が二・三万人というようなことでございます。

非常にむずかしい中でいろいろ関係者が苦勞して集めた数字だということでございます。私もといたしましては、全国戦災都市のメンバーが集まりまして苦心して集計したものを權威あるものとして使っているわけでございます。

○上田(卓)委員 確かにああいふ混乱期であるというものの、またそれから相当の期間が、年限が経過しているということもありませんけれども、大変な開きがありますよ。われわれの実感から見ると非常に少な過ぎるように思うわけであります。そういう点で、非常に調べにくいでしょうけれども、その点は非常に大事なことではなからうか、こういうように思っておるわけでありませぬ。法治国家であり、当時においては、欧米等のそういう諸国と戦うというんですか、それだけの力のあつたというか、戸籍もなければ何もないというような状況でなかつたろうと私は思うので、国がちゃんと調べようと思えば私は十分調べられるものではなからうか、こういうように思っております。ただ、これを余りここで議論しても意味がないと思ひますが……。

そこで、厚生省の方にお聞かせいただきたいのですが、一九三一年、いわゆる旧満州事変以降の、外地だけでいいと思うのですけれども、戦没者、亡くなった方は、それを入れまして何人おられますか。

○岸本説明員 一九三一年以降の死没者の数字につきましては、いま現在ここで手持ちの資料はないわけでございますが、私どもが、先ほども申し上げましたように昭和十二年七月七日以降の、シナ事変以降の戦没者のうち、元日本人の現台湾籍、朝鮮籍の旧軍人軍属数につきましては掌握しておりますので、お答え申し上げます。

まず台湾籍でございますが、死亡者のうち軍人が二千四百六十八人、軍属が二万八千五百五十八人でございます。合計三万三千四百人でございます。

それから朝鮮籍でございますが、軍人の死没者が六千七百七十八人、軍属が一万六千四百人、合計で二万二千八百八十二名ということになっております。

○上田(卓)委員 私、何かこたわっているようですけれども、一九三一年以降から一九四五年の八月十五日と言つてもいいでしょうし、その後もやはり亡くなつていつていられる方もあるわけですから、その範囲ということにもなるうかと思ひますが、こ

れは手元に資料がないということなんです。か、それとも厚生省へお帰りになつても資料というものはないということなんです。か。いま手元になければいいけれども厚生省にあるというんだつたら、これは後日お届けいただきたいと思うのですけれども。

○岸本説明員 いま手元にございませんけれども、厚生省の資料にはあるようございますので、後日お届けいたしたいと思ひます。

○佐藤(信)委員長代理 後から出してまいります。

○上田(卓)委員 それで、先ほどのお答えの中で三百十万人、これはだれであるかというふうなことで、靈と申すたんだつたら、何か全体にそれは戦没した人を追悼するんだというふうな意味があつたと思ひけれども、個々の人々にとつては果たしてどうなのか、これも疑問はやっぱり残るわけですからね。それから、何のたればえということでも、その範囲というものは非常に大事だということに思ひ、日本のそういう過去の戦争責任あるいは戦争がどういう経緯で行われていつたかということを考えるならば、私はやはり旧満州に侵略戦争を起した時点から考えていかなければその点はやはり大きな開きがあるわけですから、シナ事変からだということなら、何だ、その前はどうかというふうなことになるから、やはりその点は先ほどのような答えだけでは国民は納得しないし、私自身も決して納得するものでないということをごまかす明らかにしておきたいと思ひます。

そこで、それに突つ込んだ形でお聞きしますが、勝てば官軍、負ければ賊軍というような言葉があるのですが、「先の大戦」という言葉で象徴されておる大戦が、いま言うたようなシナ事変以降ではないか——私は、さきの大戦というのはもうちよつと広い形で、侵略戦争が始まつた初期からやはり考えるべきだということに、その範囲の問題はあるにしても、日本が戦争で負けたからあの戦争が間違ひであつた、勝つておればあれは間違ひでなかつたんだというふうに思つておられるのか。いわゆるあのさきの大戦の性格をどのように考へておられるのか。これはひとつ長官、國務大臣でありますからちよつと答えてください。

○田邊國務大臣 さきの大戦についての、これは日本にとつてどういう意味するかということなんです。大変お答えはむずかしいことだと思ひます。ただ私は、前大戦というものが、やはり日本の膨張政策といひますか、そういうものの一環としてああいう戦争が起きた、そういうことを考えましたときに、や

はりあの戦争が各国との経済的な、また政治的ないろいろ話し合ひの中でああいうことを構へることを未然に防ぐことができなかったか、それが大変に残念に存じております。したがひまして、結果論で物を言うことは大変むずかしいことでございますが、さきの大戦にああいう結果をもたらさないようなことを、当時において各国との協調、そして話し合ひ、政治的な解決、そういうものをしていたならばこういふ結果にはならなかつたであらう、こう判断をいたしております。

○上田(卓)委員 そんなにむずかしく考へる必要はないんじゃないですか。そんなことを言つておれば日本の国民も納得しないし、諸外国も納得しないんじゃないですか。まあ長官自身はわりと良心的に答えたつもりでしょうけれども、明確に答へられるのではなからうか。勝敗は別にして、先ほど私が言つたように負けたからどう、勝つたからどうということではなしに、あの「先の大戦」と言われるもの自身がやはり基本的に、どう言ひますか、侵略戦争であつた、日本が加害者であり他の国々は被害者であるということ、あの戦争は間違つておつたということではなからうか。答へてください。

○田邊國務大臣 さきの大戦によりまして、相手国も、またわが国も大きな損害、痛手をこうむつたこと、そしてやはり戦争の悲惨というものをお互ひに感じた、そういう点では戦争のなにかが大変重要なことであらう、こう私は判断をいたしております。

○上田(卓)委員 それじゃあれですか、どちらも犠牲者であり、どちらも加害者であつたというふうな、そういうことなんです。戦争の結果が両方に大変な悲惨な結果をもたらした、二度とこういうことは起こさぬ方がいいということですか。戦争責任の問題は全然ないのですか。先ほど長官は膨張政策が云々ということでもわりといいところまで進んでおつたのですけれども、いまの発言を聞くともたげてきてきているのですが、どうなんでしょうか。かつて外国が日本に攻めてきた。一方的と言つてもいいだろうと思ひますけれども、その昔、中国で元というものがあつて、元が攻めてきたということは、僕ら中学生の時代に習つたこともありませぬが、やはりさきの大戦をずっと眺めてみるならば、太平洋戦争勃発の後半から、非常に本土自身が空襲を受けてわれわれ自身も逃げ回つた経験があるとは言ひものの、やはりその戦争責任ということ考へた場合に、いまこの日本の政府が考へておるようになり、われわれは憲法から言うならば日本の自衛隊は云々ということになります。専守防衛という言葉

もあるわけでしょう。そういう観点から見ても、専守防衛したんじゃないに、やはり、どう言いますか、先手必勝というんですか、大陸へ攻めていったというその行為自身が非難されていんじゃないですか。それはどうなんですか。全然罪の意識がないんじゃないですか。それじゃ国務大臣として問題ですよ。

○田邊国務大臣 日本のさきの大戦については、いろいろと歴史の上に批判もあるし、いろいろ問題もある。それで、私は考え方二つあるような感じがいたします。

と申しますのは、やはり日本が大きく経済成長、そして日本が大きく伸びていくためには、いろいろの資源を必要とする。ところが、日本は資源はない、そういう意味ではやはり資源が欲しいという考え方、こういうものがやはり一つの膨張政策をとってきたのではないかと思えます。ところが、その資源を獲得することは即他国の領土を侵略する、そういう形に結果はなつたと私は思います。

しかし、これはやはりいろいろお互いに資源を持てる国が資源のない国に融通する、こういうお互いの話し合いというのが事前にできれば、こういう問題は起きなかつたであろうと思えます。ただ、当時における軍の政策というものが、私はかなり判断は、やはり日本の資源を確保し、日本の経済的、そしてまた軍事的能力をつけることが日本の外交上にも、そしてまた内政上にも非常に重要であると思えます。たまたまその政策が衝突をした、こういうことになりました。

ですから、一つはやはり日本民族の膨張という問題、もう一つはやはり軍部がもう少しその対応を慎重にしておればよかつた。結果においては戦争という形になりました。これはやはり私は、日本の軍部がもう少し自重をし、そしてまたその対応も十分の判断を持って対応する方法があつたのではないか、こう考えております。

○上田(卓)委員 これはちよつと冒頭に言っておきますが、これは長官の個人的な見解を私は聞いてるわけではないんでね、個人的であつても問題があるし、また政府を代表しているということであればなおさら問題になる。私自身もやはり議事の促進というんですか、審議というものを考えて、ある程度二時間だつたら二時間内で質問をできるだけ終えるようにというふうにしてあります。そういう二時間ほどたてばもういいんだというふうな構えでいいかげんなことを言っているんだつたら、私は何時間でもやりますよ。あるいはその部分については留保するということもありますからね。余りなめたようなお答えは

許しませんからね。その点、まず冒頭に申し上げておきたい、このように思います。

いまの長官の発言を聞いておれば、日本は資源の乏しい国であるから、資源がスムーズに確保ができなかつたらやむを得ないんだ、膨張政策をとつても仕方がないんだ、だからそういう当時の事情を勘案するならば、話し合いで解決すれば双方がよかつたんだけれども、そうならないので、資源が確保できなかつたからやむを得ずやつたんだというふうな、戦争の肯定になるんじゃないですか。なりませんか。答えてください。この国会の討論というのは、確かに人は少ないですけども、私は日本の国民を代表してしゃべっているのですよ。この議事録というものは、世界各国にも、日本の国務大臣がどんな答弁をしているかということ、これは後に残る問題ですよ。まじめに答えてください。

○田邊国務大臣 私がいま申し上げましたのは、日本は資源のない国である、したがって、現在においてもやはり日本は資源が欲しい。ということは、地下資源を開発しよう、そしてまたいろいろのエネルギーを獲得しよう、これは私は当然なことだと思えます。当時においても日本はいろいろな資源を欲しいという考え方、私はこれは国民もすべてそう念願をしておつたと思うのです。

ただ問題は、それが武力によつてその問題を解決しようというところに問題があつた。したがって、日本軍の軍部がそういう形で武力に訴えた、こういうところに問題がある。したがって、さきの大戦というものはわれわれ国民が大いに反省をしなければならぬ、そしてこういう戦争を再び起こすべきではない、こういう考え方でありませぬ。

○上田(卓)委員 ちよつと前向きになつてきたようです。日本は資源がないと言われているけれども、今後いろいろ科学技術の発達の中でどうなるか別にして、今後においてもこれは資源小国というのですか、皆無に近いわけでありませぬから、私はかつての四十年昔の議論をしているようだけれども、今後の日本の生きる道についてもこれは深い関係があるわけですから聞くわけですが、そういう意味で、いま長官おっしゃつたのは、資源がない、それを確保するためにもつと平和的な話し合いで貿易を通じて、貿易という言葉はなかつたけれども、そういう形で解決すべき問題を軍事力で確保したということがいかぬ、こういうことですね。

初めから私はそう言っているのですよ。あの大戦のいわゆる

戦争責任がどちらにあつたのかということ、私は言っているのですよ。その根には資源の問題とかそういう問題があつたにしても、そういう形で他国に対して侵略をしていった、そういうことであの戦争は侵略戦争であり過ちであつたというふうに考へているのかどうかと私は言つたのだから、最初からその点ではっきりと二言、三言で言えば済んだ問題じゃないのですか。侵略戦争であつたのですね、間違つておつたのですね、さきの大戦は、どうなんですか。

○田邊国務大臣 私は先ほど申し上げましたような経過で、結局武力に訴えた、これが問題であつた、こういうことであると思ひます。

○上田(卓)委員 個人のけんかでもそうですわ。けんかするときはいろいろ理由があるのです。しかし、ずばり言うならば、先になぐつた者がいかぬということになるわけでしょう。そういう武力に訴えたということがいかぬのでしよう。だからその点を明らかにしておかないと、今後資源が確保しにくくなつたからということ、日本がまた軍事大国になつて、私はもうすでになつていようと考えますが、また戦争をしなかつた。強いところにはよ行かぬけれども、弱いところにはかかつていくというふうなことになるかぬないじやないですか。だからその点で、やはり戦争責任が日本の側にあつた、アジアを初め世界の国々に迷惑をかけた大戦であつたというように、それでいいですね、そうですと答えてください。

○田邊国務大臣 さきの大戦は、先ほど申しましたように日本はあらゆる面において資源の不足した国である、やはり日本の繁栄を来すには資源の確保をしたい、そういう中で私は外国ともいろいろの折衝をして貿易、いろいろやつたと思ひます。しかしそれがどうしても十分でなかつた。しかし、さらに話し合ひをすればとかいろいろの方法を講ずればよかつたのですけれども、戦争という形に訴えた。これは私は日本の国民にとつても大変悲劇であり、そしてまた、戦後こういう貴重な体験を生かして非核三原則、そしてまた防衛問題についてはやはり自国を守る防衛という形に日本が形を変えて、そして世界との調和と平和を図つていく、そういう体制になつた、こういうことであると思ひます。

○上田(卓)委員 何かいろんなことを言うから私も長く言わなければならぬので、それじゃ戦前は、明治以後ずっとでありませぬが、天皇を中心とした全体主義国家といふのかあるいは軍事国家といふのですか、そういう一つ一つの天皇制のイデオロギーに

基づいて、そして大東亜共栄圏というような一つの構想があったのじゃないですか。それは資源の確保ということにもなるのかもわからぬが、あるいは日本の大和民族はすばらしい優秀な民族であって、他のアジアの国々は日本よりもいろいろの面でもっとレベルが低くて、逆に言ったら彼らを助けてやるのだ、日本はアジアの盟主である、こういうふうな一つの軍国主義的な物の考え方、全体主義的な物の考え方、日本はもともとの平和な国家体制であったのだけれども時たま資源の問題で、相手の出方の関係で急になったというような問題じゃないのじゃないですか。やはりそういうところまで議論は進まざるを得なくなると思うのです。また、だからこそ戦後そういうものを支えてきた財閥の解体とかあるいは民主化というのですか、また、かつての旧明治憲法を廃止して現在の憲法ができたのも、過去のそういう戦争を中心とした体制自身が間違っている、まさに日本の国体を一新しなければならぬ、そういう反省の上に立って今日起きているのじゃないですか。その点どうですか。

○田邊国務大臣 ですから、先ほどから申し上げておりますように、日本のさきの大戦は、日本にとつて大きな犠牲を払い、そしてまた諸外国に対しても大きな犠牲をかけた。こういう点については、平和条約を機に日本は侵略をしない、そしてまた他の領土を侵さない、いわば非核三原則のつとめて平和な国家に向かつていく、そういう考え方に立っていま国の繁栄を図るべく努力していく、こういうことです。

○上田(卓)委員 まだまだ大臣とは法案の関係で議論する機会もありますし、同僚議員もおられますから、ぼく一人で云々という気持ちはありませんが、いづれにしてもさきの大戦でわが国が大きな犠牲を払った。ただし、外国の侵略に対して祖国を防御するんだという正義の戦いであるならいざ知らず、少なくとも犠牲を払ったというよりも、それは他国に対する侵略であったのでしよう。だから、その犠牲を払った日本の——ちよつと隣の人、あなたは何という名前。人をばかにしような嘲笑はやめておきなさいよ。長官に対してサゼスチョンするのはいいけど、こちらの顔を見てにこにこ意地悪く——国会議員を侮辱するのですか。あなた、何という名前ですか。委員長、ちよつと注意してください、感じ悪いですよ。謝りなさい、承認せぬぞ。

○佐藤(信)委員長代理 わかりました。注意します。ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○佐藤(信)委員長代理 速記を続けてください。

上田卓三君。

○上田(卓)委員 こちらの顔を見なくてもいいのだ、長官の方には耳打ちしていればそれでいいのだ。

そこで、この戦没者追悼の日を設定しよう、こういうことになってきますと、やはりこの戦没者がどういうことをしたのか。僕から言わすならば、日本の侵略戦争によってアジア初め世界の多くの国々でも戦没者が山とあるわけですよ、たくさん出ているのですよ。そういう日本の犠牲になった外国の戦没者をまづ追悼しなければならぬ義務がわが国にはあるんじゃないですか。大臣、その点どう思いますか。そんなのは関係ない、こういうふうにお考えですか。

○田邊国務大臣 その問題につきましては、それぞれの国と友好を結び、そしてその中で、講和の条件はいろいろのものがあるわけで、それに対していろいろの対応をしておるのが日本の現状であります。

○上田(卓)委員 それは少しおかしいと思うのですよ。

きょうは外務省の方お見えであるからちよつと聞かしていただいた方がいいと思うのですが、この報告書の一ページ目の下の方に「また、欧米諸国における実情についても調査するなど、各方面の考え方をできるだけ広く参考とするように努めた。」という言葉があるのですね。だからこういう戦没者追悼の日を設定する場合に、狭い日本だけのことじゃなしに外国の事例なども調べて広く意見を求めて参考としたということになっておるのですが、懇談会に提出された外務省の報告にはどのようなものがあつたのか。特に私の手元にありますのは西ドイツの場合ですが、国民追悼の日はいわゆる侵略戦争で犠牲を受けた他の国々の人も追悼しているのですよ。そうじゃないのですか、外務省の人答えてください。

○佐々木説明員 お答えいたします。

総理府から調査依頼を受けて、主要国十五カ国につきまして調査いたしました結果を踏まえて一覧表にした資料がございます。

それで、西ドイツからの報告によりますと、戦没者追悼の対象でございますけれども、第一次大戦以降の降のすべての方々であるということでございます。軍人のみではない、民間の犠牲者の方々も含まれるということでございます。外国人も含まれるかどうかということにつきましては、報告電報の中にそういう記述がございましたので、懇談会に提出しました資料にもそ

の旨を書いたわけでございますけれども、どこまでどういうふうに含まれるかという詳しいことにつきましては、その報告だけではつまびらかではないという状況でございます。

○上田(卓)委員 やはり戦争の性格によって、相手が侵略してきたのだ、そして向こうに犠牲者ができたのだ、そんなの追悼する必要があるかどうかという問題もあるのだから、そんなの追悼する必要があるかどうかという問題もあるのだから、恐らくその戦争がドイツ軍によるところの侵略戦争であった、他国に迷惑をかけた、だからその戦争で亡くなった自国民だけを追悼するのじゃなしに、その戦争によって他国の人たちが侵略されて多くの犠牲者を出した、そういう人たちが祭ろうという趣旨ではなからうか、素直にそう解釈した方が正しいのではないかと、そういうに私は思っておりますが、そうじゃないのですか。

○佐々木説明員 その点につきましては、調査事項の中でその点に焦点を当てまして調査を命じたわけではございませんので、この場ではつきりしたことは私ちよつと答えたいしかねませんが、その報告の中にそういう文言があつたということでございます。

○上田(卓)委員 おかしいじゃないですか。調査の目的がそうでなかったと言うけれども、そういうことは大事なことじゃないですか。それも第二次世界大戦だけじゃなしに第一次世界大戦のときまでさかのぼってですよ。それだから私先ほど、シナ事変以降ということじゃなしに、一九三一年ごろから旧満州へ侵略していったその過程からやはり説き起こすべきだということに申し上げたのも、何もドイツがしているからわが国もせないかぬということじゃなしに、そのことが正しいからで、そういう一つの事例というのでも大事なことでしよう。だから私申し上げておるわけです。また、そういうことでなかったら外国の事例を調べる必要はないのですよ。そうじゃないですか。西ドイツが、どういう戦争の責任規定があつて、どういう気持ちで国民追悼の日をつくっているかという、そこが私はキーポイントだと思つたのですよ。あなたはわからないと言っただけけれども、これは個人的にどう思いますか。

これはあれですか、たとえば日本の旧軍人軍属に属していた台湾人とか朝鮮の方々のような、そういう意味の外国人も含むということに理解しておつたのですか。ここは大事なことでしよう。

○佐々木説明員 先生の御指摘の点はごもっともだと思います。

しかし、その調査の電報なり何か書く段階で多少の問題があったと思いますけれども、ほかの国からはそういう点につきまして実は明示的に回答が来ておりませんで、そういう点で、先ほどもお答え申し上げましたけれども、外国人を対象としているかどうかというような質問になっておりませんので、まことに恐縮でございますが、現時点ではそれ以上はちょっとわかりかねるといってございませぬ。

〔佐藤（信）委員長代理退席、委員長着席〕

○上田（卓）委員 この懇談会の報告の中に「同胞を追悼する」という言葉が出ておりますよね。だからこれは日本人だけということになるのだと思うのです。間違ひなく西ドイツの場合は侵略されて犠牲になったそういう人たちは、外国人も追悼しているんですよ。そういうことですから、この報告書自身どういう傾向の人たちがどういう意図で報告しておるのかは別にして、先ほどの大戦という言葉でいいと思うのですけれども、かつて日本の膨張政策、侵略戦争で犠牲になったアジアを初めそういう戦没した人たちも含むことが正しいのじゃないですか。その点どう思います。そんなものでもいいんだ、そんなものはその国で勝手にやったらいいんだ、われわれは、要するに同胞が犠牲になったんだから、亡くなったんだから、それだけ追悼すればいいんだというふうな考え方でいいですか。

○石川（周）政府委員 これは日本政府、総理府からの諮問を受けましての民間有識者のお答えでありますので、日本国民の問題、同胞ということが考え方の中心になって、それを追悼し平和を祈念するという結論が導き出されたものと理解いたしておりますが、平和を祈念する、そして報告書にもありますように、未曾有の体験であつて、この体験を将来に生かすことは重要な課題であるという物の考え方の中には、あらゆる戦争、その災害というものは同胞だけでない、すべてのものに悲惨な結果を及ぼす、そういうものへの反省を含めての考え方であることは当然であろうかと存じております。

○上田（卓）委員 ということは、この報告書では同胞ということになっておるが、政府としては、戦没者を追悼し平和を祈念するという日をつくるということは、当然侵略を受けて亡くなったそういう犠牲者をも追悼するんだ、外国人も含んでいるんだというふうにおっしゃったのですか。

○石川（周）政府委員 背景としては、そういう理解というものがあろうかと存じます。「日」の趣旨といたしましては、やはり主権の及ぶものといえますか、日本国政府の制定する日でございますので、戦争で亡くなられた方々を追悼しということになるのではないかと思います。ただ、それはあくまで個人個人の心の問題であるということがございますので、外国人の方々も追悼するというのを否定しているというふうな趣旨では決してないと考えております。

○上田（卓）委員 否定していいと言えは入っているということになるのですけれども、入っているのかと言つたら入っていないのです。否定していいと言えないもの、追悼する戦没者の対象には外国人は入っていないということは事実ですよ。ちよつと先に進みます。

四ページにこういうことがあります。「戦没者を追悼し平和を祈念する日」の制定手続については、全国戦没者追悼式が従来、毎年閣議決定で決められてきたことも考慮し、閣議決定により制定することが適当である」ということで、閣議決定の問題については後でまた述べますが、全国戦没者追悼式がずっと従来閣議決定でなされてきているのですが、この追悼式も外国人は入っていませんね。あるいは入っていないにしても、それではそういう犠牲になった各国の代表を、式典ですか、そういうふうなものに呼ぶ、そういうことはしているのですか。外国の方をお呼びしたいということはないのですか。そういう事実がありますか、ありませんか。

○岸本説明員 各国代表の方々をお招きしたということは聞いておりません。

○上田（卓）委員 聞いてないということはないことですね。私はここらあたりが問題になるのじゃないかと思うのです。やはり、日本が非常に経済大国になってきた、そしてまたアメリカのレーガン政権からもつと応分の軍事負担をせよというふうな、シーレーンの確保とか、こういうようなことがあつて、五十七年度予算についても防衛予算が突出している、われわれはそういうふうな考えておるわけでありまして、そういう意味で日本がだんだん経済大国だけでないに軍事大国になりつつある。そういう意味では、かつて日本の侵略によって大きな痛手をこうむつたアジアの方々は非常に心配していると思うのです。非常に右翼的な、と言えはどうかと思つてもいいのです。昔をしのぶような、そういう復古調というのですか、そういう動きがあることも事実だし、また憲法を改正、正すならいいのですけれども、改悪ということにもつながつてくるだろうし、また今回のこういうような制定を契機にして靖国神社への公式参拝が始動するのではないか、大つぱらにやられてくるのではないか、

こういうような懸念が広まってきているんですね。

だから、私申し上げるように、やはり日本が平和国民であつて、そしてかつての戦争を非常に反省して、世界の人々に非常に迷惑をかけた、申しわけない、そして平和国民であるということ、日本の国民だけでないに世界の国民に知ってもらつためにも、もしかそういうことがあるならば、戦没者追悼の中には日本軍によつて殺害されたそういう戦没した人たちをも同時に祭り、また、そういうような式典があるならば当然外国人の人たちも呼んでくる、こういうことが望ましいんじゃないですか。長官、どうですか。

○田邊国務大臣 この追悼の問題でございますが、これは戦没者を追悼し平和を祈念する。この問題につきましては、この報告書によりますと、やはり同胞という言葉があります。私は、日本の国籍を有した者が、亡くなられた者に対するいわば戦没者を追悼し平和を祈念する日、こういう形にしたものだと思つておられます。

○上田（卓）委員 どうも納得できません。外国人をその対象にも加える、まず供養するのですか追悼するならば、日本軍によつて犠牲になった人々を真っ先に供養して、追悼して、そして同時に、日本のそういうかつての軍部のファッショ的な体制の中で多くの日本の国民が戦地に駆り出され、あるいは国内において戦災を受けた方々にも、大変申しわけないと一緒に追悼する。そして多くの外国の方々を招いて、日本がこれだけ反省しているんだ、そういう意味では、不戦の誓い、二度と外国と戦を交えない、絶対戦争しないんだという不戦の誓いの日こそが私は望ましいんじゃないかと思うのです。八月十五日というのは、外国の代表も来て、皆さん、仲よくしましょう、かつてのああいうことはいたしません、仲よくしましょう、これが正しいんじゃないんですか。長官、もう一度答えてください。

○田邊国務大臣 私の判断は、戦没者を追悼し平和を祈念する日、この内容につきましては、同胞という言葉その言葉の内容はやはり日本の国籍を有する者に対する考え方だと理解しております。

○上田（卓）委員 いや、理解しているんだけれども、その理解が間違つているんだから、そういうふうな物の考え方を変えなさい、変えることが正しいんじゃないですか。亡くなった人あるいは外国のそういう戦没者に対して本当に追悼する気持ちがあるならば、やはりそういう気持ちだけじゃなしに、そういう体制をとることが一番正しい、こういうふうに思うわけであり

ます。

時間の関係もありますから少し前へ進めたいと思いますが、国民の中には、先ほど申し上げたように、戦没者追悼、平和を祈念する日ができることによつて総理とか閣僚の靖国神社への公式参拝が始まるのではないかと、その前提としてこの追悼の日が設定されるのではないかとという疑問といえますか、疑問といえますか、そういうものが起こつておるわけでありますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○田邊国務大臣 先ほどから申しましたように、戦没者を追悼し平和を祈念する日という日を新たに設けることは、何か靖国神社公式参拝につながる、こういう御指摘でございますが、そうではなくて、やはりこの戦没者を追悼し平和を祈念する日は、さきの大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念することを目的として設けたものでございまして、これがいわば靖国神社の問題と関係はないということをお私にはつきり申し上げておきたいと思ひます。

○上田(卓)委員 政府を代表して、国務大臣である総理府長官がそういうふうにおつしやつておるので、本当は信用したいのですが。関係はないと言つておるんだから関係はないんだというふうに思ひたいのですが、しかし、きょうは自民党の先生方もたくさんおられますが、自民党なり、あるいは靖国神社公式参拝を総理とか閣僚がすべきだということ、要請運動といたしまして、いろいろな団体があるでしょう。そういう団体は、大体自民党の支持者が多いですよ。そういう団体が野党なら、よくはとも言わないのですよ。しかし、政府の与党でしよう、自民党は。閣僚がそういうことは関係がないんだと言つたつて、自民党の方でそういう靖国に対する公式参拝をすべきだという方針があり、自民党のそういう支持者たちがそういう形で訴えているとなれば、幾ら長官が政府を代表して関係がないと言つたつて、結局はいま関係がないと言つておるが、そういう日ができれば、その次には今度は公式参拝ということになるのではないかと疑ひが、いや関係ありませんと言へば言うほど、それはそんなことはない、この報告書はやはり透かしてみないとこういう形になりはしないか、こういうふうにおつしやつておるのです。

それでは長官、関係がないと言ふならば、この日が制定されても絶対に今後総理とか閣僚の靖国神社に対する公式参拝は、まあいままでも非常に問題があるのですが、公式にとつてのことになれば、公式にはいけないということになるわけですから、

公式参拝というのはあり得ないですか。断言できますか。

○田邊国務大臣 私は、靖国神社は日本のこの今日の繁栄を来した、大きな犠牲をされた方々でございまして、私は率先して靖国神社に私的に参ります。ただ、申し上げたいことは、先ほどから盛んに公式参拝、公式参拝とおつしやるけれども、私は、この日の制定と靖国神社の問題は関係がないということだけをはつきり申し上げておきます。

ただ、自由民主党という政党は非常に幅の広い政党でありますから、中にはいろいろの意見もあります。それ一つをとらえて、すべてをそれに帰一するということはやはり私は問題があるかと思ひます。

○上田(卓)委員 個人でどのような思想信条でやられても、それは憲法にも思想、信条、宗教の自由というものをうたわれているわけですから、そういうことを私は問題にしているのじゃないので、やはり国家とかあるいは地方公共団体とかそういう関係が、一つの宗派というのですか宗教だけを大事にするというのですか、あるいはそういうお参りをするということとは、これは憲法上、法律上において禁止されていることではなからうか。ただ、いま大臣は、私は参拝するということなことを何かえらい大きく述べられたようだけれども、靖国神社というのは、大臣が考へている靖国神社というものと、われわれがいうのですか多くの国民が考へているのでは、やはり少しづれがあるのではないかとこのように言わざるを得ない、このように思ふのです。

私もそういうのは専門家じゃありませんが、靖国神社ができたのは、これは天皇の命によつて建てられ、特に戊辰戦争、いわゆる官軍といひますか、勝てば官軍といひますかそこから出てきておるわけですから、そういう天皇を長とした官軍と、そして幕府方というのですか、そういう戦いの中で天皇のためには一命をなげうつた、そういう人々を祭る神社としてできたのではないかと。あるいはその後においても日清、日露戦争というやうな形で、われわれはやはりそれ自身も侵略戦争であつたというように思ふわけですが、いづれにしても天皇の命令によつて戦場に赴いて亡くなつていった、それも、一般の戦没者というよりも軍神といわれるやうな、本人はそういう侵略戦争であつたと思つておるかどうか別にして、やはりいまから言うならば、われわれから言うならば、先ほどの戦争責任の問題もありましたように、私は、やはりそういう人々は幾ら天皇の命令であると言つたつてこれは間違つた侵略戦争に積極的に関

加していった人、上になればなるほどその戦争責任というのは大きいのではないかと。そういう戦争の大責任ある立場の人、俗に言う軍神と言われるわけですから、そういう人々を積極的に祭られておる神社じゃないですか。その点どうですか、政府はどう思つておるんですかね。

○田邊国務大臣 戦没者の追悼であります、たまたま靖国神社という神社に祭られておる、そのことが何か靖国神社の公式参拝という形になつていく、こういうように理解をされておられるのですが、私は国民の大部分の方がこの靖国神社の追悼、亡くなられた戦没者の皆さんの冥福を祈り、そして今日の平和があるのは皆さんの大きな犠牲であつた、これからわれわれは平和国家をつくつていくんだ、そういうことをお互いが心の中に刻み込まれながら参拝するのであつて、靖国神社そのものというよりも、戦没者を追悼するということに皆さんが意を用い、そして参拝するのである、私はそう理解をしております。

○上田(卓)委員 さきの大戦で戦没した人々をすべて追悼するための神社じゃないですよ。多くの無名の戦士と言われた人たちは皆地方のいろいろなところで祭られておるわけ、靖国神社に祭られておる人というのは、ほんのごく一握り、それもかつての戦争のたとえばA級戦犯と言われる人も含めてそこに祭られておるんじゃないですか。そして、そういう犠牲者がおつたからいま平和になつていくんじゃないか、そういう人がおつたから日本があつたように敗戦になつて、多くの犠牲を出して皆が亡くなつていったんじゃないですか。どうなんですか。靖国神社は戦争で犠牲になつたすべての人を祭つておるのですか、そうじゃないですよ。

○山中政府委員 靖国神社は昭和二十一年九月七日に東京都知事に申し出まして設立されました宗教法人でございまして、その目的といたしますのは、この規則によりまして、「明治天皇の安国の聖旨に基づき、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行い、その神徳を広め、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成する等を目的とする。」こういうことになつておりまして、祭神としては戊辰以来の国事に殉ぜられた人々、こういう形になつております。特定の方だけではないに、いまお話ししたやうな戦争で亡くなられた方を合祀しているというふうにおつしやつておる、宗教法人のことでございますから、その範囲について厳密にどこことあるかどうか、私も現在わかりません。

○上田(卓)委員 靖国神社というのは戦前からあったのですよ。戦後宗教法人として再発足したと言いますが、法人格として位置づけたということじゃないですか。それから国のために亡くなった方、戦争の責任問題は別にしても、すべてを祭っていないですよ。そこはちょっとお言葉がおかしいと思うのです。

それでは、どこかの宗教団体が、これから私のところの神社は、私のところのお寺は、あるいは新興宗教が、過去ずっとさかのぼって戦争で犠牲になって亡くなった人間みなこれから祭っていくんだということになってきたら、そういうものに対して国などは積極的に、大臣であろうとどうであろうと、それが宗教団体であろうとなかろうと参拝するということになるのですか。やはり一つの宗教団体なんでしょう。個人で行くのなら私はどうも言うておりませんよ。しかし、やはり長官ともある人間が私は断固行きますよと言ったって、それは一つの宗教団体じゃないですか。どうなんですか。

○田邊国務大臣 私は、戦没者がたまたま靖国神社に祭られておる、その判断を祈念しております。そこで、この戦没者を追悼し、そして平和を祈念する。その祈念する日をつくる。たまたま八月十五日に、従来日本武道館でやっております。

私は個人として、自分の弟は戦死しておる、靖国神社に祭られているので、私としては当然行くべきだ、そう思っておるのです。

○上田(卓)委員 個人が公かということはいろいろありますけれども、あそこで祭られておる人はごく一部なんです。調べたすぐわかることなんです。それは感じということではなしに、はっきりしているわけです。すべて戦没者があそこに祭られておるのじゃないですよ。もしかすると先ほど言うように、からという理屈を言うならば、そうしたら先ほど言うように、各宗教法人、各団体がすべて祭っておれば公が介入していいのかという問題になってくるのではなからうかと私は思うのですね。

もうちょっと前に進みましょう。自治省の方お見えだと思っておりますが、府県とか市町村が、靖国神社とか護国神社に玉ぐし料とか献灯料、そういう名目で直接間接に公金を支出しておりますね。この実態についてちょっとお答えいただきたいと思えます。

○中島説明員 私たちはその実態を全部承知しているわけではございません。

○上田(卓)委員 あなたは全然承知していないのですか。承知していないものは報告しようがないけれども、承知しているものは言うてくださいよ。

○中島説明員 ことしの一月の末ごろだったと思いますけれども、ある新聞社の方が、お調べになった結果だということでも、その府県の名前を持って私のところにお見えになりました。その府県はそういう事実があるかどうかということでございますけれども、その県といえますのは、青森とか岩手とか山口とか、そういう六県が七県だったというふうに記憶しております。

○上田(卓)委員 けつたいな話ですね。文化庁の人もお見えですが、いずれにしても、これは国でも同じですが、地方公共団体が靖国神社とか護国神社に直接間接を問わず公金を支出するということは憲法違反、法律違反になるんじゃないですか。その点どうですか、文化庁の方。

○山中政府委員 憲法八十九条に、宗教上の組織または団体に對して公金の支出あるいは公の財産の利用を差しとめる規定がございます。この規定に該当するものであるかどうか、これについて、地方自治体のその支出がどんな形のものであるかということによつてそういう場合が出た、あるいはそれに該当しないというような場合があるかと思えます。それは一つ一つその支出しているお金の性質その他を考えて判断しなければならぬと考えております。

○上田(卓)委員 その性質とか、そんなことを考えなければならぬという問題じゃないでしょう、玉ぐし料とかあるいは献灯料ですか、はっきりしているわけですから。特定の宗教法人にそういう形で公金が支出されているということ、あれですか、どこの宗教法人であつてもそういう要請があれば支出してもいいということになっていないんですか、そういうことはいかぬことになっていないんじゃないですか。そういうケース・バイ・ケースというのはあり得るんですかね。どうなんですか。

○山中政府委員 憲法八十九条に言います公金支出の禁じられている場合というものに当たるかどうかということでございますが、お尋ねの玉ぐし料というふうな形のもの、たとえばどういう性質のものとして出ているのか。玉ぐし料と申ししても、たとえばお祭りのときの寄附金みたいなものもございまして、それから参拝したときに納めるお金もございまして、いろいろなものもございまして、それから、納める方がどういった趣旨でどういった性格のものとして納めているかにもよりけりだと思っておりますが、この八十九条に該当するものであれば憲

法違反でございますからできないわけでございますが、それに該当しない、社会通念上差し支えない場合もあらうかと思っておりますので、そういうものについては一向差し支えないと思っております。

○上田(卓)委員 それは解釈の問題だと思うので、各宗教法人がそういう形で、お祭りのなものであるとかそういう軽い気持ちであるとかということでも拡大解釈できるわけですか。憲法の規定というものは、そんな解釈で支出していい場合と悪い場合があるんですか。

○角田(禮)政府委員 憲法にかかわる問題でございますから、若干私から補足して説明させていただきます。

結局問題は、玉ぐし料とか献灯料というような名をもつて公費を支出すること自体が憲法八十九条に違反をしないかどうか、あるいはまた、その支出の原因となる行為があわせて憲法二十条第三項に違反をしないかどうか、こういうのが御質問の趣旨だろうと思えます。

そこでは、一般論として申し上げたいと思えますが、この点については実は津の地鎮祭事件の最高裁の判決というのが一つの大きな手がかりになるわけでございます。この判決では、直接には地鎮祭そのものの二十条第三項との関係が論ぜられておりますけれども、同時に八十九条に関連する部分についても、その一つの判断の基準を示しているのであります。

この判決では、神職に対する報償金とか供物料金について次のように述べているわけでありまして。当該支出金を支出することの目的、効果及び支出金の性質、額等から見て、その支出自体が特定の宗教組織または宗教団体に対する財政援助的な支出であるかどうか、また支出の原因となる行為がわが国の社会的、文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超えるものであつて、その行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長または圧迫、干渉等になるものであるかどうか、そういうものによつて合憲か違憲かを定めるべきである、こういう考え方を示しているわけでありまして。

そこで、先ほど来文部省の方の政府委員からもお答え申し上げましたように、お尋ねの玉ぐし料や献灯料についても、その実態にもよると思いますが、ただいま述べたような諸点を基準として合憲か違憲かを判断すべきである、こういうふうにご意見を承ります。

○上田(卓)委員 去る二十四日の箕面のいわゆる忠魂碑違憲訴訟の判決でも明らかのように、いわゆる公共団体かそういう宗

教活動にそういう援助をするというのですから、そういうことはいけない、こういうことを判決でも述べておるわけです。いまの話を知ると、ある一つの思想というのですか、宗教的な物の見方、考え方で積極的にそういう援助をする場合はいけないのであって、軽い気持ちで、金額も少し、たとえばそういう玉ぐし料とかというような、積極的に財政活動あるいは宗教活動を積極的に応援するというのではない簡単なことだったら支出していいということですか。

○角田(禮)政府委員 簡単なことというふうには言えないと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、目的、効果及び支出金の性質、額等から見て、その支出自体が特定の宗教組織または宗教団体に対する財政援助的な支出であるかどうかという言葉は、最高裁の判決そのものの言葉を私引用して申し上げたので、別に簡単だからいいとかいうふうには書いてございませんから、その点はそういうつもりで申し上げたわけではございません。

○上田(卓)委員 やはりこれは非常に大きな問題であり、他の宗教団体なども非常に関心が深いわけですから、この問題についてやはり違憲という判例も出ておるわけですから、あるいはそれは問題にならないと思つて府県とか市町村が玉ぐし料を出しておつたが、それがどうもおかしな、どうもまづいんじやないかということ、自主的であるかどうかかわりませんが、若干そういうことを是正している府県、市町村もあるやに聞いておるわけですが、いずれにしてもこれは自治省において正しく指導することがいいのではないかと私は思うのですが、それは御指導いただけますか。どうでしょう。

○中島説明員 いま法制局長官が挙げられました津の地鎮祭判決とか、あるいは五十三年の十月でしたか公式参拝に関する政府の統一見解等がございますが、そういう資料を参考のために地方団体にお上げするという事は、御要望があればいたしたいと思ひます。

○上田(卓)委員 これは大きな問題ですから、ぜひ嚴重に正しく御指導を願ひたい、こういうように思ひます。

いまの議論でもおわかりのように、長官、靖国神社は正真正銘の宗教法人、宗教団体なんです。宗教に關係なしに、ある宗派にかかわりなく、宗教的な意味合いなしに、どう言いますか、全国のすべての過去の戦没者を祭つてあるということじゃないのですよ。戊辰戦争以来のそういう一つの軍神というんですか、天皇のために命をささげた、そういう宗教的色彩を持つ

た神社であることは明らかなんですから、そういう点で、やはりそういう宗教法人を一つの国の公式な宗教団体として認めようという、それがまた戦前の、戦争に積極的にかかわつた人たちがいまになってそういう日本の民主主義に歯どめをかけて過去に戻そうというような、そういう動きの一環として、特に八月十五日を不戦の誓いとか、もう二度と戦争をしないと、一生懸命にがんばつた人間は偉いんだ、国のために死んだんだ、天皇のために死んだんだ、そういう人間はこれは国を挙げてお祭りをしなければいかぬのだという一つの物の考え方でやつておるわけですから、長官は戦没者を追悼し平和を祈念する日というものと靖国神社に対する公式参拝とは別だと言つても、これはもう絶対に公式参拝しませんが、いや私個人にどうのこうのという制限、あるいは長官が、いや私は個人的にどうのこうのいうふうには思つてきたら国民は疑念を抱く、こういうふうな問題は、議論を呼ぶ問題は閣議決定で勝手に決めるというのじゃなしに、国権の最高機関である国会で十分に審議をして、やはりそういう法的な手続をとることが正しい、このように感じるわけでありますが、その点について長官どうでしょう。

○田邊國務大臣 さきの私の諮問機関でございます戦没者の追悼に関する懇談会、この有識者のメンバーのみなさんが一致して、こういう形をとることが一番いい、こういうことになつたわけでございます、これは長い間、いわば終戦の日というものも八月十五日として国民の中になじんできた日でございます。したがつて、その日を戦没者を追悼し平和を祈念する日とすることがいいのではないか、こういうことでこの日を近く閣議で決めたい、こういう考え方であります。靖国神社の参拝とこれと結びつくという御意見でございますが、私はさようなことではないと申し上げております。

○上田(卓)委員 私たちは、長官のそういうお言葉にもかかわらず、冒頭から申し上げておりますように、この日が、日本の国民だけじゃなしに、やはり日本の侵略戦争によつて戦没された外国の方々も追悼するんだ、あるいはその日には外国の代表もお招きするんだとかあるいは——靖国神社の公式参拝とは直接關係ないと言ひながらやはりワンセットで進められてきておるのではないか、こういう疑念があるわけでありまして、やはりこういう問題が明らかにならない限り、国民は納得しないし、私たちが絶対に反対であるということをお上げしたい、こ

のように思つております。

冒頭にも私申し上げましたように、戦争で亡くなられた方々は何も罪のない方でありまして、冥福を祈るといふことはこれは言うまでもないわけでありまして、その追悼する日の位置づけというんですか、戦争責任を不明確にするだけではないに、そういう戦争を積極的に推し進めた人が祭られて、あるいはそういう人々をたたえていこうという軍国主義につながる、そういう立場からわれわれは反対しておるのだということとを最後に明確に申し上げまして、まだまだ長官にはこういう問題等について質問する機会もあるのではないか、このように考えておりますので、時間も来たようでございますので私の質問はこれで終わりたい、このように思ひます。

(略)

○榊委員 (略)

次の質問ですが、戦没者追悼、平和祈念日の制定問題で御尋ねします。

総務長官にお尋ねしますが、総務長官の要請で昨年発足した戦没者追悼の日に関する懇談会が、三月二十五日に報告書を総務長官に提出した。政府はそれに基づいて八・一五を戦没者を追悼し平和を祈念する日として近く閣議決定をする、そういう予定だというように報道されております。私どもは、終始侵略戦争に反対してきた党として、毎年八月六日とか九日の原爆の日、あるいは八月十五日当日、終戦記念日、あの十五年戦争の犠牲者を心から悼み、二度と悲劇を繰り返さない、そういう反戦平和の誓いを新たにしているものであります。そういう立場から見ると幾つかの根本的な疑念があるのです。

一つは、この報告書を読ませていただきますと、さきの大戦で生命が失われた三百十万人の同胞を追悼する、こういうふうな書かれておりますけれども、政府としてはこの大戦というのはいつからだと考えておられるのでしょうか。

○石川(周)政府委員 たいだいま先生御指摘のように、報告書の中で三百十万人という数字が出ておりますこと、あるいは懇談会での御議論の過程を承つております私どもといたしましては、報告書の中で「先の大戦」と書かれておりますその「先の大戦」は、シナ事変以降、昭和十二年七月七日以降の戦争状態を指しているかと理解いたしております。

○榊委員 そうしますと、これは九年にしかありませんね。少なくとも今度の戦争は上海事変からずつと一つに十五年間続い

てきたわけでありませう。若干の中断はありますけれども、実際にはそれからずっと大陸侵攻が始まっていつているわけでありませうから、やはり十五年、これがさきの戦争の実態だったと思うのです。そこで三百万人の命が奪われているわけでありませう。しかも、これは明白な他国に侵略していった戦争でありませう。

ところが、この報告書には侵略戦争の言葉は一つもありません。二千万百万名のアジア諸国の犠牲者への悼みの言葉も一つもありません。反省の言葉もない。日本国憲法もその前文で、「政府の行爲によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と明確に書いてあるわけでありませう。そういう立場とは違っている。あるいは侵略戦争肯定の立場か、こういうふうには思わざるを得ないのでありますけれども、鈴木内閣の態度としては、この戦争についてはどういふ態度をとっておられるのでありませうか。

○石川(周) 政府委員 報告書の御説明として申し上げますと、報告書の中で侵略戦争云々というような言葉が入っていないことは御指摘のとおりでございますけれども、たとえば「大戦の犠牲者を追悼することは、単にそのみにとどまらず、将来に向かつて平和を願うことにはほかならない。」等々、この報告書の中では、追悼するともに平和を祈念するといふことの重要性が随所に説かれております。そうした報告書が侵略戦争を肯定しているような受け取られ方になるというふうなことは考えていないところでございます。

○榊委員 つまり、鈴木内閣としては、さきの戦争は侵略戦争であつたということは認めると、こういうことですか。

○石川(周) 政府委員 報告書におきましては、戦争の性格論、分析まではいたしておりませう。

○榊委員 私は内閣の態度を述べているんです。報告書云々じゃないんです。それに従つて今度決めようとしているんです。鈴木内閣としては、侵略戦争についてはどういふ態度なのか、こういうことなんです。

○石川(周) 政府委員 私どもも理解しておりますところでは、この報告書に従ひまして、尊重いたしましたして、戦没者を追悼し平和を祈念する日を制定するといふ措置をとらうとしているといふことでございます。

○榊委員 いや、あなたに聞いているんじゃない。私は内閣の態度を聞いているんだから、これはやはり総務長官に答えていただかないと。つまり、もう一回言いますが、さきの戦争は侵

略戦争であつたということをお認めになりますかどうですか、こういうことです。

○田邊国務大臣 今回の戦争は大変な犠牲を払い、またわれわれ国民ひとしく、再びこういう戦争があつてはならない、この肝に銘じております。そういう意味で平和を祈念し、そしてよりよき民主的な平和国家をつくりたい、こういう考え方でございまして、さきの大戦はお互いに大きな犠牲を払つておつた、その反省の上になつて対応をしていきたいと思つております。

○榊委員 どうもやはり核心からはお逃げになるんですよ。なぜ反省するか。他国に攻め入つた。日本人も犠牲を受けたけれども、より以上に相手方に何千万の犠牲を与えたわけでありませう。それについて痛烈な自己反省がなくてはいけないと思つたのです。それでこそ再びこういうことをやらないといふことにもなるわけでありませう。私はその点では、率直に言つて、問題をはぐらかすような政府の態度についてははなはだ不満であります。

ところで、今回のこの戦没者追悼の日の問題を、先ほどもちよつと質問に出ておりましたけれども、靖国神社問題と結びつけて、戦犯の東条英機、彼まで今日靖国神社には英霊として祭つてあるわけでありませう。西郷隆盛は祭られていませんけれども、東条英機は祭られているんです。この靖国神社への公式参拝実現について、今度の追悼の日の設定はこの公式参拝実現への第一段階だ、そう言っている団体などもあるようでありませうけれども、政府もそういう見方、立場なんぞございませうか。

○田邊国務大臣 その靖国神社の公式参拝とは全然関係がないことを御理解いただきたいと思ひます。

○榊委員 先ほども結びつくものではないという答弁、いま同じような答弁をいただきましたけれども、結びつかない。実は、私ども一般新聞で見たところによりませうと、これが発表された翌日の新聞に出ました自民党の見解というのは、第一段階だ、こういう言葉はあるんです。ですから、それは政府の立場とは違ふといふことになりませうが、そのことを一応押さえて、そのことを述べて先に進みますけれども、やはり結びつけてはいけないと思つたのです。これは別の問題だ。ところが、実際には第一段階として、さあ今度は公式参拝だ、こういう動きがあることも事実であります。

ところで、報告書では、一方では追悼といふのは基本的には個々人の心の問題だと述べられております。いろいろな追悼の

仕方があつていいと思つたのです、個々人の心の問題として。ところが、特定の日といふものを政府として決定し、政府ペーアの全国戦没者追悼式をやる、そして地方公共団体、民間団体にも右へならせさせていく、あるいは少なくともそうさせていく、これはやはり自家撞着じゃないかと思つたのです。心の問題といふのはいろいろあれがあつていい。ところが日を設定して右へならせ。信条、意見がさまざまである以上、国家的に特定の日だとか行事を押しつけない、これが私は近代民主主義の原則じゃないか。いわゆる政教分離といふのはそこから来ているから、国家と宗教といふものは分離する。したがらなつてこの問題は、日の設定を閣議決定すべきでない、総務長官としても拙速を戒めていただきたいというのが最後の質問でございますが、いかがでございますか。

○田邊国務大臣 懇談会の報告書は、戦没者を追悼し平和を祈念する日を設けるに当たりましては、この問題に關してさまざま意見が存在することに配慮をして、国民の大多数が素直に受け入れられるやうなものにする、こういう考え方に立ちましても、いろいろ意見を述べております。政府といたしましてはこの懇談会の報告書の趣旨を十分尊重し、対応していきたいと考えております。

実は、昭和三十八年以降毎年八月十五日に実施してまいりました全国戦没者追悼式は、国民の間には定着をしておるものと考へておりました。この報告書においても「今後も従来どおり続けていくことを要望する。」というように書いてあります。私どもはその趣旨に沿つてまいらうと思つてございませう。毎年八月十五日の戦没者追悼の日といふのは閣議決定をしてまいりました。今回もそのやうな形をとつてまいることが一番自然ではないか、こう考へております。

○榊委員 私はその考え方に反対だ、このことを述べまして、あと七、八分しか時間がございませうが、最後に、陵墓古墳の保護の問題でちよつと質問させていただきます。宮内庁の方、来ていらつしやいますね。

(略)

【五七二】第九十六回国会衆議院社会労働委員会議
録第六号（昭和57年4月8日）

（発言者） 川本敏美（委員）

小西亘（説明員、内閣総理大
臣官房参事官）

森下元晴（国務大臣、厚生大
臣）

【発言順、敬称略】

○川本委員（略）

総理府からお見えいただいておりますね。そこで、この間戦
没者追悼・平和祈念の日ということについて答申がございまし
たね。あれはまだ閣議決定されていないのですか。

○小西説明員 まだ閣議決定はいたしておりません。

○川本委員 八月十五日を戦没者追悼・平和祈念の日とい
うこととに大体閣議決定される予定ですか。

○小西説明員 懇談会の報告書の趣旨を尊重してまいりたい
というように考えております。

○川本委員 新聞なんかで見ますと、いまごろになって戦没者
追悼・平和祈念の日というものを設けるとするのは、一部の政
党の靖国公式参拝がねらいだといま盛んに報道されておるわけ
です。私もその点については、いまごろになってそういう日を
指定すると言うほど日本の平和が脅かされておるのかどうか、
いまごろになってなぜ平和祈念の日というものを戦没者追悼と
あわせてやらなければいけないのか、これは一つのデモンスト
レーション以外の何物でもないわけです。

この間、大阪の箕面の忠魂碑の違憲訴訟の判決がありました。
忠魂碑もそうですけども、戦死したという者は大体私たちと
同じ年代の人たちが多いのですよ、特攻隊とかあるいは学徒動
員だとかでね。そういう戦死をした人々は、本当に純粹に国の
ために日本の国土を守り国民を守るためにということと身を犠
牲にしたことにおいては、私は間違いないと思う。だから、そ
ういう人たちの純粹な気持ちにこたえるためには、政府が、国
が、戦死者や遺族のためにできるだけ手厚い措置を講ずること
は当然である。幾ら手厚くしてもその人たちの霊に報いること
はできない。ところが、戦没者追悼・平和祈念の日というよう
なこと、金も出さずに精神的なこととこれをごまかしても、
戦没者の霊やあるいは遺族は浮かばれませんよ。手を合わせて

拜んでもろうたぐらいで浮かばれるものと違う。ところがこう
いうことを利用して、靖国神社への閣僚の公式参拝をいかにも
正当化しようというような魂胆だけしか私はこの中にかがう
ことはできない。もつと中身がなければいけないと思う。

厚生大臣、八月十五日には靖国神社へ公式参拝されますか。

○森下国務大臣 私は、ちょうど九段の宿舎でお世話になって
いる関係上……（川本委員「近いきいか行くのか」と呼ぶ）いや、
近いというわけではございませんが、非常にいい場所に住ま
していただいておりますのでよくお参りをさせていただきますか
ら、あえて八月十五日だけ無理して、肩を怒らしてお参りする
ということとは、特にいま考えておりません。実は春の大祭とか
秋の大祭、また夏の慰霊祭、いつも私はお参りさせていただき
まして、あなたの方の大変な犠牲の上にも日本の繁栄もある
し、また大変御苦勞をかけたという謙虚な気持ちで亡き戦
友に對してお参りをさせていただきますし、また、遺族の方が
大ぜいおいでになったときには奥殿まで御一緒に参拝をさ
せてもらっておりますから、とりたてて一年に一遍、八月十五
日だけ公式参拝という名のお参りをしたらいいというふうには
実は考えておりませんので、非常に弾力的な考えでございます。
○川本委員 毎年八月十五日には厚生大臣の主催で武徳殿で戦
没者追悼式をやっておられますね。あれは宗教的な色彩がなく
て、無宗教的な形でやっておられる。私は、戦没者の慰霊とい
うものはそういう形で、仮にキリスト教徒であっても仏教徒で
あってもあるいはイスラム教徒であっても、本当にお参りがで
きるような戦没者追悼式でなければいけないと思う。そういう
点、箕面市の忠魂碑の違憲判決が出たのは、そこに宗教性を帯
びておったからだということじゃなかるうかと私は思うわけで
すけれども、ひとつこれから国や政府、自治体その他がそうい
う本心に心から、私が申し上げたように純粹な気持ちで国のた
めに殉じた人たちの慰霊をやるうというのなら無宗教で、本当
に心の問題ですから、心をどのようにならわすかということ
指導してもらわなければいけない。それと同時にその中身を、
やはりこれは金の問題ですから、もつとその人たちに報いるに
金をもつてしなければいかぬ、生活を安定させなければいけな
い。その方を忘れて、そういうことだけを表面やるうとするの
は、これは将来を間違うものだと私は思いますので、この際、
厚生大臣に申し上げておきたいと思うわけです。

（略）

【五七三】第九十六回国会参議院法務委員会會議
録第十五号（昭和57年8月5日）

（発言者） 和田静夫（委員）

坂田道太（国務大臣、法務大
臣）

【発言順、敬称略】

○和田静夫君 ほとんど時間がなくなってきましたから簡単に
質問いたしますが、まず、ことしも間もなく八月十五日がやっ
てきます。日本が全く理不尽で無謀な戦争を挑んで、そうして
敗北した記念日、それが訪れてくるわけですが、この記念日を
どういうふうに記念するのか、この点を、教科書問題が非常に
やかましく論議をされている折からでありますので、まず法務
大臣の御見解をお尋ねをするという形で私の質問を始めたいと
思います。

大臣は、この八月十五日靖国神社に参拝されるわけですか。

○国務大臣（坂田道太君） 参拝するつもりでおります。

○和田静夫君 文部大臣をお務めになったころから幾たびか論
議をあなたと交わしてきましたが、あなたの心情、またハト派
的な立場に立たれるという政治家グループの中に教えてもら
れた法務大臣、そういうことを知らぬわけじゃありませんが、ど
ういうお立場で、またどういってお気持ちで参拝されるのかとい
うことを、ちよつと聞かしていただければありがたいと思いま
す。

○国務大臣（坂田道太君） 私、戦前学生のときに、私たちの仲
間が動員されたり、あるいは学徒動員で戦争に赴きまして戦死
をされた多数の人たちがおるわけでございます。私はこうやっ
て生き残っておるわけでございますが、そして政治家になつて
おるわけでございまして、この人たちのためにも二度と再びこ
のような戦争を引き起こしてはならない、平和な日本をつくり
上げなきゃならないというふうには私は決意をいたしました。ま
じりまして、機会あるごとに私は靖国神社に参拝をいたしまし
て、そうして亡くなられた方々に対して、新しい平和な日本を
つくるのだという決意を述べるといいますか、そうしてそのみ
たま安かれと祈っておるわけでございます。けさも実はお参り
してまいりました。

○和田静夫君 いまも言われましたように、戦争をしてはなら
ない、二度と戦争をやらない、そういうことで八月十五日を記

念日とした趣旨の御理解、私人として述べられたあなたの御意見ならば私もそれを了としないわけではありませんけれども、これは後ほど意見を申し上げるとして、あの戦争というのは昭和十六年十二月八日のハワイ、パールハーバーへの攻撃から始まる太平洋戦争と、主として中国を侵略した日中戦争と分けることが私はできると思いますが、太平洋戦争はいわば中国侵略の結果として生じた、そういうのが私は常識だろうと考えています、その辺は大臣、一言でいかがですか。

○国務大臣(坂田道太君) ただいまこれは非常に大きな問題になっておりますし、所管の大臣もおられますので、私この問題に余り深入りはいたしたくございません。しかしながら、私の歴史観といいますか、そういうものは、大体先生がおっしゃったようなことだというふうに理解しております。

【五七四】第九十六回国会参議院文教委員会会議録
第十六号（昭和57年8月19日）

（発言者） 佐藤昭夫（委員）

小川平二（国務大臣、文部大臣）

〔発言順。敬称略〕

○佐藤昭夫君 七月二十九日の当委員会、参議院文教委員会以来、私の質問にも答える形で、文部大臣は、日中戦争、第二次大戦は弁護のできないものだ、そして様々なものではありましたが、侵略戦争と認識をしているというふうに答えられました。にもかかわらず、教科書の記述について、中国、アジア諸国への侵略行為をめぐる記述について「進出」を「侵略」に再訂正をするという問題については、きょうに至るも頑強に拒否をされている。当委員会、七月二十九日以来きょうを含めますと五回にわたって、時間の長短はありますが、各党の代表それぞれ議論をやつてきている。五回連続して同一テーマで議論をこれだけ集中してやるというのは国会史上も余り例のないことではないかというふうに思っています。文部大臣、文部省の態度というのとはほとんど違っていいほど変化がない、前進しないというこのことが、文部大臣は口では侵略戦争だと思つていますが、反省していません。言われれば争いだけでも、本心は一体果たしてあの戦争を反省されるのか。侵略戦争であった、二度と繰り返してはならぬというふうに本当に心の底から考えておられるのか、このことをもう一遍まずお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(小川平二君) 申し上げたことを御信用願いたいものでございます。

○佐藤昭夫君 さらば、繰り返すまでもなく、侵略戦争として真に反省をしているというふうに小川文部大臣がおっしゃるならば、なぜ先日の八月十五日、あの日に、A級戦犯、戦争犯罪者を合祀する靖国神社に参拝をなさつたのですか。

○国務大臣(小川平二君) 私は、八月十五日に靖国神社に確かに参詣をいたしました、個人の資格において行ったわけでございます。

○佐藤昭夫君 個人の資格であるのはもちろんでしょう、公的に参拝をするということは憲法違反のおそれありということ、政府見解では今日そういうことが言われてきた問題であります

から。

幼い児童や生徒を含めて多くの国民をあの戦争の犠牲者としてきた、アジアの人民を犠牲者としてきた、こういうことについての反省、そうしてそのような軍国主義政策を進めてきた指導者に対する批判、これが不十分だから、靖国神社への参拝というふうなことでこの行かれたんじゃないですか、というふうに私は思うんですけれども、本当に、あの侵略戦争への反省、それを推し進めた軍国主義戦争の指導者、これに対して批判を持つておられますか。

○国務大臣(小川平二君) 私がかつての戦争に対して反省をいたしておるといふことと戦争の犠牲者の霊を弔うということとは決して矛盾することではないと考えております。

○佐藤昭夫君 靖国を参拝するということは、特にまぎれもなく、肩書きを公人として行くかどうかはともかくとして、文部大臣小川平二、この名前をもつて参拝をされるということは、単なる亡くなった方々の霊を慰めるという問題だけにとどまらぬというのがいままで何回となく国会で議論をされてきている問題じゃありませんか。

（略）

（発言者）

稲葉誠一（委員）

坂田道太（国務大臣。法務大臣）

林百郎（委員）

大家重夫（説明員。文化庁文部事務課長）

味村治（政府委員。内閣法制局第一部長）

〔発言順。敬称略〕

○稲葉委員（略）

まず最初にお聞かせ願いたいのは、これは憲法との関連で、この問題は各大臣みんなの所管だというふうには私には考えますのでお伺いするのですが、憲法二十条で俗に言う政教分離の規定があるわけですね。これが一体どういう趣旨でできたというふうな大臣としては御理解をされておられるのかを最初にお答え願いたい、こういうふうに思うわけです。

○坂田国務大臣 これは私、法律のことは余りよくわからないのでございますけれども、恐らく宗教の自由ということを確認にしたものだと考えております。

○稲葉委員 戦争が政教一体となつて行われた、政治が宗教を支配して戦争が行われたというその反省の中からこの二十条が生まれた、こういうふうな理解をするのが普通の見方だ、私はこういうふうな思うわけですが、大臣としてはどうお考えでしょうか。

○坂田国務大臣 今度の新しい憲法というのは、やはり第二次大戦の反省の上で立つて、あのような平和憲法ができたというふうには私に承知をいたしておるわけでございます。

○稲葉委員 だから、反省というのとこの二十条とは、どういふふうに関連をするのでしょうかね。

では、ストリートに入りましようか。靖国神社の参拝についての大臣の御所見を承りたいというふうな思うわけですし、それから、大臣が坂田道太というふうな署名されたということは新聞で拝見したわけですが、そこら辺の大臣の所見というか感想といたしますか、そういう点をお聞かせ願いたい、こう思うわけです。

○坂田国務大臣 靖国神社にはお参りいたしました。私は機会あるごとにお参りしておるわけでございます。これは私自身のやむにやまれぬ気持ちでございます。と申しますのも、ちょうど私、戦争中に大学を終えたわけでございますが、われわれの同級生がたくさん戦地に赴きまして、そして二度と再び帰ることができなかつた、あるいはまた、私の小学校の同級の人たちが出征していつて、そして戦死をいたしました。私はこうやって生き長らえておるわけでございます。そういうような人たちがばかりではなくて、今度の戦争で亡くなられた方々に対して、生き残つたわれわれとしては、決してあなた方の死をむだにしない、平和な日本をつくるのだ、そういうことを私、決心いたしました。国会に出てまいつたわけでございます。言ひつらば、そういう方々に御報告をしておるといふような気持ち、ひとつ御冥福を祈る、また、われわれも二度と再びあのような戦争を起さぬように全力を尽くしたいと思つておるといふことを、またまに申し上げますと同時に、また、私への一つの誓いを毎年新たに申し上げます。そういう気持ちでございます。

○稲葉委員 ほかの方が何々大臣というふうにお書きになったのに、坂田さんは坂田道太としかお書きにならないかというふうな報ぜられておるわけですから、仮にそれが事実とするならば、それはどういふふうなことからそういうふうなされたのでしょうか。そういうことをお聞かせ願いたい、こう思うわけです。

○坂田国務大臣 私は、サインをするときには、肩書きというのは余り好きじゃないのでございまして、坂田道太とよく書くわけです。あるいは坂田もとつちやつて、道太と書くのです。ただ、法務大臣と書いてくれと言われるときには、法務大臣坂田道太というふうな、これは賞なんかの話ですけれども、そういうことでございます。そういうわけでございます。私は自然な気持ちで坂田道太と書いたわけです。しかし、坂田道太でございますけれども、これはやはり法務大臣であることには間違いないわけです。しかし、自然な気持ちで坂田道太と書いたわけです。

○稲葉委員 そうすると、法務大臣としては、靖国神社へお参りしたことは私人としてのお参りだ、こういうふうな御理解でしょうか。

○坂田国務大臣 私とか公人とかいうことじゃなくて、坂田道太がお参りした、自然な気持ちでお参りをした。そして、先ほど冒頭に申し上げましたのが私の気持ちでございます。

○稲葉委員 同じことを質問していても同じ答えしか返つてこないわけですが、そうすると、靖国神社の場合は特別なものだ、こういうふうな御理解をされておられるわけですか。国から特権を受けてはいけないということが憲法にはつきり出ているわけですね。「国から特権を受け、一」といふふうな憲法で禁止してありますね。靖国神社が国から何らかの形にしろ特権を受けることについては、大臣としては反対なんですか、坂田道太としては賛成なんですか。

○坂田国務大臣 これは法律を逸脱するようなことがあつてはならないというふうには私は思つておるわけでございます。やはり法に照らしてきちんとすべきものはすべきであるというふうな思うわけで、ただ、靖国神社につきましては、非常に大多数の方々がやはり自然な気持ちからお参りになるといふところがあるうかと思つておるわけでございます。

それからまた、私は、靖国神社にもお参りいたしましたけれども、同じ足で千鳥ヶ淵の戦没の無名戦士のお墓にも実はお参りしたわけでございます。と申しますのも、ちょうど私が昭和三十四年厚生大臣をいたしましたときに、あの千鳥ヶ淵の墓園が完成をいたしました。初めて天皇陛下の行幸を受けたその責任者でもありまして、ときどき千鳥ヶ淵にもお参りをいたしておるということでございます。

○稲葉委員 いま、靖国神社の問題でも法律を逸脱しないというお話がございましたが、どういふことをしたら法律、憲法を逸脱したというふうになるとお考えなんでしょうか。

○坂田国務大臣 ですから、非常に明確な形において国が財政的な援助をするというふうなことになるならば、恐らく法律に、何と申しますか、かかるというふうなことなのかどうか、私は常識的にはそういうふうな思つておるわけでございます。

○稲葉委員 法律ではなくて憲法ですからね。そうすると、明確な形で国が財政的な援助をすれば憲法違反になる、こういうふうな法務大臣としてお考えだといふふうな理解してよろしいですか。

○坂田国務大臣 そのとおりに理解していただいていると思つておる。

○稲葉委員 では、それは奥野さんとは同じようかな、多少違ふかな。

（略）

（略）

○林(百)委員 私は、三点ほどの質問があるのですが、第一は靖国神社の参拝の問題で、マスコミなども非常にいろいろ取り上げていますけれども、最初に文化庁の宗務課長にお聞きしますが、靖国神社というのはどういう性格の神社なんでしょうか、靖国神社というのはいかなる性格の神社なんでしょうか、靖国神社の行政的な監督は受けているのですか、いいのですか。

○大家説明員 お答えいたします。

靖国神社は、東京都知事所轄の宗教法人でございます。宗教法人「靖国神社」規則によれば、「本法人は、明治天皇の宣らせ給うた「安国」の聖旨に基き、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行なひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務を行なうことを目的とする。」と書いてあります。

○林(百)委員 「明治天皇の宣らせ給うた「安国」の聖旨」というのはどういふことですか。どう解釈してありますか。「明治天皇の宣らせ給うた「安国」の聖旨」と書いてあるのですが、要するにこれは明治天皇の発意に基づいてつくられたのですか。○大家説明員 「安国」（あんこく）というのは「安国」（やすくに）、こう書くわけでございます。規則第三条によりましてそういうふう書いてございますが、詳細はちよつと承知しておりません。

○林(百)委員 これは宗教法人なのですが、文部省の宗務行政とはどういう関係があるのですか。

○大家説明員 宗教法人靖国神社も、宗教法人の事務を文部省文化庁が所轄して関係から、所轄しておるといふことが言えるかと思ひます。

○林(百)委員 一応各地方の神社は宗務課が掌握している。宗教ですから、国がいろいろ監督するとか何とかいうことはいふまでもなく、一応おたくの方の掌握になるのですか、これは東京都の掌握になるのですか。

○大家説明員 東京都でございます。

○林(百)委員 都の掌握になるのですか。そうすると、文部省としては関係ないわけですね。文部省の宗務課としては何の関係もないのですか。

○大家説明員 何の関係もないといふことはございませぬが、直接には東京都知事所轄の宗教法人でございます。

○林(百)委員 東京都の掌握している宗教法人といふことは、どういうことを掌握しているのですか。

○大家説明員 お答えいたします。宗教法人法の第五条に基づきまして、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部大臣とする。」と書いてあります。靖国神社は、前項の規定に基きまして、東京都知事を通じて規則の認証というものの他について、あるいは宗教法人の設立登記の報告を受けるといつたことについて所轄しているわけでございます。

○林(百)委員 あなたが先ほど読まれた宗教法人「靖国神社」規則の第三条の、「本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成」する。「本神社を信奉する祭神の遺族」、「祭神」、祭る神といふのは、これはどういうものを指すのですか。

○大家説明員 宗教法人靖国神社がどのような祭神を祭るかということにつきましては宗教上の事柄でございますが、国立国会図書館調査立法参考局が昭和五十一年五月に発行せられた「靖国神社問題資料集」といふものによりまして、合祀対象として軍人軍属、準軍属及びその他が挙げられております。

○林(百)委員 そうすると、この神様というのには、神様と云うのは何でなければ、祭神といふのは、ここに祭られている軍人軍属、準軍属が神になっているわけですか。

○大家説明員 合祀の対象となつてございます。

○林(百)委員 そうすると、戦犯で国際的に、東条英機を初めて、刑を受けましたね。この人たちもこの祭神の中に入っているのですか、神様の中に。

○大家説明員 靖国神社の祭神につきましては先ほど述べましたとおりですが、同じ先ほど引いたました国立国会図書館の編しました「靖国神社問題資料集」によりまして、いわゆる戦争裁判受刑者も合祀対象に含まれておるとされております。

○林(百)委員 そこで、政府の法制局の方、見えていますね。法制局は昭和五十五年の五月に国会の議院運営委員会会で統一見解を発表されておりますね。中身は、説明を聞きましよう。どういう統一見解を出されたのですか。

○味村政府委員 五十五年五月とおっしゃいましたように聞きました。昭和五十五年の十一月十七日に、宮澤官房長官が衆議院の議院運営委員会の理事會におきまして、国務大臣の靖国神社参拝につきまして政府の統一見解を述べておられます。その要旨は、要するに、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することにつきましては、

憲法第二十条との関係で問題があるので、政府としては慎重な立場をとつておられることと聞いています。

○林(百)委員 これは法制局にお聞きした方がよいと思ひますが、そこで、昭和五十年に、三木総理は、当時の政府の統一見解として、あなたがいま言われた趣旨に基きまして、公式参拝は憲法二十条違反の疑いを否定できない、こういう統一見解を出して、したがって公式参拝とならないためには次の四つの条件が必要だ、第一には肩書きは記載しない、公用車は用いない、随員は同行しない、玉ぐし料は公費から出さない、こういうことを三木首相当時、政府の統一見解として発表しているのですか、これは当時の宮澤官房長官が出したのですか、それとも三木総理の考えが述べられているのですか、その点は正確に言うかどうか。

○味村政府委員 実は、先ほど先生のおっしゃいました四条件、これがあつかも政府が述べたように巷間伝えられているようにございますが、そのようなことを政府が述べた事実はないと思ひません。そのことは、昭和五十三年の八月十七日に、当時の内閣法制局長官の真田長官が、これは内閣委員会でございます。閉会後でございますが、「私の方には、いまだかつてその四つの点を、私的であるための要件という意味で四つの点を挙げたいというふうなことはございません」といふことを明確におっしゃつておられて、そのように四つの条件を私的参拝の要件としたといふことはございません。

○林(百)委員 それでは、四つの条件は述べなかつたとしても、三木総理としてはこれを述べておられるはずですが、あなた、記録ごらんになりましたか。

○味村政府委員 実は私も、先生から御質問があるといふことを伺いましたときに、昭和五十年ごろの政府の見解であるといふふうな承りましたので、その点を調べてみました。そのよう御発言はございませんでした。

○林(百)委員 そうすると、法制局の解釈である閣僚として参拝することは憲法二十条違反の疑いを否定することはできない、こういう見解を当時法制局が出したと言ひますね。そうすると、この閣僚が閣僚として参拝するといふのはどういうことですか、ここで条件を言つてくださう。それと同時に、法制局はこの見解を変えたのですか、変えないのですか、昭和五十五年の、あなた言う十一月のこの法制局の統一見解といふのは。

○味村政府委員 昭和五十五年の私が先ほど申し上げました見

解は、宮澤官房長官がお述べになりましたものでございまして、これは政府の見解でございます。法制局としてもその見解にもちろん服している次第でございます。その見解が変わっているというようなことは承知しておりません。

○林(百)委員　そこで、この法制局の統一見解と当時の宮澤官房長官が発表した、閣僚として靖国神社に参拝することは憲法二十条の三項に違反する疑いがあるということ。で、閣僚として参拝するということは、閣僚であるのとないのとのその差異はどういうところにつけることになるわけですか、法制局の見解を知らせてください。

○味村政府委員　靖国神社の公式参拝につきましては憲法上疑義があるというふうに言っているわけでございます。公式参拝というのは、公務員が公的な資格において参拝することであるというように私どもは考えているわけでございます。したがって、国務大臣の例をお挙げになりましたが、国務大臣について申し上げますれば、国務大臣が国務大臣としての資格において参拝される、これを国務大臣の公的参拝と申すのであります。

○林(百)委員　では、国務大臣が国務大臣の資格として参拝するということは、具体的にはどういふことなんでしょうか。たとえば記帳だとか、それから公用車の問題もあるだろうし、玉ぐしの問題もあるだろうし、私はいまの四つの見解が、これは閣僚が公式参拝として参拝する場合の最小限度の条件だと考えて、あなたの方は言った覚えはないと言われ、私の方はこういうことがちゃんと言われているということ、質問しているのですが、閣僚が閣僚としての公式参拝をする、具体的にはどういうことなんでしょうか。どうすればそうなるのですか。

〔委員長退席、熊川委員長代理着席〕

○味村政府委員　この問題につきましては、やはり政府の統一見解がございまして、これは昭和五十三年の十月十七日に、当時の安倍官房長官が参議院の内閣委員会において述べられたものでございます。これによりまして、閣僚の地位にある者が特に政府の行事として参拝を実施することが決定されるか、あるいは玉ぐし料等の経費を公費で支出する、こういうことになりまうと、それは公的参拝というようになるだろう。しかし、公用車を使用するかあるいは肩書きをつけるといったことから、私人の立場を離れた、公人として参拝したんだということには当然にないという趣旨のことを申し上げているわけでございます。

○林(百)委員　そうしますと、自分の名前の上に肩書きが、何々大臣だとかあるいは総理大臣だとか、そういうことが書かれている場合は、それは公式参拝として一応推定できますか。あなたは玉ぐし料と政府の行事ということだけ言っていますけれども、それじゃ、肩書きの有無は問題でないのですか。

○味村政府委員　肩書きにつきましては、ただいま申し上げました安倍官房長官の見解が示されておりまして、もちろんこれは法制局も全く同意見でございます。記帳に当たってその地位を示す肩書きをつけることも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられているのだから、肩書きをつけたからといって私人の立場を離れたものじゃないんだ、こういうふうに述べられているわけでございます。私もそれとおりだというふうに考えております。

○林(百)委員　そうすると、何々大臣とか、そういうことを書いてもそれは公式じゃないと言っているのですか。記帳に記載するのは、私人として、何々大臣私人ということがあるのですか。これはあなたの方の統一見解で、肩書きを記帳しないようにする、それから公用車は使わない、随員は同行させない、玉ぐし料は公費を使わない、こういうことは公式参拝の具体的な事例になるからしないというのを政府が言っているはずですよ。それを変えたのですか。肩書きを書いていいのですか。それが法制局の見解ですか。統一見解なら統一見解とここで言ってください。

○味村政府委員　私は、法制局といたしまして、法律的な見地からそのような肩書きをつけることが公的参拝になるということになるかどうかということから申し上げているわけでございますが、そういう意味で、先ほど申し上げましたように、肩書きを記帳の際につけたからといって、直ちにそのために公的参拝になるということではないのだ。これはやはり、再三引用して恐縮なんです、前の真田内閣法制局長官も、たとえば年賀状に公務の肩書きをつけることになりましたが、それが直ちに公的な資格で年賀状を出されたということになるわけではないというようにおっしゃるのを承知して、玉ぐし料を公費で支出する、こういうことになりまうと、それは公的参拝というようになるだろう。しかし、公用車を使用するかあるいは肩書きをつけるといったことから、私人の立場を離れた、公人として参拝したんだということにはならないという趣旨のことを申し上げているわけでございます。

○林(百)委員　それでは、あなたの言う政府の催しとして公式参拝したという場合はどういう事例ですか。どういう場合です

か。具体的なことを説明してください。

それが考えたって、内閣総理大臣鈴木善幸と書いて、これは個人ですなんて言うのはあなただけですよ。私は、法制局がそんな見解を述べるとは、いままでも思わなかったのです。たとえば法務大臣坂田道太と書いて、これは個人のあれですよ、決してこれは私の公人としての立場じゃありません。法制局長官何々と書いて、これは役所の公的な立場じゃありません、私個人です。そんなの通りますか。国民がそんなこと、承知できませんか。

○味村政府委員　これは私だけの見解ではございませんで、前から内閣法制局のついている見解でございます。世の中では、個人としての資格でいろいろ仕事をいたします。いろいろな行事に参加する。たとえば結婚式に参加するというようなことも、その際にその人の肩書きを呼んで紹介をするというようにあるわけでございます。そのような肩書きを、何といふことですか、自分のついている地位を示すということ。公私を問わずしよつちゅう行われていたからと、それだけで公的な資格で行動をしているということにはならないという考えでございます。これは従前からこのように考えておられるわけでございます。

○林(百)委員　だから、私は肩書きだけと言っているのではない。肩書きを記帳し、公用車を用い、随員を同行し、玉ぐし料を公費でささげる、こういうような四つの条件があれば、それは公式参拝になる。だからこういうことは慎めということになっているわけです。

それでは、あなたの言う政府の催しとして公式参拝をしたということになると、どうすればそうなるのですか。その場合を聞かせてください。

○味村政府委員　ただいままで、政府といたしまして公式参拝をするということになる場合はどんな場合かということ、いろいろ御質問があるわけでございますが、そのときに私どもがお答えいたしておりますのは、たとえば、靖国神社に参拝しよう、全閣僚そろって参拝しようというように閣議で決定して、そこで参拝するということになりますれば、これは公式参拝であらうというように申し上げております。

○林(百)委員　それでは、閣議で決定して公式参拝した場合の具体的な肩書き、公用車、随員、玉ぐしというのはどうなるのですか。あなたはどうかと考えられますか。

○味村政府委員 これは例がございませんので、ちょっと何とも申し上げかねるわけですが、一般の公的な行事と同じようなことになるのであろうと思います。しかし政府としては、先ほど申し上げましたように慎重な立場をとっておるということでございます。

○林(百)委員 それでは、法務大臣と法制局にお聞きしますが、鈴木総理は昨年一月二十九日の参議院の本会議で、政府としては、憲法二十条三項との関係で問題があるので、国務大臣の資格で参拝することは差し控えてきた、今後もこの方式を変えることは考えていない旨のここのうい答弁を参議院でしているわけなんです、これはそのまま続いているのですか。

それから、では法制局長官は、鈴木総理は要らざる心配をしているということになるのですか。鈴木総理は、このときの答弁では、国務大臣の資格で参拝するということは差し控えてきた、ここのうい答弁は、国務大臣の資格で参拝するとは、参拝したという最も有力な推定の材料は、国務大臣の肩書きを持つて、そして国務大臣の公用車を使って参拝するのは一番国務大臣としての資格で参拝したことになるのじゃないですか。今後ともそういうことはしない、差し控えてきたけれども今後もしないと言っているが、あなたはそれでは要らざる心配をしているのだ、そんなことは心配しなくともいいということですか。

それから坂田さんは、ここのうい鈴木総理の昨年一月の参議院の本会議でのこの答弁は、そのまま変わっておらないということにお考えになるのですか。

二つ答えてください。

○味村政府委員 鈴木総理がその席でおっしゃいましたことは、国務大臣としての参拝はいままでしなかった、してないということをおっしゃっているわけでございます、先ほど申し上げましたように、何が国務大臣としての参拝になるかと言え、それは私が先ほど御説明申し上げましたような、公務員が公的な資格において参拝するというのを国務大臣の立場に置きかえておっしゃったのだらうと思えます。そういたしますと、先ほど申し上げましたが、たとえば記帳の際に肩書きをお書きになるとかあるいは公用車を用いられるということは、それをしたからといって公的参拝になるものでない、ということは先ほどから申し上げているとおりでございます、そのようなことをしないでということをお書きを記帳の際につけないとか、そういうことを鈴木総理がおっしゃったとは受けとめておりません。

○林(百)委員 法制局としては、あなたは一体どういう方だからぬけれども、第一部長ですか、妙なことを言うので、それでは、閣僚が例外を除いて全員がそろって靖国神社へ参拝している、これは別に閣議で相談してやったのではない、偶然みんな一緒になって参拝したんだ、肩書きが書いてあるうとそれは公式参拝にはならぬ、そういう見解だとして、統一見解としてここで聞いておいて、記録にとどめておいていいですか。

○味村政府委員 この点につきましては、先ほど申し上げましたように、昭和五十三年十月十七日に安倍官房長官の統一見解がございまして、私の申し上げていることは、この安倍官房長官の述べられた見解と全く同じことを申し上げているわけでございます。したがって、私が申し上げているのは、政府の統一見解の枠を超えているわけでは決してございません。

○林(百)委員 それじゃ、坂田さんどうですか。鈴木総理はここのうい答弁を言っているのですけれども、この方針はその後変わったんですか、変わらないのですか。

○坂田国務大臣 ただいま法制局から申し上げたとおりだといふふうにお考えしております。

○林(百)委員 それでは今度改めて、ことしの七月十五日に宮澤官房長官が記者会見で、私人でもなく公人でもない、答えないういことになっている、これが鈴木総理の方針として決まったんだ、ここのうい言っていますが、これはどういう意味ですか。これは閣僚であるあなたに、坂田さんにお聞きしたいのです。

○坂田国務大臣 それは新聞で読んだんですけれども、私は私の判断で、先ほどお答えしましたように、坂田道太ということを記帳し、そして九段宿舎から歩いて参拝をし、祭料はポケッタマネーから出したということでありまして、

○林(百)委員 そうすると鈴木総理は、ここのうい方針を決めたというのを、閣議でそういう方針を述べられたわけですか。

○坂田国務大臣 いや、閣議では聞いておりません。

○林(百)委員 閣議では聞いておられない。そうすると、あなたは肩書きを書かなかったそうすけれども、それはどういう意味で書かなかったのですか。

○坂田国務大臣 靖国神社に参るのは、私は参らざるにはおられないような気持ちで、自然な気持ちで参ったわけですが、したがって、その気持ちをあらわすのは坂田道太と書いた方が一番自然だと思つたからでございます。私が閣僚であるうがなかりうが、機会あればいつでもあそこへお参りする、私はそうやってまいりました。そのとおりを実行しているだけにしかすぎ

ません。

○林(百)委員 そうすると、宮澤官房長官が記者会見で、ことは、今度は私人でもなく公人でもない、答えないということにした、これが鈴木総理の方針だということをお述べたということとは、あなた知つておられますか。

○坂田国務大臣 それは新聞で承知しております。

○林(百)委員 そうすると、新聞で聞いただけで、別に閣議でここのういことは決まったというわけではないということですか。

○坂田国務大臣 そのとおりでございます。

○林(百)委員 法制局の第一部長、先ほど言つたように、靖国神社というのは明治天皇の言葉から出たということで、祭られているのは軍人だということ、戦前のわれわれならよくわかつておりますけれども、そういう軍国主義、侵略的な戦争の精神的な支えというか、思想的な支えに使われていたことは、あなたも御年輩を見ると戦前の方だからよくわかりますが、ここのういところへ大臣が肩書きを持つて、それで公用車で参つても、それは公式参拝にはなりませんが、鈴木総理でさえ憲法二十条の三項の疑いがあると言っているのに、ここのういことは疑いを持つたれる危険性がないとお考えですか。ここのういことは、肩書きを持ち、それから公用車を用い、場合によっては随員も連れていき、そうすると、あなたの言うように、私人なら玉ぐし料を政府の金から出しても、これは私がとりあえず出しておいたんですということではないのですか。最も憲法を厳格に解釈すべき法制局がここのうい解釈でいいのですか。

ここのうい明治天皇の言葉から出たということでしょう。いま主権は国民にあるんですからね。主権が国民にあるときに、明治天皇から出た言葉で、しかもいま侵略戦争が批判されているときに、侵略戦争の精神的な支えとしての神社であるういこと、ここのういところへ憲法を遵守すべき閣僚が肩書きをつけて参拝するういことは、これは公式に大臣が参拝したことになる疑いがある、憲法二十条三項に違反する疑いがある、ここのういことは十分慎重にされた方がいいういことには、法制局としては考えないのですか。

〔熊川委員長代理退席、委員長着席〕

○味村政府委員 私ども法制局の立場といたしましては、憲法二十条の第三項で国またはその機関は宗教的活動をしてはならない、その条項に違反するういことは、これは絶対にすべきでないういように考えているわけでございます。したがって、靖国神社の公式参拝につきましては、積極説、消極説と

申しますか、いろいろ説があるわけですが、一番、何と申しますか、憲法二十条の解釈上、先例として、判例といったしまして権威のありますもの、最高裁判所のいわゆる地鎮祭訴訟についての判決でございます。その判旨に照らしまして考えてみました場合に、靖国神社への公式参拝というものは、現在のところ合憲であるとも違憲であるともなかなか断定できない、しかし、憲法二十条の上で問題があるというふうに考えているわけでございます。

○林(百)委員 そうすると、中川技術庁長官はこう言っているのですよ。私は公式参拝をした、国務大臣科学技術庁長官として来た、公人として来た、こう言っていますが、これはどうなんでしょうか。あなたが言うように、閣議で決まらなければ、中川技術庁長官がこう言っても、公式参拝にならないのですか。自分で公式参拝と言っているのですよ。これはどうなんでしょうか。

○味村政府委員 中川長官がどのようにおっしゃったか、私も存じませんが、また、それにつきまして申し上げる立場にはないかと存じます。

○林(百)委員 申し上げる立場にないと申しても、中川長官が私は公式参拝したんだ、公人として来ましたよ、国務大臣科学技術庁長官として来ましたよ、こう言っているのですよ。閣僚の中で私は公式参拝だと言っているのに、法制局は、いや、それは公式参拝じゃありませんと言っているのですか。ここで言うなら言ってください。中川長官がそう言ったって私はそう思いませんなら思いません、こう言ってください、記録にちゃんとどうしておきますから。大臣が自分でそう言っているのです。

○味村政府委員 私といたしましては、中川長官がどのようにおっしゃったのか、それを新聞でしか見ておりませんし、中川長官がどのような御趣旨でそのようなことをおっしゃっているのかも存じませんので、その問題について申し上げる立場にないかと存じます。

○林(百)委員 これは問答を続けても仕方ありませんけれども、少なくとも法制局ともあろうものが、こういうことまで言っている大臣がいるのに、いや、それは肩書きを書こうと自分で公式参拝と言おうと、公式参拝ではありませんとするような解釈をここでするということは、まことに意外ですよ。しかも、再び戦争を起こさないことは国の最高の理念だ、主権は国民にあるんだということが憲法の前文に書かれている。それにもかかわらず、明治天皇から出た、侵略戦争の犠牲になつた人たち

を神様として祭っておる、さらにそれを閔原がそろって参拝をするということとは、これは明らかに軍国主義をおおることになるんじゃないですか。厳格にも厳格に憲法を解釈し、いやしくもその疑いのあるものを排除していくのが法制局の務めじゃないですか。私は、味村第一部長が法制局の第一部長であることに對して非常な遺憾の意を表しておきます。

あなたもよく考えておいてください。戦前、戦争のときに靖国神社がどう使われていたかということ再び思い出してください。そのために二百何万の日本の国民が命を失い、二千万近くのアジアの人民が命を失っているのですよ。その思想的なバックアップを明治天皇がたまわれたと称する靖国神社が務めてきた。そのことを考えてみるならば、いやしくも憲法に違反する疑いのあることはしないのが好ましいということをやなげ法制局で言えないのですか。あなたを幾らしかつたって、あなたは効き目のありそうな顔もしていないからもうこれでやめますけれども、非常に遺憾です。あなた、この問題で笑っているなということは第一不謹慎ですよ。よく考えてごらんないな。

○味村政府委員 私どもは、憲法二十条の適用上問題となるような行為は政府としてすべきでないというように考えているわけでございます、そのように申し上げているわけでございます。

先生のおっしゃいますのは、公式参拝と見られる徴徴があるような行為はすべきじゃないんだということをおっしゃっているわけであらうかと思えます。つまり、公式参拝そのものをすべきでないというより、もう一步踏み込まれて、公式参拝となるような、見られるようなそういうことはすべきでないというようにおっしゃっているように思われます。

しかし、先ほど申し上げましたように、公用車を使う、こう申しましたも、たとえば国務大臣でございますればいろいろ国務上必要がございますし、連絡等の都合もございまして、公用車を使わざるを得ないというような事情もございまして、肩書きにつきましては先ほど申し上げたとおりでございます。随員をつけているじゃないかということでもございまして、やはり国務大臣となりますれば、いろいろな連絡、事務上の都合もございまして、一瞬たりとも随員が離れるということは困る場合があるということも認めざるを得ないんじゃないか。

そういうようなことをいろいろ考えてみますと、肩書きとして国務大臣というふうに記帳するとか、あるいは公用車を使う

とか、随員が来るというようなことがあるからすぐ公式参拝であつて憲法上問題だ、それは言えないということをお申し上げていただくように申して、決して公式参拝をいいんだというようになことを申し上げているのではありません。そのような意味で、私は憲法を守るという精神においては人後に落ちないつもりでございます。

○林(百)委員 あなた、結婚式へ大臣が行くこともあるとか、それから何か私用がある場合に公用車を使う場合があるとか、そんなことは質的に違うんですよ。靖国神社へ大臣として参拝しているんですよ。それは憲法違反の疑いがあるんじゃないか。だから、従来三木総理も私人として行くようにしないことまで言っているんですよ。大臣だつて結婚式へ行つてお仲間やるのだから、何が靖国神社へ大臣の資格で記帳して悪いんだ、そんなことは質的に違う例をあなたは引張ってきているのですよ。だから、あなたの憲法遵守の精神が全然外れているのですよ。そこを私はあなたに注意しているのです。よく考えてごらんない、そういうごまかしの答弁をここでして国民が納得するかどうか。ことに法制局の部長ともあろうものが、結婚式にだつて大臣は行きますよ、靖国神社へ大臣が肩書きで行つて何が悪いのですか、そんなことを言つて通るかどうか、よく考えてごらんない。もういいですよ。

【五七六】第九十六回国会衆議院外務委員会議録第
二十五号（昭和57年8月20日）

（発言者） 河上民雄（委員）

櫻内義雄（國務大臣、外務大
臣）

〔発言順。敬称略〕

○河上委員 それでは、今回の戦争の認識に関連してお伺いしたいのでありますが、A級戦犯、この方々は第二次世界大戦の指導者であつたわけで、主観的にいろいろ言われることがあるかもしれませんが、やはり歴史的に客観的に見た場合、侵略戦争の遂行者であつたということは明らかだと思ひますが、外務大臣、その御認識において変わりはございませんか。

○櫻内國務大臣 河上委員に申し上げるまでもなく、日本の国内においても三権分立、こういうことで、司法関係について、これに対していろいろ批判をするということも私も常に控えておることでございます。この大きな戦争、そしてそれによつて厳しい国際世論の中でこの戦争についての原因を究明しよう、こういう中からいわゆる戦争裁判が行われての、その際の判決、こういうことになつてまいりますので、これはわれわれのような立場の者がとやかく批判するのはいかがか。もちろん、法理論者であるとかあるいは政治評論家であるとか、いろいろの立場でのそれぞれの御見解はあるわけでございますが、戦争に敗北をし、またその戦争について反省をしておる日本の立場からいたしまして、いま政府の責任の衝にある者がこの裁判について云々するのはいかがかと思うので、差し控えさせていただきます。

○河上委員 櫻内外務大臣はいま政府の衝にある者として差し控えさせてほしい、こういうことでございましたが、どうも外務大臣、都合のいいときはそういうことで、また別なときには別な立場を表明されるような気がしてならないのです。

A級戦犯が靖国神社に合祀された、一九七八年十月でございますけれども、そのことはもう十分御承知だと思つたのでありますが、櫻内外務大臣は先般靖国神社に参拝されましたお一人でございます。こういうことを政府の衝にある者として一体どういうふうな真剣に受けとめておられるのか、私は大変その辺の真意を疑うのであります。日中共同声明を讀めば、A級戦犯の果たした役割りというふうなものも、またその指導のもとに行

われた日本の国家としての行為というものにつきまして当然反省がなければならぬはずであります。個人としてどうされたというようなことを言われるかもしれませんが、今日あのような行動が、アジアの人々の目に日本は過去を反省してないのではないかという、そういう印象を与えるのではないかと。もうすでにそういう批判が公式、非公式に行われているわけでありまして、そういう点、外務大臣どのようにお感じでしょうか。

○櫻内國務大臣 いまここで私の経歴をくどくどしく申し上げるのもいかがかと思ひますが、私ははつきり申し上げてこの戦争に従軍しております。そして幸いにして本日生き長らえておるわけでございます。私のすぐわきで戦死をした者、はつきり申し上げて何回かの戦争の中で三名おられます。また、私の中隊長が突撃のときにそこで敵弾に倒れたというふうな事実もございます。そういう事実からいたしますならば、私がこの八月十五日の機会に靖国神社にお参りするか、あるいは春秋の大祭にお参りするか、あるいは戦友諸君のお墓にお参りするとか、それはもう当然なことだと思ひます。どうもいろいろの問題があるときに、お参りをしたのではありません。こゝに言われませんが、私は過去においてそういう行為ははずつとつてきておるのでありますから、今回急にこういう状況の中で何かやつたということではないのでありますから、そういう私の立場も了とせられて、これは一般的な普通の人間の行為として御理解がいただければ幸いであります。

○河上委員 第二次世界大戦の二百万の戦死者あるいは空襲その他による命を失われた方々に対しまして、われわれは心から哀悼の意を表し、二度とこのような過つた戦争をすべきでないという決意を新たにすることは当然でございます。しかし、この戦争の評価というものについては、いささかも過つてはならない、私はそう考へるのであります。いまのお考へがその一番大事なところを避けておられる。そしてそのことが実はいま教科書問題で一番問われているのだと思つております。私のもう質問の時間が参りました。終わりが近づいておりますのでこれ以上申し上げませんが、政府の衝にある方だけにそうした点は万々間違いないようにしていただきたいと思ひます。をお願いしてこの問題は終わらせていただきたいと思ひます。
（略）

【五七七】第九十七回国会参議院會議録第五号（昭和
57年12月10日）

○高平公友君（略）

終わりになりましたが、私は、これは要望であります。靖国神社公式参拝の問題について要望いたします。

およそ政治に携わる者は、その歴史を知り、現在を見定め、将来を開くことにあると思つております。今日、わが国は、幾多の諸問題があるとは申しながら、高い文化国家を築き、自由世界第二の経済大国になつております。しかし、われわれは瞬時たりとも忘れてならないことは、過ぐる大戦において祖国のために生命をささげ、戦場であるいは戦域で、また異郷の地で倒れた幾百万同胞のとうとい犠牲によるものであるということでありまして、洋の東西、その国の政治形態いかんを問はず、とうとい生命をささげた方々に対しては国家としてその遺徳をたたえ、霊を永遠に祭つております。

しかるに、わが国の場合、国家のために殉じ、散華した二百五十万英霊が祭られてゐる靖国神社へは、公的地位にある人及び国賓がその資格において表敬の儀礼がまだ尽くせないことは、英霊に対してまことに申しわけない気持ちでいっぱいでありまして、私は、総理の言う「礼節と愛情の社会」に照らしても、靖国神社の公式参拝を実現することが英霊に対する政治の思いやりであり、そしてそれがその真の平和に通ずる道であることを確信するものであります。

以上、私の心情を強く訴え、代表質問を終わります。（拍手）
（略）

○國務大臣（中曾根康弘君）（略）

最後に、靖国神社の公式参拝に対する御見解を拝聴いたしました。謹んで耳を傾けて拝聴した次第であります。（拍手）

【五七八】第九十七回国会衆議院予算委員会議録第二号（昭和57年12月14日）

（発言者） 榎崎弥之助（委員）

中曽根康弘（国務大臣、内閣総理大臣）

〔発言順、敬称略〕

○榎崎委員（略）

私どもも、あなた方が総裁選挙をやつて政治空白をもたらし、超党派でございませぬけれども、政治倫理確立議員懇談会をつくりまして、略して政倫懇と言つておりますけれども、政倫懇あるいは新自連、南は鹿児島から福岡、大阪、東京、北は北海道の函館、一番最後に田中元総理の地元中の地元である長岡市に、上越新幹線開通日の十月十五日に遊説を終わりました。

私は、長岡市に行つたときに、駅前の商店街でありますけれども、たくさんの方が集まつて、どこでも大変な関心があります、この問題は、それで、私が長岡に行つてお話をし、訴えたことはただ一つであります。

長岡市は長岡市民が尊敬してやまない山本連合艦隊司令長官の生まれた土地であります。中曽根総理も、海軍大尉か少佐か知りませぬ。私も大学から海軍予備学生に引つ張られた。滋賀航空隊時代に、あの安倍晋太郎大臣も予備生徒として来られたでしょう。山本元帥は海軍の中にあつても平和論者であつた。日米開戦に反対をした。また、軍縮会議には全権代表として活躍をされた。私は武人として尊敬をいたしております。

山本元帥は、明治十七年に長岡市の玉蔵院町というところで生まれられ、そして同じく長岡市の阪之上小学校に入られて、それから長岡中学校、そして海兵、そして連合艦隊司令長官として戦死をされた。お墓はいまも長岡市の長興寺という禅寺にあるのです。長岡市民の皆さんの関心は深い。

山本さんが戦死をされたときに、尊敬してあたわざる長岡市民は、乃木神社があり東郷神社があるから山本神社もつくりたいと言つて、代表が上京してこられた。そうしたら、山本さんのかつての上官である米内光政大將が、いや、そんなことはやめなさい、山本という人はそういう人間じゃない、そういう人はでなことを望む人間じゃない、神社なんかつくと山本君の意に沿わないであろう。それでできなかつたのです。

昭和十八年四月十八日、敗色濃いあのニューブリテン島のラバウル基地を、山本長官はブルーゲンビルの南端のブインというところを視察するために午前七時に飛ばれた。乗つていかれたのは一式陸攻中型攻撃機。知つておられるでしょう、あの芋型の。これに従うものもう一機、参謀長が乗つた一式陸攻。これを守る戦闘機、零戦六機。そして飛び立った。あと十五分着くというときに、七時四十分、暗号を解読しておつた米軍のP38十六機がこれを迎え撃つた。ついに撃墜されて、戦死をされた。このP38をつくつたのはロッキード社なんです。

私が長岡市民に訴えたのは、あなた方市民の尊敬してやまない山本さんは、ロッキード社製のP38に落とされた。ところが、同じこの長岡にそのロッキードから汚い金をもらつた人がおる。しかも、その人たちが支持されておる。一体、山本さんを尊敬する心と田中さんを支持する心と、どちらが長岡市民の本當の姿なんですかと私は訴えたのです。片一方は、まだびんぴんされておるのに銅像まで立つておる。私は非常にこういう点は、あなたもわかりやすい言葉でと言いますから、わかりやすい話をしていきます。

山本長官は靖国神社へ祭られておるでしょう。私はいまからやりませぬけれども、まだそのロッキード社との関係が明らかにされておらない、総理自身も。だから、こういうものが解明されるまで総理は靖国神社に行くのをやめたらどうですか。加藤さんもやめたらどうですか。地下の山本さんが泣きますよ。それでもなお靖国神社に皆連れていきますか。靖国神社に参られませぬかと聞いておるのです。

○中曽根内閣総理大臣 靖国神社にもお参りします。私の弟が戦死して祭られております。

○榎崎委員 私は、そういう点で国民の皆さんはやはり積然としないものがあると思うのです。ほとんどの方がやられましたから、重複を避けて、まだやられていない点をただしてみたいと思うのであります。

【五七九】第九十八回国会衆議院文教委員会議録第二号（昭和58年3月2日）

（発言者） 三浦隆（委員）

瀬戸山三男（国務大臣、文部大臣）

高石邦男（政府委員、文部大臣官房長）

〔発言順、敬称略〕

○三浦（隆）委員（略）

次に、公務員が公人としては宗教行事に参加することは憲法二十条二項に違反するとこれまで明確に言い切つておりました。新聞によりましてはそのことを大きくこうして活字をもつて提起しているわけです。これにつきまして、大臣はどうお考えですか。

○瀬戸山国務大臣 宗教行事ということについては、いろいろの見解がありまして、従来から政府、われわれとしては、もちろん純然たる宗教行事には公務員その他等の立場では参加できませんけれども、そうでない判定したものは参加しておる、これが従来からのわれわれの考え方でございます。

○三浦（隆）委員 この判決は急に出てきたわけではございませぬで、すでに津市における地鎮祭判決などと流れを同じくするものであつて、ここでの流れとは一貫して変わつてないものであります。つきましては、昭和二十六年九月十日付文部次官・引揚援護庁次長通達というのがこの眞面訴訟でも取り上げられておりました、ここでは、誤つた解釈を示したことになるこの判決は大変厳しく言つておりますが、それで大臣よろしいですか。

○高石政府委員 従来文部省の示している見解と第一審の判決は違つておるわけでありませぬ。そこで、従来文部省の見解は、こういう事例については宗教行事でないということ、公務員が参加することについては差し支えないという見解で来ておるわけでございますが、まだ一審判決でございまして、この一審判決については今後争われていくものと考えておりますので、現在の時点において文部省の従来の態度を変える気持ちはないわけでございます。

○三浦（隆）委員 この判決に絡みまして、教育長の出席は、公務員として出席してはいけな、よつてそうしたことで勤務した

時間相応の金は返還せよというふうな義務を負わしていますが、これについていかが考えますか。

○高石政府委員 先ほど申し上げておりますように、一審判決ではそういう指摘がございますけれども、今後争われて、最終的な判断が決定するものと考えております。

○三浦（隆）委員 この訴訟につきまして、ただいまの答弁を伺っておりますと、文部省、大臣その他の見解は真つ向から対立していると思います。トータルとして、大臣それでよろしいのですか、そう受けとめて。

○瀬戸山国務大臣 裁判と行政でございますから、解釈に違う場合がありますけれども、最終的には、判決が決まりましたらそれを尊重する、こういうことになると思います。

○三浦（隆）委員 この箕面訴訟も、一審でありますが高裁で決まったら文部省は確実に従う、いままでも過ちであったと認められますか。

○高石政府委員 最終的に決まれば当然それに従って処理することは当然なことでございます。

○三浦（隆）委員 この判決は靖国神社の行事等についての影響も大変大きかろうと思えますが、靖国神社が戦争中に果たした役割り、大臣どうお考えですか。

○瀬戸山国務大臣 靖国神社が戦争中にどういう役割りを果たしたかと聞かれても、私は余り詳しくないのでございます。御承知のとおり、明治時代から、国家のために御奉公して生命を失った人はあそこに祭って、国民的感謝をしようというためにできたもの、かように考えておるわけでございます。

○三浦（隆）委員 靖国神社が教育に果たした役割りは大変大きいので、後ほど一括して質問させていただきます。次に、大臣個人としまして靖国神社への閣僚参拝についてどうお考えですか。

○瀬戸山国務大臣 今年是用があつて参りませんでしたけれども、時間があればお参りをしたい、かように考えております。

【五八〇】第九十八回国会衆議院予算委員会議録第十六号（昭和58年3月3日）

（発言者） 三浦隆（委員）

後藤田正晴（国務大臣（内閣官房長官））

【発言順。敬称略】

○三浦（隆）委員（略）

時間もあと幾らもないのですが、箕面市の慰霊祭訴訟判決に関連しましてお尋ねをしたいと思います。

先ごろ判決が下りまして、新聞によりまして、こんな大きな見出しで「公務員の公人参列は違憲 慰霊は宗教行事 大阪地裁判決 箕面の忠魂碑訴訟」というふうな記事があるわけです。〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

この場合に、忠魂碑前の戦没者慰霊祭を靖国神社における戦没者慰霊祭、あるいは教育長を閣僚にと置きかえてみますと、影響があるような気がするのですが、これに対して靖国神社に、私的な立場であれ、参列された大臣の方いらしたら、御答弁をお願いしたいと思います。

○後藤田国務大臣 参列したことはございます。

○三浦（隆）委員 この判決についてどうお考えでしょうか。

○後藤田国務大臣 これは裁判所の一応の判断ですから、これはまたそれなりに受けとめなければならぬと思えますけれども、私は行政府の者でございますから、裁判についてこれコメントをするのはいかがかと思えますので、差し控えたいと思

【五八一】第九十八回国会衆議院法務委員会議録第三号（昭和58年3月4日）

（発言者） 横山利秋（委員）

秦野章（国務大臣。法務大臣）

【発言順。敬称略】

○横山委員（略）

最初に法務大臣にお伺いをいたしますが、先般、いわゆる箕面判決が出ました。慰霊祭に出席いたしました教育長は、これは私的なものであるのに公人として出たのは適当でないから、その分の給料は返還しろという趣旨であります。根本を貫きますものは、前の慰霊碑移転判決と相並んで、明確に宗教と政治の分離、これをきわめて明白に貫いておると思うのであります。

それに関連いたしましたして、靖国神社の参拝問題が微妙に社会の議論になっております。本件については、さきに五十五年の十一月に、政府としては、国務大臣の資格で靖国神社に参拝することは違憲の疑いを否定できないという政府見解を出しましたが、下つて五十七年になりましてから、公人、私人、いづれかを聞かれても答ええない、こういう状況で閣僚の集団参拝が現実に行われております。もつとも、昨年、行政管理庁長官でありました中曽根さんは、私人と答えたと言っています。

私も法務委員として、私人と答えたと言っています。私ども法務委員会と違って、きわめてシビアに受けとめておるわけでありまして、事憲法に縁因いたしますだけに、箕面の判決について、一体どういうふうにか考へるべきかという点について、法務大臣はいかがお考えでございますか。

○秦野国務大臣 お尋ねの具体的な判決は、公判が係属中でありますので、大きな原則だと私は思うのですけれども、法務大臣から評価にかかわるような発言は差し控えた方がいい、こう考えておりますので、どうぞよろしく。

○横山委員 法務大臣は、昨年靖国神社に参拝をなさいましたか。

○秦野国務大臣 靖国神社の参拝の問題は、中曽根総理が発言をした線でも結構だと思っております。

○横山委員 あなたは参拝なさいましたか。

○秦野国務大臣 法務大臣になつてからは、しておりません。

○横山委員 次の機会にはどうなさるおつもりですか。公人としてお行きになるのですか、私人としてお行きになるつもりですか。

○秦野国務大臣 総理がああいう発言をしておられますから、私はその線で結構だと思っております。

○横山委員 ちよつとよくわかりませんが、総理がああいう発言というのはどういう意味ですか。

○秦野国務大臣 たしか、いま横山先生おっしゃったとおりの発言だったと思います。

○横山委員 私人ですね。

○秦野国務大臣 ええ、そうです。

○横山委員 法務大臣として、公判中のものについて余り言及はしないとおっしゃるのですけれども、法務大臣というものはもっぱら憲法及び法律の安定という立場において仕事をなさるのでありますから、宗教と政治の分離を明確にうたった憲法及びそれに関連いたします諸法規については、きわめて厳正な立場で処理をなさるべきであると思ひますが、いかがですか。

○秦野国務大臣 法務大臣の立場から言えば、まさに憲法、法律を厳正に守るということは基本的な、大事な問題であります。いまおっしゃった具体的な裁判の問題は、裁判が係属中でございますから、係属中、途中だということ、まだプロセスだということ、結論が出てないということ、そういう意味において私が私の立場で評価にかかわるような発言はやはりすべきでない、こう考えております。

○横山委員 私は、判決についての判断を必ずしも願っておるわけではありません。少なくとも宗教と政治の分離を明確にしたという意味において、これからの法務大臣の出処進退で、靖国神社の参拝なり靖国神社の国家護持ですか、そういう点について一体どうお考えになるかということを実は聞きたいのであります。

○秦野国務大臣 いままでお答え申し上げたことで御理解願うたらいいんだらうと思ひます。

【五八二】第九十八回国会参議院予算委員会会議録
第三号（昭和58年3月10日）

（発言者） 黒柳明（委員）

中曽根康弘（国務大臣、内閣

総理大臣）

【発言順。敬称略】

○黒柳明君 総理、靖国神社の公式参拝。大阪での判決がありました。これは公務員の宗教行事への参加は憲法解釈上常に私人としての行為と見るほかはなく、公務となる余地は全くない。大阪地裁の判決、これは御存じのとおりであります。そうなりますと、靖国神社の公式参拝というのは一切まかりならぬと、大阪地裁の判決をもとにしてはです。よ、こうなるんですけれども、総理、これはどうですか。あのときは総理コメントされなかつたんですね。これに対してはいかががでしょう。

○国務大臣（中曽根康弘君） 地方裁判所、下級裁判所の判決でございますから、最高裁に至ってどういふ結論が出るかまだ未定でございます。しかし、そういう判決が出ているということの一つの過程として心にとめておくという考えでございます。

【五八三】第九十八回国会参議院大蔵委員会会議録
第七号（昭和58年3月23日）

（発言者） 穂山篤（委員）

勝川欣哉（政府委員、大蔵省

理財局長）

【発言順。敬称略】

○穂山篤君 次に、国有地財産の管理その他について全般的に明らかにしてもらおうと思つていましたが、時間の都合がありますので、その部分はまた後日に譲らしてもらいます。

そこで具体的なことについてお伺いをします。それは靖国神社の土地の問題であります。この靖国神社は、目下文部省の所管になっており、管轄が文部省、実際に監督に当たっているのは東京都である。そういう宗教法人であるわけです。国有地を適切に管理する、そういう見地から、非常に古い話で恐縮ですが、お伺いをしたいと思います。

靖国神社、現在は、いま申し上げたように、宗教法人靖国神社の土地に登記がしてございます。しかしその登記をする以前は国有地であつたというふうな思ふわけです。私の資料によりますと、昭和二十八年に譲与になつていふわけですが、この譲与の背景、あるいは手続、根拠の法律というふうなものは何であつたのか、その点をまずお伺いしておきたいと思ふんです。

○政府委員（勝川欣哉君） 確かに靖国神社に對しましては、昭和二十七年十一月十五日に境内地を神社に對しまして譲与してありますが、それは昭和二十二年に制定されました社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律という法律に基づきまして処分してあります。

○穂山篤君 昭和二十七年十一月十五日に譲与して登記がしてありますのは、場所によつて違いがありますが、昭和二十八年十二月二十五日になつていふわけですね。

そこで、細かいことはいづれこれから何回となくお伺いしますが、国有地ですね、かつての国有地、現在の国有地でもいいんですが、そういうものの処理につきましては、少なくとも国の財産、国民の財産であるだけに、納得のいくような処理の仕方しなければならぬというふうな思ふわけです。最近は大蔵省設置法の十七条でしたか、これで特別な審議会がありますから、そういう手続を踏んでいるわけですが、この靖国神社の譲与については、いまお話がありました手続だけでは国民的なこ

ンセンサスを得ることはむずかしい、私はこういうふう思うわけです。

言いかえてみますと、憲法二十条なり、憲法八十九条で厳しくその点を禁止しているわけですね。今日ではそういうことがどなたにも政教分離という意味で十分理解がされますが、昭和二十八年、七年当時でありますと、朝鮮戦争の直後でありまして、国民的な感情というものが非常に複雑であったと思うんです。その意味では、靖国神社などのかつて国有地であったものの譲与について今日改めて見直しする必要がある、こういうふうにかえられますが、その点いかがですか。

○政府委員（勝川欣哉君） 先ほど述べました法律は、まさに先皇御指摘の点をいわば清算するために、あるいは回避するために戦前制定された法律であります。やや沿革的なことになりませんが、実は明治政府が誕生する前に社寺の所有でありました境内の土地は、その大部分が明治四年のいわゆる社寺領上知令とか、六年以降に行われました地租改正条令に基づく土地の官民所有区分によりまして、国有になりました、そういうふうな経緯を踏まえまして、国有地として社寺等に無償で貸してきたものであります。

ところが、戦後お話の日本国憲法ができてまして、そのままで存置しますと、お話のように、二十条ないし八十九条に違反することになる。したがって、何とか清算する必要があります。しかし従来の沿革によって社寺に与えられました永久無償使用権をただで取り上げるとなると、それは元来社寺の所有であったものをただで没収することになりまして、今度は別個の憲法二十九条にあります財産権の保障の規定に反するという問題が生じまして、またそういうことによって宗教活動の根拠を奪って、逆に国が宗教上の活動を保障するという憲法の精神に反するのではないかと問題が生じまして、いわばもとの所有者である社寺に無償で返すというふうな趣旨でこの法律は設けられまして、同時に設けられました政令でできました社寺境内地処分審査会という審査の会を経まして処分を行った次第であります。

したがって、この法律は、日本国憲法を制定しました第九十二回帝国議会、これは同一の構成員であります、その同じ議会で先ほど述べました法律が両院とも全会一致で可決されておりまして、またこれを受けまして、昭和三十三年十二月二十四日の最高裁判所の大法廷でも、これは違憲ではないというふうな判決をなされている次第でございます。

○穂山篤君 私には二通りの立場から申し上げているわけですが、一つは、国民の財産、国有財産のあり方という問題であります。それから二つ目は憲法上の問題です。

もちろん憲法上の問題については別の舞台で争わなければならぬと思えますけれども、元別格官幣社あるいは官幣大社というものは全国的にかなり広い土地を擁しているわけですね。そういうことを踏まえてみまして、私は召し上げるとかなんとかということよりも、昭和二十八年に措置をした問題について、国民のかつての共有の財産のあり方という意味で見直しをする必要があるんじゃないか。過去に昭和二十二年の法律で処分したから、もうこれは何ら手をつける必要がないというふうに言い切るには問題が残っているのではないか。こういうふうにかえてあえて問題の提起をしたわけでありまして。

なお、この土地の中には東京都の所有の部分もあります。それから個人が持つておったものを宅地として処理しておる部分もあるわけでありまして、そういう意味から言いますと整合性に欠ける問題点ありと、こういうふうにかえたいと考えております。

あらかじめ詳しい質問の要旨をお渡ししてありますので、具体的な議論にかみ合わないのは残念でありますけれども、これらについて問題があるということにつきましては国有地財産の管理という意味で申し上げておきたいと思っております。別の機会にもう一度過去にさかのぼって具体的な議論をお願いをしたいというふうに思います。

（略）

【五八四】第九十八回国会衆議院社会労働委員会
録第六号（昭和58年3月24日）

（発言者）

和田耕作（委員）

山本純男（政府委員、厚生省
援護局長）

林義郎（国務大臣、厚生大
臣）

【発言順、敬称略】

○和田（耕）委員 きょう私は二つほど御質問を申し上げたいと思っております。

一つは、千鳥ヶ淵墓苑の春秋のお祭りの問題と、もう一つは、いまも同僚委員の質問のありました中国孤児の問題、この二つの御質問を申し上げたいと思っております。

私も、この大東亜戦争には陸軍歩兵伍長ということで、本当は幹部候補生で少尉にならなければいけないところだったんですが、精神状態がよくないということで伍長どまりでございまして、そして、野戦分隊長としてバタワン半島のあの激戦に参加いたしました。ちょうど分隊長の兵隊が十一人のうちの六人が戦死しないし戦病死をする、大変激しい戦闘でございました。それで、事情がありまして関東軍に転属をされる形で満州に行つたんですが、戦後は、満鉄におつたとかいろいろなことでもソビエトにつかまえられまして、抑留者として四年間ソビエトにおりました。その間のほとんど大部分は日本軍の捕虜と一緒にラゲリーで生活をしたんです。

〔委員長退席、大石委員長代理着席〕

そのときにもたくさん仲間が死んでいきました。一線の戦闘で戦死した人たちは、これはそれなりに、あの当時は戦いに勝ち進んでおつたときですから、祖国の栄光を夢見ながら亡くなった人だと思えますけれども、ソビエトの捕虜で亡くなった皆さんの人は、これは祖国も自分も暗たんたる気持ちで亡くなった。この戦争で、いろいろところで戦死されあるいは病死された人が非常に多いと思っております。

ごく最近も、三月二十六日から二月十日までオーストラリア政府の招待で衆議院からの議員の派遣がありまして、私もそれに参加してオーストラリアへ行つたんですが、首都のキャンベラから約二百キロくらい離れたところの地方の都市に、戦争時代にニューギニア方面で捕虜になつた日本軍の人がそこへ集め

られて、私どもも当時そういう教育を受けたのですけれども、捕虜になって生きておつてはいけない、虜囚の恥という事で集団脱走をしまして、おのおの自決をしたり戦闘をしたりで亡くなった約三百名近い人のお墓があるのです。私はそれを見ながら、あの戦争ではいろいろな場面でいろいろな亡くなり方をしている人が非常に多いという感じがするんですね。

そういうことでございまして、厚生省が長年遺骨の収集に努力をされている、私どももいろいろな団体と一緒に、もつと精力的にやりなさいということ佐藤内閣のときから何回か言ってきたのですけれども、非常に熱心におやりになったと思います。それに敬意を表する次第でありますけれども、いま千鳥ヶ淵墓苑に何体の遺骨が集まつておられるのか、そのことについて最初に報告をお願いしたい。

○山本(純)政府委員 昭和五十七年五月現在の状況で申し上げますと、三十一万七千四百六十四柱の遺骨を納めております。

○和田(耕)委員 私は、外国のこのような戦没者に対しての大変気持ちの込められた慰霊祭をしばしば拝見したこともありますが、私どもも、日本の場合には、確かに政府主催のものも千鳥ヶ淵墓苑でもやつておられますけれども、何かもうひとつ気持ちが入っていないという感じを受けます。

というのは、この千鳥ヶ淵墓苑の春と秋のお祭りには、私は外国へ行くとかいことがなければ必ず出るので、私の関係している幾つか宗教団体とかいろいろな団体がやっています。ほとんど必ずあの会へ出ますし、また五、六年前から墓苑の奉仕会の理事をいたしておりまして、特に関心が深いのですけれども、春の厚生省が主催しているお祭りがありません。あれも私は大概出ておりますけれども、いつも思うことが一つあるのです。それは、政府主催のものとしては外国の使臣がだれも出ていない、武官もあるいは大使、公使も。私の聞いているところでは、たとえばフランスとかカナダとかイギリスも英連邦の諸君も、皆出るようです。豪州でもそうです。大概外国使臣を呼んでかなり厳かにやつておるのですけれども、日本の場合に外国使臣を呼んでおられないのはどういわけか、このことを一つお伺いしたい。

○山本(純)政府委員 私どもも確たる理由を詰めたわけではございませんので、私なりに理解しておるところを申し上げたいと思うのですが、戦後戦没者に対する慰霊の行事というものは大変微妙な状況の中で始められ、今日まで取り進められてまいったわけでございます、その中でこれを著しく華

やかにすることについては大変控え目にするということが一貫した方針であったわけですね。そういう中で、また戦後間もないころには、日本に対して、事が前大戦に閉じます限りは、国際的には必ずしも感情もまろやかでない面も多々あったような状況でございますので、その中で恐らく遠慮ということからやつてこなかったというふうな理解しておるのでございますが、一方では、外国の大使館の方その他を公的にお呼びするという問題は、これはまた国際的な問題という意味もございまして、最近で私どもが承知しておりますところでは、こういう問題はなかなか微妙な点があるので慎重な検討を必要とする性質のものである、こう聞いております。

私どもとしても、できることならばそういう方々からも慰霊の意をいただければうれいわけではございますが、これを実際に実行に移すかどうかにつきましては、そういった問題多々ございますので、慎重に検討させていただきますと思っております。

○和田(耕)委員 この種の独立国家の戦没者の政府主催の追悼会、お祭りには、大概の国が外国の使臣を呼んでおるわけですが、戦争は自分が勝手にやったわけではなくて、他の関係の諸国は無論のこと、近隣諸国との関係のあることで、やはりそういう国々の方々をお招きして、こういうふうなあれをしようというところが、つまり平和を祈念するという意味も含まれるわけですね、そういう形をすれば、大臣、ぜひともその問題を御検討いただきたいと思えます。

これはちょっと杞憂かも知れませんが、ひょっとしたら靖国神社との関係で、千鳥ヶ淵墓苑に外国の使臣をお迎えすることに何か二の足を踏んでいるのじやないかという感じを私は持つことがある。つまり、外国の大使は皆外国を代表している人、この人たちが墓苑に来れば、靖国神社をちょっとないがしろにするような感じもあるように思う人が日本にはおるわけですね。そういうことはなかなかめんどうな問題です。問題ですけれども、しかし、少なくとも政府主催で実態は無名戦士の墓という形の墓苑のお祭りに、外国使臣をお迎えしないというのをおかしなことなんです。将来靖国の問題がどう解決されるかわかりませんが、解決された暁には堂々と靖国神社にもお参りしてもらっていいじやないですか。そういうことを含めまして、ぜひとも春の政府主催のお祭りには外国使臣をお迎えするように御検討、御努力をいただきたい、これが一つでございます。

○林國務大臣 和田先生のお話しはもつともな話でございますが、私も、外国に行きましたら大体その戦没者のお墓には必ず参ることにしております。アメリカに行きましたらワシントンのアーリントンとか、大韓民国に行きましたらやはりあそこにありますから、公式でもまず最初に参りまして花をささげるということはやっているつもりでございます。そうした意味で、千鳥ヶ淵は厚生省が主催したり何かしているわけですから、外国の方々に当然来ていただいて、日本の国のため戦没された方々の霊を弔うとともに平和を祈願するということは、おかしな話ではないだろうと私は思います。いままでのいきさつはいま援護局長から御答弁したようなことがあったのだから、思いますが、ここは外務省当局の感触もあるでしょうから、その辺の感触も入れまして前向きで少し考えてみていい話ではないだろうか、こう思います。

御指摘のありました靖国神社問題というのがありますから、この問題になるとまた話が非常にこんがらかってくるだろうと思えますが、この問題だつて話が解決すればお説のようにやってもいい話だろう。どういうふうな形で解決するかということにかかってくるのだろうと思えます。そういうことがありまして、外国との話でもございまして、外務省当局とも相談いたしましたし、お説の方向でやれるものかどうか検討してみたい、こういうふうな思っております。

○和田(耕)委員 続きまして、秋のお祭りは、千鳥ヶ淵墓苑の奉仕会という団体がありまして、私もその理事をしておりますけれども、この会にも私は毎回出るのですけれども、問題があると思うことが一つある。この会には外国の武官、主な国はほとんど全部出るので。そして、皇室からも常陸宮、三笠宮あるいはその他の代表的な方々もお出になるのです。この会は、政府は政府で春やりますから、当然総理大臣御自身に出ているだかなければならぬと思えますけれども、あえてそういうことは望まないのです。ただ、皇族の方も出られるし、外国の武官も出られるところに、総理大臣の代理として、四十八年までは厚生大臣が出たり、総理府総務長官が出たり、労働大臣がでたり、官房長官が出たりしているのですよ。四十九年からは大臣が出られなくなつて、官房副長官とか総理府総務副長官とか、去年は厚生政務次官の津島さん、先ほどおられたけれども、次官が出られるという形になってる。下は下だけれども、政務次官がまずくて大臣がいいと私は言っているわけではない。ただ、総理大臣の代理としては少し軽少な、つまり軽く扱うよう

な感じを皆持つわけですよ。外国の武官もみんな来ています。皇族の代表も見えています。総理大臣代理として官房副長官とか政務次官では著しくかつこうがとれない、そういう感じは私はいつも持つのですよ。これは少なくとも厚生大臣あるいは官房長官、総理府総務長官等のしかるべき人が総理の代理として出る必要があると思うのです。このことも厚生大臣、ぜひとも真剣に考えていただきたい。これは四十八年までは出ているのです。どういう理由があったか知らぬが、四十九年からは格下げしつ放しで現在に至っている。余りいい感じはしないのですよ。この問題は厚生大臣の一存でもできることだと思いませんので、ぜひとも改めていただきたい。遺族の人たちも皆来ているわけです。関係の団体の人も約千人ぐらゐの人が集まるわけです。それを、何だか政府がこういうお祭りを軽く見るような印象を与えることはよろしくないと思うことがありまして、ぜひともこのことをお願いしたいと思う。いかかでしょう。

○林国務大臣 いまお話がありましたように、秋の例大祭でございますが、総理は当然出るといふ御案内はいただいているのでしよう。それで二段格落ちという御案内はいただいているましてちよつといかぬだろうと思ひます。ただ、いまお話を聞いておりました、四十九年以降変わったということ、何かトランプでもあったのかなといま私もふと思つておつたところで、でなければ私はいかぬといふから、もし厚生大臣をやつておればぜひ私も参加させていただきます、参らせていただきたい、こう思うのです。

ただ、私がやっているかどうかは別にいたしまして、そういう式典のごとでございますから、格式とかというふうなものとはたつとんで行わなければ式典にはならないのだからと思ひますので、その辺は十分注意してやりたい、こういうふうにして思つております。

○和田（耕）委員 ぜひともそのように。たとえば厚生大臣が出たり、ときには労働大臣が出たり、いままではいろいろな関係の大臣が出ている。官房長官が出たこともあり。どういふ理由か知らないけれども、われわれから見れば何か軽く扱つていふなどという感じ、これは遺族に対しても外国の使臣に対しても非常にまずいことですよ。政府として御検討を賜りたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○林国務大臣 先ほども申し上げましたように、格式の話だと

思うのです。お葬式へ行くときでも、御本人が行くか奥さんが行くか、そうすると焼香の順序も皆違ふわけですから、やはりそこは考えていかななくてはならないと思ひます。

先ほど先生から四十八、九年ぐらゐから何か変わったというお話もありましたから、その辺で何かあったのかなと思ひますし、私自身はそんなことは記憶に何もないのですが、何かありましたらなんですか、そうでなければしかるべき措置をとるようにならぬ中でも相談をしていきたい、こう思つております。

○和田（耕）委員 ぜひお願いします。

なお、参考までにこれを差し上げておきましょう。いままでの政府主催、それから奉仕会主催の二つの場合にだれがどうかというものです。

（略）

【五八五】第九十八回国会参議院内閣委員会会議録
第九号（昭和58年5月10日）

（発言者） 野田哲（委員）

後藤田正晴（国務大臣（内閣
官房長官））

角田禮次郎（政府委員、内閣
法制局長官）

法制局長官）
【発言順、敬称略】

○野田哲君 官房長官がお見えになりましたので、いま恩給の審議をやっているんですが、恩給と非常に関係の深い問題について伺いたいんですが、これは本当ならば中曽根総理に直接伺いたいわけですが、本委員会に中曽根総理に出席を願うというわけにもいまはまいりませんので官房長官に伺いたいんですが、四月二十一日に中曽根総理が靖国神社に参拝されたことが報道されているわけですが、まず玉ぐし料、これはどういうお金で出されたんですか。

○国務大臣（後藤田正晴君） 私も現場を見たわけじゃありませんけれども、伺っているところはポケットマネーからお出しになったと、かように承知をいたしております。

○野田哲君 角田法制局長官に向いたいと思うんですが、これ日本語の受けとめ方として、あるいは法律的にどうなるんですか。新聞、テレビ等の報道によると、総理大臣たる中曽根康弘が英霊に感謝の参拝をしたんだと、こういうふうには言っておられるわけですが、総理大臣たる中曽根康弘、この表現は公人の表現じゃないんですか。

○政府委員（角田禮次郎君） 総理がどういふ御趣旨で述べられたかは私がコメントする限りじゃございませぬけれども、日本語として申し上げれば、内閣総理大臣として参拝をしたというふうには言っておられないわけで、ただ中曽根康弘が参拝したと、しかししたまま中曽根康弘という人は内閣総理大臣でありますから、その上に形容詞としてつけられたらと思ひます。そういう言葉の使い方は、総理が明らかに個人としての行動をされる、たとえば座禅にどこかの寺へ行かれるときも、中曽根総理が寺へ座禅に行つたというふうな言い方は日本語としてはしばしば用いられると思ひますが、日本語の表現としてそれが直ちに公人としての行動であるというふうには論理的にはつながらないと思ひます。

○野田哲君 あなたの説明を聞いてもさっぱり意味がよくわからないんですが、昨年の八月に、鈴木総理ですが、靖国神社参拝に対して、公人か私人かの問題には答ええない、こういう態度でおられたわけですか。今回の場合も公人、私人の区別をしない、こういう鈴木内閣の方針と同様の措置をとったというふうな後藤田官房長官の見解が報道されているのですが、そういうことなんですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私が申し上げておりますのは、この問題は国会でも宮澤さんなんかから政府の統一見解というものを示しております、その枠の中でやられたということであって、別段いままでの内閣の考え方と特段変わったことはない、こういう意味合いで同じでありましょう、こう申し上げておるわけでありませぬ。

○野田哲君 これは、長官ね、内閣総理大臣の態度あるいは内閣の見解が変わりなさいとおっしゃるけれども、こればいぶん変わっているんですよ。後藤田官房長官とは折り合いの悪い三木さんが総理をやっておられたとき、昭和五十年の五月五日にこういうふうな言っておられるんですよ。閣僚という地位の重みをお考えれば、個人と閣僚の使い分けはすべきでない、こういうことをおっしゃっているんですよ。これは角田さんの先輩の吉國さんが法制局長官として隣に座って確認をされているわけなんです。これは稲葉さんの問題のときなんです。

この年の八月十五日に三木総理が靖国神社に参拝をされた。そのときの総理の行為の性格については、昭和五十年十一月二十日の参議院の内閣委員会でも吉國法制局長官が、三木総理が靖国神社に参拝したことについて、「この場合、私人としての立場」ということがどういうことで明らかにされたかと申します。ならば、その前日に官房長官から発表をいたしまして、これはあくまで私人としての立場でお参りをいたしますということ、内閣総理大臣としての資格ではなく、また自由民主党総裁という資格でもなく、あくまで個人としての資格でお参りすること、これを新聞にも」と、報道機関を通じてよくPRをして、そして私人という立場を明らかにして参拝をしたんだと、こういうふうな言っておられるわけですね。

そしてさらに、こういうふうな述べておられるんですよ。「従来とも靖国神社に内閣総理大臣が参拝する場合は私人の資格でお参りをしておるといふことは、これはもう戦後何回か内閣総理大臣たる地位にある人がお参りをしたという例はございますが、その場合にも必ず私人の立場でお参りをしておりますとい

うことを国会の場でも申し上げ、それから新聞等にも発表いたしておる」というふうな述べておられるわけですね。そして、「前例もございませぬので、内閣総理大臣の地位にはあるけれども、それは私人の立場でお参りするものであるということ、これを世に明らかにして、誤解のないような措置をとった」と、こういうふうな述べて、つまり靖国神社に参拝する行為はあくまでも私人であるということ、誤解を受けないようにするために十分世間に説明をして参拝をしている、そういう手続、手順をとることがいつの場合も必要だということ、そういう趣旨を述べておられるわけですが、これは角田さん、法制局長官吉國さんがそういうふうな述べておられることもあなたも御承知でしょう、どうですか。

○政府委員(角田禮次郎君) 承知しております。ただ、私の前任者のことでございますが、若干敷衍して私からお答えさせていただきますが、昭和五十年に、御承知のように八月十五日に初めて三木総理が参拝をされるということになったわけでありませぬ。その際、御指摘にもございまして、稲葉法務大臣の改憲集会への出席などの問題もございまして、即公人としての地位か私人としての地位かということがそのころたまたま問題になっていたのであります。そういうバックグラウンドがございまして、三木総理が初めて私人として参拝されるということもあり、またそういうたまたま公私の区分の問題が非常に問題になったという経緯もあり、その際にはやはり私人としての立場であるということ、これを強調する必要がある、そういうような答弁が出てきたのだと思っております。

その後、毎年のように歴代の総理は八月十五日に個人として参拝をされておられるわけでありませぬ。特に五十三年あるいは五十五年には政府の統一見解というものも出てまいりまして、総理が八月十五日に参拝される場合にも、それはあくまで公式参拝ではないということ、それはそれなりに定着していると、そういう配慮が、最近では私どもとしてはそれほど特に私人としての参拝であるということ、これを強調する現実的なバックグラウンドというのか、必要性が薄れてきたのではないかと、こういうこと、あつたのだと思っております。

それからもう一つは、これは宮澤官房長官が当時記者会見でも言っておられますが、そもそも社頭において、そういうことはもともと個人の問題であるから、そういうことを聞かれたときに一々答えなくてもいいというのも一つの考え方ではないかということ、鈴木内閣の時代にそういうことについて答

えないということ、鈴木総理自身がお決めたこと、こういうような経緯であると承知しております。

○野田哲君 いまも法制局長官が触れられました五十二年十月十七日に、これは福田内閣当時、安倍官房長官がこの委員会でも文書にした政府の統一見解を述べられたわけですね。この統一見解は、事前に私的参拝であることを報道機関を通じて国民の前に明らかにしておくこと、誤解のないようにするんだと、こういうことを統一見解の中で述べておられるわけですが、鈴木内閣それから中曽根内閣と、この最近の内閣はあえて公私の区別は言わないんだと、こういう態度をとっておられたということは、これは福田内閣のときに与えられた五十二年十月十七日の政府の統一見解、事前に私的参拝であることを明確にして報道機関を通じて国民に明らかにしておきながらやっていたんだと、こういうことを無視していることになりはしませんか、これは。この統一見解はいつそういう形で無視をすることになったんですか。

○政府委員(角田禮次郎君) 五十三年の統一見解に最後にそういうことが書いてあることは御指摘のとおりでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、その後五十五年に政府の統一見解も出ました、また参拝の仕方についてもそれなりに定着しており、私人としての参拝であるということ、一々事前に特別に報道機関に発表しなくても、そういう配慮はもはや必要がないというような考慮から最近では特にわざわざそういう発表をしない、こういうことであろうと私は理解しております。

○野田哲君 わざわざ言う言わなくても総理が靖国神社へ参拝するのは私的な参拝であるということは定着しておると、こういうふうな言われて、だからもう五十三年の十月十七日の統一見解の、一々その都度言わなくてもいいんだと、こういうことの説明のようですね、これは受けとめ方が逆の場合があるんですね。

「神社新報」という団体の新聞がありますが、これはもうこういうふうになっておりますよ。「靖国神社公式参拝はほぼ定着」と、こういう見出しで評価しているわけですね。それから、あのときの新聞報道などでも、非常に今回の靖国神社への中曽根総理の参拝の仕方については問題を感じている、こういう報道がされているわけですが、だから定着した、中曽根総理の参拝についてもあえて一々言わなくてももう定着しているんだということ、これを言わなくても、定着は逆の方向に定着しつつある。

ここで私は、もう時間がありませんから明確にしておきたいと思うんですが、そうすると、冒頭に玉ぐし料のことを聞いたわけですが、それはポケットマネーだと、こうおっしゃったわけですが、政府の見解の中でも、公式参拝というのは閣議でまず参拝することを決めた場合とかあるいは玉ぐし料に公費を出す、こういう場合はこれは公式参拝だと、こういうふう述べているわけですが、今回の場合も閣議では決定したものでない、玉ぐし料もポケットマネーだと。こうなりますと、これは私的だと、こう確認していいわけですね。これはどうですか、官房長官。

○政府委員(角田禮次郎君) 今回の中曽根総理の靖国神社の参拝は私人としての参拝であると、従来の方針には何ら変更はございません。

○野田哲君 そうすると、わかり切ったようなことですが、私も一回確認しておきたいと思うんですが、憲法二十条では天皇や総理大臣、閣僚などは公式参拝はできないと、こういう立場に変わりはないと、こういうことですか。

○政府委員(角田禮次郎君) その点につきましては、正確にお答えをしなければ誤解を招くおそれがあると思えますから正確に申し上げますが、五十五年の十一月に衆議院の議運委員会の理事会上において宮澤官房長官が政府の統一見解として読み上げたものがございます。

政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第二十条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していませんが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである。

これが政府の統一見解でございます。

○野田哲君 だから官房長官、中曽根総理のやり方というのは私は非常に正しいと思うんですよ。われわれが国会でこういうふうに聞けば、いまのような見解であくまでも私的なんだと、政府の見解は変わらないんだと、こういうふうにお答えしておられ

る。世間へ向けては総理大臣たる中曽根康弘、こういうことで何か玉虫色のようなどっちにも受け取れるような態度をとる。そして公式参拝をやってもらいたい、こう願っている人たちが団体のところへは、あれで公式参拝はほぼ定着したんだと、こう受け取られるような態度をとっておられる。

私は、いまの答弁であれば、これは「神社新報」や「英霊にこたへる会」へ総理はだましていると思うのですよ。私的参拝であるけれども、さも公式参拝であるかのようなポーズをとって納得をさせている。これは私は一國の政治のトップリーダーとしてとるべき態度ではないと思うのです、これは。私的な私的、公的な公的、これは明確にすべきではないか、こういうふうにするのです。

私は、公的な立場であるべきはずかない、あつてはならない、こう思っているんですが、玉虫色で国論が大きく分かれた問題についてどっちにもとれるような言いわけをしなければならぬようなそういうことは、総理としてはとるべき態度ではない、このことを最後に申し上げて、時間が参りましたので終わりたいと思います。

【五八六】第九十八回国会参議院大蔵委員会会議録
第十六号（昭和58年5月12日）

（発言者） 鈴木和美（委員）

中曽根康弘（国務大臣、内閣総理大臣）

【発言順。敬称略】

○鈴木和美君 私は総理の訪問中のテレビ、新聞などを拝見させていただきました。いま総理は、日本の軍事大国の問題について各首脳からそれぞれ御理解をいただいたというふうな御見解のようでございますが、新聞の大方の報道によりますと、たとえば私は興味を持って見ておったんですが、シンガポールのト・ナムセン氏などの見識者が代表的にこういうことを述べておるんですが、これについて総理はどう考えるかお聞きしたいと思っております。

つまり、日本の中曽根総理が、軍事大国にはならない、平和憲法を守る、そういうことを言うても、中曽根総理がASEANを訪問する直前に靖国神社を正式に参拝した、また自民党内は改憲論者が非常に多いというふうな現実を踏まえたときに、総理のおっしゃっていることが多少矛盾した言動と言わざるを得ないのじゃないか、むしろ中曽根総理が国内で軍事強化論者や改憲者グループを抑え込み、戦争の歴史を徹底的に反省するなら、われわれは今回の発言を信用しよう。

こういうふうな代表的な発言をされておるのでございますが、私が見る限りにおいては、総理の発言も平和憲法を守るという前提に立って、そこから軍事大国への道を歩まないというふうな御見解を示されたものだということに理解をしております。でございますが、その辺の見解についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○国務大臣(中曽根康弘君) 靖国神社は例大祭に際しまして戦没者の英霊——私の弟も合祀されておりますが、この戦没者の英霊に対して、これを慰め、かつこれに対して感謝を申し上げる、そういう意味の参拝をしたのでございまして、別に他意があるわけではございません。

なお、シンガポールの記者云々の御発言でございますけれども、私も過般の戦争に参加いたしましたので、そのことを現地でも当時すでに痛感していたことでありまして、今回回りまして、いなおまた痛感したことでございますけれども、日本が当時、い

ろい理由があつたにせよ、平和に暮らしている第三国に対して侵入をして、そして非常に御迷惑をおかけし、痛手を与えた何ら関係のない第三国の皆さんにそういう御迷惑をおかけしたということとは、これは深刻に重大にわれわれは反省しなければならぬ過ちであつた、こう私は反省をした次第でございます。前からそれは私も戦争中から実感したことなのであります。何のかかわりもない平和に暮らしておる第三国の住民が、ほかの国の関係でこういうような影響を受けるということは、これは日本として本当に反省しなければならぬことなのであります。

また、外国と事を構えるということにいたしまして、平和憲法という反省の大きな事実がここに厳然としてありまして、日本の平和を維持しようという考えは、憲法もさることながら、国民感情においてこれは強く根を張っていることなのでございまして、そういう平和を維持するという点については、われわれはしかと心にとめておかなければならない。

ただ、自国を防衛してそして平和を維持する、自国防衛、平和を維持することについては、これは人々によっていろいろお考えが違つておられますが、自民党は、あくまで戦争を回避して日本を戦場にしないために、ある程度の抑止力を必要としておられる、そういう考えに立ちまして、自己の力の足らざるところは日米安全保障条約によってこれを補つて自国防衛を全うする、そういう節度のある考えに立つて行つておるのであります。この点は各国も十分理解していただいたところなのであります。

【五八七】第九十八回国会衆議院決算委員会議録第六号（昭和58年5月19日）

（発言者） 井上一成（委員）

中曽根康弘（国務大臣、内閣総理大臣）

角田禮次郎（政府委員、内閣法制局長官）

【発言順。敬称略】

○井上（一）委員 総理にここでお尋ねをしておきたいのですけれども、間近に控えた参議院の選挙の公約に、総裁でいらっしゃる自民党の公約の中の一つに、靖国神社の公式参拝、国家護持がうたわれているわけです。このことについて、総理であるということと同時に自民党の総裁でいらっしゃるのですが、どのように認識をしてどのように考えていらっしゃるのか、ここで承つておきたいと思つておられます。

○中曽根内閣総理大臣 私は実はまだ党の公約を読んでおられるのです。いまサミットの準備やら国会で非常に忙しいものですから、けさも聞いておいて、今晩読もう、そう思つておられるわけです。大体政調会長にお任せしておるわけでありまして。一般論としていろいろ話し合つておるから、こういうものが重点だ、そういうことは政調会長も知つていろいろおつくりいただいているものだらうと思つておられます。

いまの靖国神社の問題について具体的にどういふふうにお書きであるか、私、確認しておりません。もし書いてあるとすれば、党員の強い希望をそういう意味において表明しているのではないかと想像いたします。

○井上（一）委員 このことは、憲法の二十条、信教の自由の保障、その立場に立つと相矛盾して行くのではないだろうか、こう思つておられます。総理いかがですか。

○角田（禮）政府委員 いわゆる公式参拝の問題につきましては、御承知かと思つておられますが、昭和五十五年の十一月に衆議院の議運委員会の理事会において宮澤官房長官が政府の統一見解として読み上げたものがございまして。それは、いわゆる公式参拝をするということは憲法二十条三項との関係で問題があるという認識を前提としておられます。それはいま委員が言われたように、憲法に直ちに反するということではございませんが、違憲ではないかという疑いもお否定できないというふうなことでござ

います。
○井上（一）委員 実は私は総裁でいらっしゃる中曽根総理の見解をお聞きしたいのです。

それで、けさも戻つたところだということでございますから、後で結構ですから、もしよかつたら最終締めくくりに、総理としてあるいは総裁として御意見を聞かしていただきたい、こう思つておられます。

（略）